

CAMPUS GUIDE 2024

MEIKAI UNIVERSITY



このロゴマークは、1988年、明海大学の前身である城西歯科大学から総合大学として生まれ変わる際に制定されたものです。明海大学の頭文字の「M」をモチーフに、1970年の開学以来受け継がれている建学の精神「社会性・創造性・合理性を身につけ、広く国際未来社会で活躍し得る有為な人材の育成をめざす」を象徴化したものです。「M」をモチーフにした大胆なデザインにより、海を越え国際未来社会へと飛躍する明海大学の力強さを表現しています。

学 歌

よあこび

作詞 宮田慶三郎

作曲 小椋 佳

編曲 小野崎孝輔

♩ = 52~56

うみ に びらけゆくまち — みどりのしおがせがふく — はくあまなびや — しずかに一ながれるかわ — せ
い しんのときを — ここで — すごす よろこび — かん かに おいさくまち — そう そうのいそぎがわく —
い へといとむまち — かな やかしいゆめがとぶ —
さざめくなみおと — らあうの — やさしいうた — ゆ た かなころが — ここで — そだつ よろこび |
そんげんとあいを — むねをか — くいたくひと — ほ る かなおもいを — ここ に — わすれ よろこび |
ああこのせかいを — いら だけ — とおりすぎる — なに か ひとつ ひと の ために — わた したちができる — なにか
を — みる D.S. を — — —

1. 明海（うみ）に開けゆく都市（まち）

みどりの潮風が吹く
白亜の学舎（まなびや）
静かに流れる川
青春の時を
ここで過ごすよろこび

* ああこの世界を一度だけ通り過ぎる
何かひとつ人類（ひと）のために
私達にできる何かを

2. 文化匂い咲く街（まち）

創造の息吹が湧く
さざめく波音
地球の優しい歌
豊かな心が
ここで育つよろこび

3. 未来へと挑む基地（まち）

輝やかな夢が飛ぶ
尊厳と愛を
胸深く抱く人
遙かな想いを
ここに結ぶよろこび

* 繰り返し

CONTENTS

明海大学ロゴマークの由来、学歌「よろこび」

2024年度 明海大学浦安キャンパス 学年暦

目次

p.1

I キャンパスライフのはじめに

「明海大学建学の精神」	2
「明海大学で学ぶ」	3
明海大学略年表	4

p.5

II 充実したキャンパスライフを送るために

1 大学の組織	6
2 事務局（浦安キャンパス）の構成	6
(1) 各課の名称 (2) 配置図 (3) 窓口取扱時間	
3 授業・履修・試験・成績等について	8
学事課（教務担当）	
4 学生生活について	8
学生支援課（学生支援担当）	
(1) 学生証 (2) 学籍番号 (3) 講義室・研究室 (4) 学生納付金	
(5) 学生への連絡（Web ポータルシステム・掲示板） (6) 証明書の交付	
(7) 届出・願出 (8) 大地震発生時の対応について (9) こんなときは	
(10) マナーについて (11) 安全な生活のために (12) 住居紹介について	
(13) 学生支援システム（Students Support System） (14) 学籍の異動	
5 留学支援について	20
学事課（留学支援担当）	
(1) 海外留学制度 (2) 海外研修制度 (3) 外国人留学生と日本人学生との交流	
(4) 留学生数内訳表 (5) 別科（日本語研修課程）	
6 進路（就職等）支援について	24
キャリアサポートセンター	
(1) スタッフによる個別支援について (2) キャリア関連授業による支援について	
(3) 求人検索 NAVI による支援について（3・4年生）	
(4) 就職ガイダンス・セミナー等による支援について	
(5) キャリアサポートセンターの利用について	
7 オープンカレッジについて	25
オープンカレッジ担当	
(1) 本学学生の特典 (2) オープンカレッジプログラム (3) メイカイクラブの利用	

8	メディアセンター（図書館）について	27
	メディアセンター事務課	
	(1) 利用の概略 (2) 利用上の注意	
9	学生食堂・売店について	28
10	健康管理について	29
	(1) 保健管理センター (2) 学生相談室 (3) トレーナーズルーム	
	(4) 学生教育研究災害傷害保険 (5) 学研災付帯賠償責任保険	
	(6) PDI 浦安歯科診療所	
11	厚生施設について	31
	セミナーハウス『勝浦コテージ』	
	教育後援会利用支援施設	
	(1) 厚生施設 (2) 利用方法	
12	奨学金制度について	32
	(1) 高等教育の修学支援新制度 (2) 日本学生支援機構奨学金	
	(3) 明海大学学資借入支援奨学金 (4) 明海大学資格取得奨励奨学金	
	(5) 明海大学浦安キャンパス学修奨励奨学金 (6) 明海大学奨学融資制度（提携ローン）	
	(7) なりたいじぶん奨学金 (8) その他の奨学金	
13	課外活動・学生組織について	34
	学友会	
	(1) 学友会組織図 (2) 課外活動団体 (3) 明海大学体育会 (4) 印刷物の掲示・配布	
	(5) 集会・行事等 (6) 活動の届出 (7) 体育クラブ活動による授業の欠席届	
14	教育後援会・同窓会について	37
	(1) 教育後援会 (2) 同窓会	

Ⅲ 規 則

Ⅳ 学内諸施設配置図（平面図）

Ⅴ 明海大学における学生等個人情報取り扱いについて

Ⅵ 明海大学における障害のある学生の支援に関する基本方針

浦安キャンパス電話番号一覧

I | キャンパスライフのはじめに

「明海大学建学の精神」

「明海大学で学ぶ」

明海大学略年表



明海大学建学の精神

社会性・創造性・合理性を身につけ、
広く国際未来社会で活躍し得る
有為な人材の育成をめざす

学校法人 明海大学
理事長 宮田 淳

新入生の皆さん、明海大学ご入学おめでとうございます。いよいよ新しい大学生活が始まります。今は、あらゆる社会活動が地球規模で連動する時代になりました。

建学の精神に基づき、ホスピタリティを育て「社会性」を、夢に向け熱意を持って「創造性」を、知識やスキルを学んで「合理性」を身につけ、必ずしも正解のない「国際未来社会」を生き抜く力を養ってじぶんなりの解を見つけてください。

社会性 今や、人類共存の理念は、地球の資源問題、環境問題を抜きに考えられない時代を迎えました。地球規模で進行しつつある高齢化社会に伴う労働社会問題、低迷を続ける国際経済問題、発展途上国における社会経済問題等々、解決すべき問題は山積しています。これら全人類の課題と取り組み、人類の繁栄と幸福を推進するため、和を重んじ、心豊かな社会性に富む人間を育成し、学際領域にも及ぶ総合的教育研究を行います。

創造性 今日、科学技術・学術研究の先端が次々に新しい展開をしており、大学としてその時代の最先端をどのようにリードしていくかという課題に直面しています。しかし、大切なことは、一方的な技術の振興を図ることではなく、技術の進歩と人間性の調和を図りつつ世界への貢献を果たさなければなりません。人類の生き方について、未来からの挑戦を受けていると言われる今日において、学問の世界は、まさに自然科学はもとより人文・社会科学等の分野においても激動の時代を迎え、学際的な領域から価値の見直しが迫られています。知の継承、創造の拠点である大学はより国際競争力を強化し、大学の多様性を発揮して、このような時代において、総合的見地から、国際未来社会を切り拓く創造性豊かな教育研究を行います。

合理性 高度情報化社会を迎え、情報量は増大し、情報なくして個々の人間は、自己の意思決定すら出来ない感を呈しています。科学技術の発達は、人々の生活様式を変え、価値観にも大きな影響を及ぼすことから、科学技術の独り歩きは許されるところではありません。従って、科学技術のコントロールの完全を期するとともに人間性の発揚に心がけ、未来社会を切り拓く信念が重要となります。このため、合理性ある教育研究の場を醸成します。



明海大学で学ぶ

「夢、好奇心、そしてチャレンジ」

明海大学

学 長 中 嶋 裕

明海大学は、1970年に創立者宮田慶三郎先生のもとに城西歯科大学として埼玉県坂戸市に開学しました。1988年に千葉県浦安市に経済学部・外国語学部を開設し、大学名が現在の明海大学となりました。その後、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部を開設し現在に至っています。開学以来半世紀が過ぎ、本学で学んだ多くの卒業生あるいは歯科医師が社会で活躍しています。明海大学の建学の精神、すなわち目指すべき教育理念は、「社会性、創造性、合理性を身につけ、広く国際未来社会で活躍しうる有為な人材の育成をめざす」です。この教育理念のもとに坂戸キャンパスでは6年間、浦安キャンパスでは4年間の教育あるいは歯科医師養成のためのカリキュラムが組まれています。学部を問わず明海大学で学ぶ機会を得た皆さんには、建学の精神を実現するために在学中に一生懸命に学修に励んでほしいと願っています。

皆さんには、まず「夢」をもっていただきたいと思います。「夢」は、創立者宮田慶三郎先生が特に好まれた言葉であり、夢を持つことの大切さを話されていました。自分の将来への夢を抱いている皆さんは、夢の実現のために具体的目標を立てて行動してください。夢がまだ曖昧な皆さんは、明海大学で学びながら「自分はどうなりたいのか、何をしたいのか」を考えてみてください。夢は未来の自分を実現するための原動力であり自己を確立する一つの要因です。

また、国際未来社会で活躍する上で必要な条件の一つは「好奇心」です。私たちは、年齢と共に経験が豊富となると「好奇心」が徐々に薄れていくものです。今の皆さんには、「なぜだろう？ どうして？」という視点を常にもつことを期待しています。学生生活を「好奇心」の塊で過ごしていけば、学修成績の向上にもつながると思います。

さらに、「夢」と「好奇心」に加えて、若い皆さんに期待するのは、「チャレンジ」です。夢の実現にはその目標に向かう行動を、好奇心を満足させるには知識欲と情報収集行動などが求められます。すなわち目標達成に対してチャレンジする行動力が必要です。これがなければ、夢や好奇心は「何も考えなかった、何もしなかった」と同じです。本学に学ぶ皆さんは、失敗をおそれず積極的にチャレンジする学生生活を送ってください。

入学してから卒業までの学生生活は長いようで短いものです。明海大学で学ぶことが、将来の夢や目標実現のために有意義な時間となるだけでなく、実り多きものとなることを期待しています。



大学に関するご提案、ご要望等を電子メールでお聞かせください。

メールアドレス：gakucho@meikai.ac.jp

注意点

1. 発信者のメールアドレスは、@meikai.ac.jp もしくは @dent.meikai.ac.jp に限定し、テキスト形式でお願いします。
2. 氏名は明記してください。
3. 個人情報については適正に管理し、上記以外の目的に使用することはありません。

明海大学略年表 |

1970

- 1970年(昭和45年)
4月 埼玉県坂戸市に「城西歯科大学」として開学
6月 大学附属病院(現 歯学部付属明海大学病院)を開設

- 1977年(昭和52年)
4月 大学院歯学研究科博士課程を開設

1980

- 1980年(昭和55年)
7月 埼玉県入間市に歯科臨床研究所付属 PDI 埼玉歯科診療所(現 PDI 埼玉歯科診療所)を開設

- 1988年(昭和63年)
4月 千葉県浦安市に「外国語学部(第一部・第二部)」、「経済学部(第一部・第二部)」を開設し、大学名を「明海大学」に変更

1990

- 1990年(平成2年)
4月 外国語学部(第一部・第二部)に「教職課程」を開設

- 1991年(平成3年)
4月 浦安キャンパスに「別科日本語研修課程」を開設

- 1992年(平成4年)
4月 浦安キャンパスに「不動産学部(第一部・第二部)」を開設

- 1993年(平成5年)
4月 浦安キャンパスにオープンカレッジを開設

- 1998年(平成10年)
4月 浦安キャンパスに「大学院応用言語学研究科・経済学研究科・不動産学研究科」修士課程を開設

2000

- 2000年(平成12年)
4月 浦安キャンパスに「大学院応用言語学研究科・不動産学研究科」博士課程を開設
浦安キャンパスの「外国語学部(第一部・第二部)」、「経済学部(第一部・第二部)」、「不動産学部(第一部・第二部)」を昼夜開講制に改組
4月 浦安キャンパスに INT 教育センター(現 総合教育センター)を開設

- 2004年(平成16年)
9月 PDI 東京歯科診療所を開設

- 2005年(平成17年)
3月 PDI 浦安歯科診療所を開設
4月 浦安キャンパスに「ホスピタリティ・ツーリズム学部」を開設

- 2006年(平成18年)
9月 千葉県勝浦市にセミナーハウスをオープン
12月 浦安キャンパスに「不動産研究センター」を開設

2010

- 2014年(平成26年)
7月 浦安キャンパスに「ホスピタリティ・ツーリズム総合研究所」を開設

- 2015年(平成27年)
10月 浦安キャンパスに「複言語・複文化教育センター」(現 多言語コミュニケーションセンター)を開設

- 2016年(平成28年)
4月 浦安キャンパスに「教職課程センター」を開設

- 2019年(平成31年・令和元年)
4月 浦安キャンパスに「保健医療学部」を開設

II

充実したキャンパスライフを送るために

- 1 大学の組織
- 2 事務局（浦安キャンパス）の構成
- 3 授業・履修・試験・成績等について
- 4 学生生活について
- 5 留学支援について
- 6 進路（就職等）支援について
- 7 オープンカレッジについて
- 8 メディアセンター（図書館）について
- 9 学生食堂・売店について
- 10 健康管理について
- 11 厚生施設について
- 12 奨学金制度について
- 13 課外活動・学生組織について
- 14 教育後援会・同窓会について

1 大学の組織

1 大学の組織

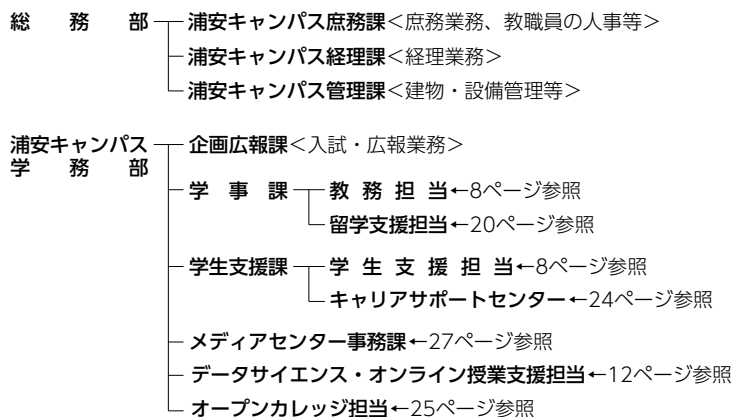
2 事務局の構成



2 事務局（浦安キャンパス）の構成

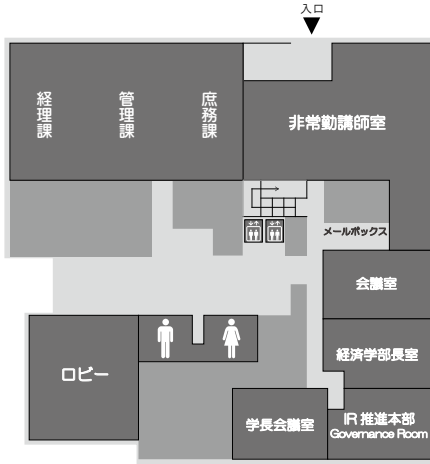
浦安キャンパスの事務局は、11の部署で構成されています。

(1) 各課の名称

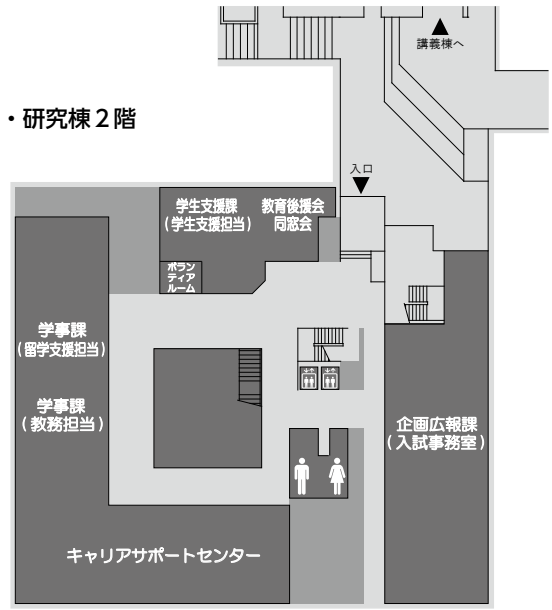


(2) 配置図

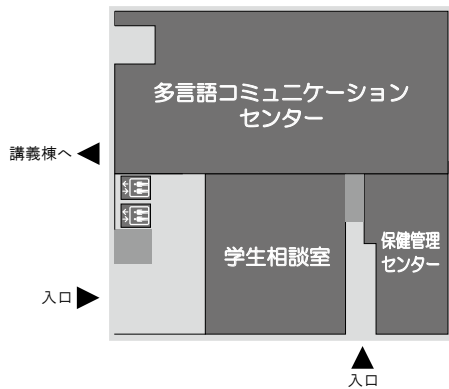
管理・研究棟 1階



管理・研究棟 2階



第2管理・研究棟 2階



(3) 窓口取扱時間

- 学生支援課 (学生支援担当)
- キャリアサポートセンター
- 学事課 (教務担当・留学支援担当)

期 間	曜 日	時 間
授業期間	月～金	9:00～18:30
	土	9:00～13:00
試験期間	月～金	9:00～17:30
	土	9:00～13:00
その他 (夏季・冬季・春季休暇中等)	月～金	9:00～17:00
	土	9:00～13:00

- 注1：日曜日及び祝日（休日授業実施日を除く。）は休業となり、窓口取扱は一切行いません。また、入学試験及び大学行事等による休業や窓口取扱時間の変更については、掲示及び浦安キャンパス公式ホームページで告知します。
- 注2：オープンカレッジ担当、メディアセンター事務課、データサイエンス・オンライン授業支援担当、保健管理センター、教育後援会・同窓会については、それぞれのページを参照してください。
- 注3：庶務課、経理課、管理課、企画広報課については、各課にお問い合わせください。

3 授業・履修・試験・成績等について

学事課（教務担当）

学事課（教務担当）では、授業運営を中心に次の業務を取り扱っています。

- | | |
|--------------------------|--------------------------------|
| ① 教育課程、授業時間割に関する事 | ⑧ 科目等履修生に関する事 |
| ② 学籍に関する事 | ⑨ 研究生に関する事 |
| ③ 履修（修学指導を含む。）に関する事 | ⑩ 教職課程に関する事 |
| ④ 定期試験（追試験・再試験を含む。）に関する事 | ⑪ 大学院生の教務に関する事（詳細は「大学院教育要覧」参照） |
| ⑤ 証明書（成績、卒業、単位修得等）に関する事 | ⑫ その他教務に関する事 |
| ⑥ 転学部及び転学科試験に関する事 | |
| ⑦ 特別聴講学生（国内）に関する事 | |

※授業・履修・試験・成績等についての詳細は、「履修の手引」を参照してください。

4 学生生活について

学生支援課（学生支援担当）

学生支援課（学生支援担当）では、学生生活全般を中心に次の業務を取り扱っています。

- | | |
|---|------------------------------|
| ① 証明書（在学証明書・健康診断証明書・学割証・通学証明書等）の発行に関する事 | ⑧ 学生教育研究災害傷害保険（学研災）の諸手続に関する事 |
| ② 学生証に関する事 | ⑨ 奨学金に関する事 |
| ③ 住所、保証人等の届け出・変更に関する事 | ⑩ アルバイトに関する事 |
| ④ 学籍異動（退学・休学等）に関する事 | ⑪ 社会貢献活動（ボランティア活動）に関する事 |
| ⑤ 課外活動（部活動・サークル・委員会等）に関する事 | ⑫ 学内での遺失物に関する事 |
| ⑥ 施設の使用（鍵・用具等の貸し出しを含む。）に関する事 | ⑬ 自動車通学に関する事 |
| ⑦ 保健衛生の管理、定期健康診断の実施に関する事 | ⑭ マナーに関する事 |
| | ⑮ その他学生生活（相談を含む。）に関する事 |

(1) 学生証

学生証は、本学の学生であることを証明する大切なものです。大学で事務手続を行うとき、試験を受けるとき及び学内施設を使用するとき等に必要とします。また、学生割引乗車券や通学定期券を購入するときの身分証明書でもあります。

有効期間は在学中（最長4年間）で、常に携帯していなければなりません。裏面記載の注意事項とともに、次のことにも留意してください。

- ① 氏名等に変更があった場合には、速やかに学生支援課（学生支援担当）に届け出てください。
- ② 紛失及び汚損したときは、速やかに再発行の手続をしてください。再発行は有料で、料金は1,500円です（再発行までの所要日数は7日）。
- ③ 4年間を超えて在学する場合は、指定された期間内に、旧学生証と引換えに新しい学生証を交付します。有効期限を過ぎた学生証は使用できません。
- ④ 卒業の際は、学位記と引き換えに学生証を回収します。

注：学生証の磁気の部分には、個人データが入っています。学生証は在学中使用しますので、データを壊さないよう、折り曲げたり磁気に近づけたりしないでください。また、大学施設内には、学生証がなければ利用できない施設・システム等がありますので、不都合が生じないように常に携帯してください。

なお、定期試験期間中及び追・再試験期間中の試験時に学生証を忘れたときは、学生支援課（学生支援担当）で仮学生証明書の交付を受けてください。

① Web ポータルシステムによる掲示配信

大学からの緊急連絡、休講・補講・教室変更・学生呼出し等の諸連絡については、Web ポータルシステムによる掲示配信で行いますので、こまめに確認してください。

また、パソコン・スマートフォン・携帯電話等のメールアドレスを登録すると各種掲示情報がメール配信されますので、必ず登録してください。

※配信される掲示の内容等詳細については、「履修の手引」及び「Web ポータルシステム利用マニュアル」で確認してください。

② 屋外の掲示板

ア 講義棟前の掲示板：授業（休講・補講を含む）、レポート、平常授業時に行われる試験、学生呼び出し、学生生活全般
 イ ペDESTリアンデッキ下の掲示板：奨学金、留学、学生厚生、課外活動、インターンシップ、ボランティア活動、アルバイト求人票等

③ 屋内の掲示板

ア 教務関係：講義棟1階2101・2103大講義室横（履修関連、授業時間割、教室変更、定期試験、進級・卒業等）

イ 就職関係：管理・研究棟2階事務室（キャリアサポートセンター横）（学内就職イベント案内）

講義棟サウスウィング2階2206大講義室前（セミナー案内等）

(6) 証明書の交付

① 証明書の種類

主な証明書の種類と取扱窓口は、次のとおりです。交付までに日数のかかるものは、余裕をもって申し込んでください。

教務関係証明書（詳細は、「履修の手引」を参照のこと。）

対象	証明書	取扱窓口	交付所要日数	手数料	備考	
在 学 生	☆成績証明書	S.I.S.	即時	300円	成績証明書には、単位を修得した科目のみ記載されます。	
	☆卒業見込証明書				卒業要件を満たす履修登録がされている4年（9月卒業見込者を含む。）のみ発行します。ただし、後学期に4年7学期の者を除きます。	
	単位修得証明書	学事課 (教務担当)	2日	300円	ゼミ担当教員又は学科主任等が必要事項（学習の所見、在学中の状況、記載責任者署名等）を記入したものを窓口へ提出し、申し込んでください。	
	単位修得見込証明書					
	調査書・推薦書等 (大学院受験用)		7日	（所定の証紙を 購入）		
卒 業 生 等	☆成績証明書	学事課 (教務担当)	2日	300円		成績証明書には、単位を修得した科目のみ記載されます。
	単位修得証明書					
	☆卒業証明書		7日	（所定の証紙を 購入）	ゼミ担当教員又は学科主任等が必要事項（学習の所見、在学中の状況、記載責任者署名等）を記入したものを窓口へ提出し、申し込んでください。	
	☆在学期間証明書					
	調査書・推薦書等 (大学院受験用)					
教 職 課 履 修 者	学力に関する証明書	学事課 (教務担当)	7日	300円		（所定の証紙を 購入）
	教育職員免許状取得見込証明書					
	人物調査書・身上調査書等				各学科の教職科目担当教員又は学科主任等が必要事項を記入したものを窓口へ提出し、申し込んでください。	

※☆印は英文発行可能な証明書です。申込みは学事課（教務担当）で、交付所要日数は2日です。

※卒業生に限り郵便による申込みを受け付けます。手続方法等は、明海大学公式ホームページで確認してください。

※その他定型以外の証明書の発行については、学事課（教務担当）へ問い合わせてください。

学生生活関係証明書

対象	証明書	取扱窓口	交付所要日数	手数料	備考
在学生	☆健康診断証明書	S.I.S.	即時 (窓口発行は3日後)	300円	定期健康診断を受診又は医療機関の健康診断書を提出し、本学が指定した全受診科目において診断結果が異常なしの学生に発行します。 ※歯科検診結果については記載されません。
	☆在学証明書		即時 (窓口発行は翌日)		
	学割証	学生支援課 (学生支援担当)	即時	無料	年度内10枚まで発行可能。発行日から3か月間有効
	通学証明書				通学定期券を学生証の提示のみで購入できないときにのみ発行します。

※☆印は英文発行可能な証明書です。申込みは学生支援課（学生支援担当）で、交付所要日数は、在学証明書は翌日、健康診断証明書は7日です。

※上記証明書は、原則 S.I.S. 又は窓口で発行します。特別な事情がない限り、郵送対応はしません。

注：窓口で申し込んだ証明書の保管期限は、申込日から3か月までとします。この期限を過ぎた証明書は、受領の意思がないものとみなし廃棄します。

なお、この場合の証明書発行手数料は返還しません。

② S.I.S. (Student Information Services / 自動証明書発行機)

S.I.S. は、講義棟サウスウィング1階（1台）及び2階（1台）に設置されています。

S.I.S. で交付できる証明書等は、和文の成績証明書、卒業見込証明書、在学証明書、健康診断証明書、学割証です。その他の書類や英文の証明書等は、取扱窓口に申し出てください。

S.I.S. 利用時間	授業期間	月～金	9：00～18：20
		土	9：00～12：50
	試験期間	月～金	9：00～17：20
		土	9：00～12：50
	その他 (夏季・冬季・春季休暇中等)	月～金	9：00～16：50
		土	9：00～12：50

注1：大学行事等で利用を停止する場合があります。事前に掲示でお知らせしますが、証明書は早めに取得するようにしてください。

注2：異常が発生した場合は、学事課（教務担当）・学生支援課（学生支援担当）へ問い合わせてください。

③ 通学定期券・通学証明書

東日本旅客鉄道（JR 東日本）、東京地下鉄株式会社（東京メトロ）、東京ベイシティバス等の通学定期券は、学生証を提示することで購入できます。

定期券を購入する際は、駅の係員が学生証裏面の住所、氏名及び学生証と一緒に配布した通学定期乗車券発行控（シール）に書かれた通学区間（明海大学から自宅までの最短区間）を確認しますので、必ずシールを貼付し、必要事項を記入しておいてください。

学生証の提示のみで購入できない場合は、学生支援課（学生支援担当）で「通学証明書」の交付を受けてください。

④ 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）

学校学生生徒旅客運賃割引証（略して「学割証」）は、JR 各社（東日本旅客鉄道等）の片道101km以上の区間を乗車船する場合に使用でき、普通旅客運賃が2割引になります。

発行日から3か月間有効で、年度内10枚まで発行可能です。

⑤ 団体割引乗車券（学生団体）

授業・課外活動等の目的で、団体が同じ発着駅経路で JR 等の交通機関を利用するときに団体乗車券（学生団体）が使えます。ただし、使用するためには、必ず教職員の同行が必要です。

JR の場合、団体の最少必要人数は8名です。JR 各駅、旅行代理店等の指定業者から、所定の申込用紙の交付を受け、学生支援課（学生支援担当）で承認を受けてください。

(7) 届出・願出

入学後に発生した身上の変更事項は、速やかに大学に届け出なければなりません。

また、大学の備品を借りたり、教室を使ってサークル活動等を行う場合は、学生支援課（学生支援担当）に願い出る必要があります。

届出・願出書類

種類	取扱窓口等	提出理由等
住所等変更届	Web ポータルシステム	本人又は保証人（父母等）の住所や電話番号を変更するとき（本人の携帯電話番号の変更を含む。）
学費負担者変更届	学生支援課 (学生支援担当)	学費負担者を変更するとき
保証人変更届 誓約書・身元保証書（更新） 誓約書・在学保証書（更新）		保証人を変更するとき
身上異動届		改姓、改名、本籍地を変更するとき ※住民票記載事項証明書を併せて提出してください。
学生証再発行願 (手数料 1,500 円)		汚損（学生証は回収）、紛失したとき ※再発行は願い出から7日後
盗難届		事由が発生したとき（直ちに届け出てください。）
休学願		事由が発生したとき (希望日の1か月前までに願い出てください。)
復学願		
退学願		
欠席届	学事課 (教務担当)	事由が発生したとき ※「履修の手引」を参照
欠席届（体育クラブ活動）	学生支援課 (学生支援担当)	事由が発生したとき ※ 35 ページ参照

施設の使用及び用具の借用願 ※休日使用の場合は、別途許可が必要

種類	取扱窓口	願出方法	
用具等	学生支援課 (学生支援担当)	クラブハウス及びトレーニングセンター等の鍵	窓口で貸出簿に必要事項を記入後、学生証と引換えに借用できます。
		スポーツ用品	窓口の用具置場で在庫を確認してから、貸出簿に必要事項を記入後、学生証と引換えに借用できます。用品によっては、同時に体育施設の使用を願い出る必要があります。
		その他備品	課外活動等で大学の備品を使用したいときは、「用具借用願」を提出してください。
施設	学生支援課 (学生支援担当)	講義室・体育施設等	講義室や体育施設を使用したいときは、使用日の前日までに「施設使用願」を提出してください（大会等での使用は1か月前）。体育施設の使用時間は、1団体・1個人1回90分です。 次回の予約は、原則として1回目使用后でなければ受け付けません。 休日の使用については、使用する1週間前までに窓口で相談してください。 施設の使用に当たっては、巻末の「講義室利用遵守事項」及び「明海大学浦安キャンパス体育施設管理運営規程」を厳守してください。
		トレーニングセンター・30周年記念館1階 スチューデントホール	開放時間は次のとおりです（課外活動団体の使用を除く）。 月～金：9：00～18：00 土：9：00～12：30 その他：9：00～16：30 課外活動団上で上記時間外に使用する場合は、別途許可が必要です。 なお、トレーニングセンター内マシンルームを使用する場合は、学友会体育会連盟会が主催する「トレーニングセンター利用講習会及び AED 使用講習会」を受講する必要があります。
	オープンカレッジ担当	テニスコート	テニスコートを使用したいときは、オープンカレッジ担当で申し込んでください。ただし、オープンカレッジ担当が休業のときは、学生支援課（学生支援担当）で受け付けます。
	データサイエンス・オンライン授業支援担当	パソコン自習室	授業のない情報処理演習室をパソコン自習室として開放しており、パソコンを使用して自習をすることができます。使用できる演習室、日時は講義棟6階データサイエンス・オンライン授業支援担当の掲示または Web サイトで確認してください。自習以外の目的での入室、パソコンの使用はできません。

- 注1：学内施設の使用は、授業が優先されます。従って、使用許可を得ていても授業の施設変更により、使用できなくなる場合があります。
- 注2：講義室を課外活動等で使用し、机や椅子等を移動した場合は、必ず元の状態に戻しておかなくてはなりません。次の授業に支障が出ないように、マナーを守って使用してください。

(8) 大地震発生時の対応について

大地震発生時は、教職員の指示に従い、次の手順を遵守して行動してください（概ね震度5以上を想定しています。）。

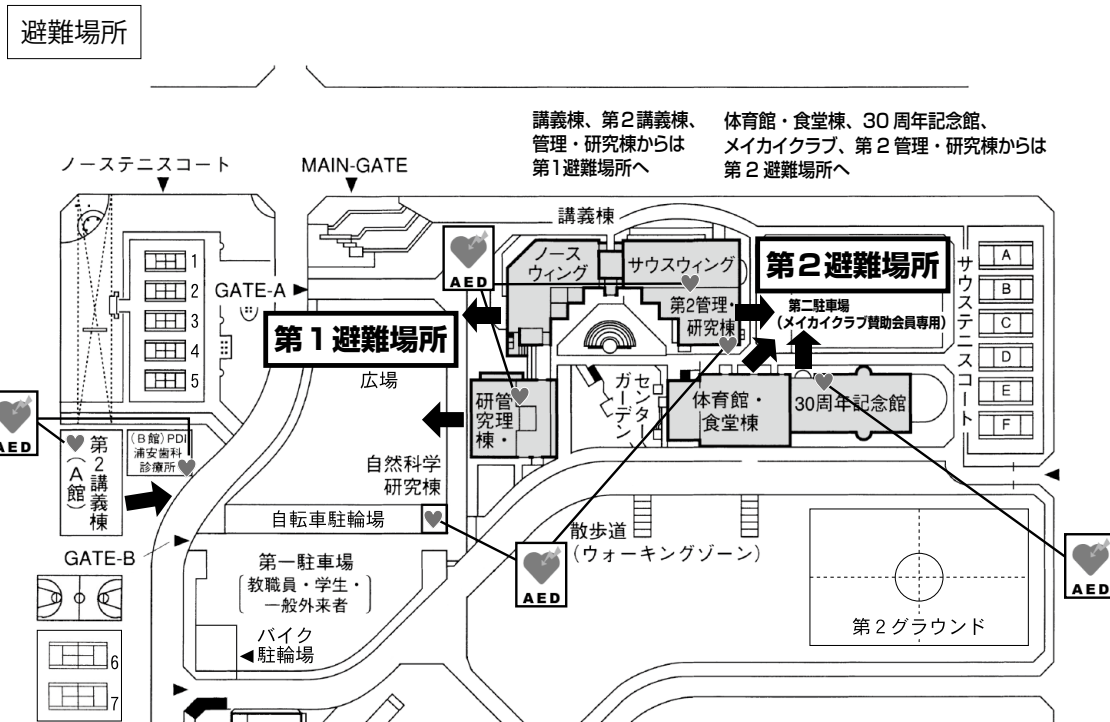
屋内にいる場合

1	慌てない・飛び出さない	<ul style="list-style-type: none"> • 本学の建物は、強度の耐震構造をもってあります。2011年3月11日の東日本大震災でも、建物自体に大きな損傷はありませんでした。 • 揺れている最中に、慌てて屋外へ飛び出したりすることは大変危険です。教職員の指示に必ず従い落ち着いた行動をとってください。
2	机の下へ	<ul style="list-style-type: none"> • 揺れている間は、全員机の下に潜る等して、頭部、身体を保護してください。 • 机が無い場所では、窓ガラス、照明、戸棚から離れて安全を確保してください。
3	避難	<ul style="list-style-type: none"> • 揺れが収まった後、概ね3分以内に非常放送を行います。放送を良く確認し、教職員の指示に従い避難場所へ向かってください。万が一非常放送が入らなかった場合でも教職員の指示に従い、落ち着いて避難場所へ向かってください。エレベーターは大変危険ですので、避難場所へ移動する際は、使用しないでください。歩行の困難な学生がいる場合は、教職員の指示に従い、介助をお願いします。 • 屋外に出たら、落下物及び地面の陥没に注意しながら移動してください。 • 避難場所へ到着後は、自分勝手な行動をとることのないよう、教職員の指示に必ず従ってください。

※エレベーターに乗っている最中に大地震が発生した場合、エレベーターは最寄の階に停止します。ドアが開いたら速やかに降り、階段を使用し避難してください。

屋外にいる場合

1	安全確保	<ul style="list-style-type: none"> • 揺れている間は、建物から離れ、鞆等で頭部を保護してください。 • 液状化現象で地面が陥没している場合は、足元に注意してください。
2	避難	<ul style="list-style-type: none"> • 揺れが収まってから、避難場所への移動を開始します。移動する際は、近くにいる教職員の指示に必ず従ってください。 • 落下物及び足元に注意しながら移動してください。 • 避難場所へ到着後は、自分勝手な行動をとることのないよう、教職員の指示に必ず従ってください。



〈重要〉大地震対応マニュアルについて

本学では、学生の皆さんに「大地震対応マニュアル」を配布しています。大地震発生時に参考になるよう、必ず財布や手帳等に入れて携帯するようにしてください。

(9) こんなときは

① アルバイトをしたいとき

ペDESTリアンデッキ下の掲示板に「アルバイト求人票」を掲示しています。求人先への連絡は、各自で行ってください。

② 学生及び教職員の住所を知りたいとき

個人情報保護のため、学生・教職員の住所及び電話番号等の問い合わせには応じていません。必要に応じて、直接確認してください。

③ 学内で忘れ物・落とし物をしたとき、見つけたとき

学内で忘れ物・落とし物を見つけた場合は、学生支援課（学生支援担当）へ届けてください。

氏名がわかる拾得物は、本人又は保証人に連絡します。氏名がわからない拾得物は、学生支援課（学生支援担当）窓口向かいのガラスケースで保管（貴重品は陳列せず、別途保管）しています。

心当たりのある場合は、学生支援課（学生支援担当）窓口へ直接問い合わせてください。忘れ物・落とし物の拾得状況等に関する電話での問い合わせには、一切応じません。

財布等の貴重品の拾得物については、個人情報保護法に基づき、拾得者の情報を持ち主に伝えることはできません。

なお、拾得物は、「明海大学浦安キャンパス遺失物取扱内規」に従って処理します。

④ 学内で盗難の被害にあったとき

盗難の被害にあった場合は、直ちに学生支援課（学生支援担当）に届け出てください。また、盗難防止のため、持ち物等（特に貴重品等）は、各自の責任において管理してください。学内の盗難について、大学は一切責任を負いません。

⑤ 教員の研究室及びメールボックスを訪ねたいとき

ア 専任教員

専任教員の研究室は次のとおりです。なお、管理・研究棟 2 階のモニターに「研究室在室状況」を表示しています。

○管理・研究棟（1401～1824）

研究室は、4 階から 8 階にあります。2 階事務室入口から入り、エレベーターを利用してください。

○第 2 管理・研究棟（4501～4816）

研究室は、5 階から 8 階にあります。2 階体育館入口向いの研究棟入口から入り、エレベーターを利用してください。

※上記の他、学部等により以下のとおり専任教員のオフィスがあります。

- ・ホスピタリティ・ツーリズム学部：管理・研究棟 3 階
- ・保健医療学部：第 2 講義棟 1 階
- ・多言語コミュニケーションセンター：第 2 管理・研究棟 2 階
- ・教職課程センター：講義棟 2 階

専任教員のメールボックスは、すべて管理・研究棟の 1 階にあります。

イ 非常勤講師

非常勤講師の研究室はありません。管理・研究棟 1 階の非常勤講師室が控室となります。

非常勤講師のメールボックスは、非常勤講師室内にあります。

⑥ 自転車・オートバイで通学するとき

自転車やオートバイで通学するときは、必ず指定された場所に駐輪してください。オートバイについては、GATE-B の指定された出入口を利用してください。講義棟や事務室の入り口付近は、災害や緊急時の重要な経路となりますので、絶対に駐輪しないでください。また、盗難防止のため必ず施錠（二重ロックにする等）し、各自の責任において管理してください。学内での盗難等について、大学は一切責任を負いません。

⑦ 自動車で通学したいとき

自動車通学は、原則として許可していません。ただし、特にやむを得ない理由があると認められる場合に限り、自動車通学及び駐車場利用を許可します。駐車場利用許可申請手続は、年度単位で行っています。

違法駐車は、大変迷惑になりますので、絶対に行わないでください。

ア 次年度の利用申請受付について、在学学生は 12 月、新入生は 4 月に行います。申請窓口は、学生支援課（学生支援担当）です（詳細は、全学共通掲示板に掲示します。）。

イ 利用申請受付期間外に自動車通学せざるを得ない事由が発生した場合は、学生支援課（学生支援担当）に相談してください。

ウ 利用を許可された学生は、駐車場利用料金（1 年間 9,000 円）を納付し、駐車場利用許可証と利用カードの交付を受けて

ください。許可証とカードがないと駐車場へは入れません。

⑧ 住所、電話番号等が変わったとき

住居の移転、住居表示・番地の変更、電話番号（携帯電話番号を含む）、メールアドレスの変更があるときは、速やかに「明海大学浦安キャンパス Web ポータルシステム」から届け出を行ってください（学生及び保証人のみ）。変更方法は別冊の「明海大学浦安キャンパス Web ポータルシステム利用マニュアル」を参照してください。届け出が遅くなると、大学からの連絡及び郵便物が届かないことがあります。

なお、事務窓口及び電話連絡による届け出は、受け付けません。

⑨ 電話での問い合わせについて

行事予定、試験、成績、休講、教室変更又は講義室・体育施設の予約状況等に関する電話での問い合わせには、一切応じません。また、緊急の場合を除き、学生個人の呼出しや電話の取り次ぎも行っていません。

⑩ インフルエンザ等の学校感染症に罹患したとき

インフルエンザ、麻しん、風しん及び結核など、学校保健安全法施行規則第18条に定められた感染症にかかった場合は、速やかに学生支援課（学生支援担当）又は保健管理センターに電話で報告し、大学を休んでください。

原則、当該期間中は授業及び定期試験等の欠席の扱いをしますが、欠席事由を証明する医療機関発行の書類が必要となります。詳しくは「履修の手引」を確認してください。

(10) マナーについて

大学は、学生や教職員等様々な人が活動し、共に生活している場所です。浦安キャンパスでは、キャンパス内で活動するすべての人々にとって、清潔で健全な教育環境を維持し、かつ増進することを目的とする「マナー向上」を進めています。この計画は、学生・教職員及び来訪者等すべての関係者を対象とするものです。一人ひとりが社会の一員としての自覚を持ち、他者を尊重し、責任ある行動とマナーの向上を心掛けましょう。

マナーを守れず、他人に迷惑をかけた場合、器物を破損したなど、問題になった場合は学則に基づき、懲戒に処することがあります。明海大学生としての品位を保つよう心掛けてください。

① 禁煙について

本学では、健康増進法に基づき学生及び教職員等の受動喫煙防止を目的として、大学の敷地内及び大学周辺の歩道・近隣施設周辺における喫煙を禁止しています。

また、20歳未満の者の喫煙は法律（20歳未満の者の喫煙に関する法律）で禁止されていますので、絶対に行わないでください。大学の指導に反した学生は、学則に基づき懲戒に処することがあります。

② スマートフォン・携帯電話等について

講義室内では、教員から指示が無い限り必ずマナーモードに設定する又は電源を切ってください。また、事務室の窓口で相談する際等、状況に応じて電源を切ることを心掛けてください。

講義棟 1 階ノース・サウス学生ホール及び学生食堂マリーンズ 1 階・2 階以外は充電を目的とした学内のコンセントの使用は厳禁です。

③ 講義室やトイレ等の利用について

講義室や廊下、エレベーター、トイレの壁、机等への落書きは、絶対に行わないでください。また、建物や設備へのいたずらは絶対に行わないでください。

違反者に対し、大学は厳正に処分します。

④ ゴミの投げ捨て、放置の禁止

たばこの吸殻、ガム、ペットボトル、空き缶、カップ麺の器等のゴミの投げ捨てや放置は、学内外を汚すばかりでなく、他人に不快感を与えるものです。絶対に行わないでください（「浦安市空き缶等の散乱防止等に関する条例」に違反する行為です）。

ゴミは、必ず分別してゴミ箱に捨ててください（燃えるゴミ、びん、缶、ペットボトル等設置してあるゴミ箱のとおり分別してください）。飲み残しのあるびん、缶、ペットボトルは捨てないでください。

⑤ 飲酒について

学内での飲酒は禁止されています。また、20歳未満の者の飲酒、一気飲み、飲酒の強要、飲酒運転及び飲酒行為のインター

ネット（SNS等）書込みは、絶対に行わないでください。問題になった場合は、学則に基づき懲戒に処することがあります。

⑥ 通学時のマナー

車両や歩行者の通行の妨げとなる行為は、絶対に行わないでください（信号無視、横断歩道がない所の通行、複数人で歩道を横並びで歩く等）。

自転車を運転する場合は、危険な運転は絶対に行わないでください。道路交通法の違反にもなります（二人乗り、傘・イヤホン・スマートフォン等を使用しながらの運転等）。

また、新浦安駅から大学までの歩道（シンボルロード）では、歩行者・自転車の通行区分を順守してください。

⑦ クリーンキャンペーンについて

毎年6月と11月をクリーンキャンペーン月間としています（学年暦を参照）。

一人ひとりが積極的に参加協力し、快適な環境をつくりましょう。

重 要

大学は、地域と密接な関わりを持っています。路上駐車、騒音、マナー等、近隣住民の方に迷惑をかけることのないよう協力してください。

(11) 安全な生活のために

① 地域防犯について

浦安市の犯罪発生件数は、千葉県内でも非常に多い状況です。中でも窃盗犯（自転車の盗難等）が多発しています。各自、日頃から十分注意してください。

●防犯ボランティア活動について

本学校友会では、浦安市や浦安警察署と連携して、浦安高校、浦安南高校、東海大浦安高校、東京学館浦安高校、了徳寺大学及び順天堂大学医療看護学部と学生防犯ボランティア組織「浦安市学生防犯委員会V5」を設置（2004年11月）し、防犯活動を展開しています。みなさんも校友会の一員として活動の趣旨を理解し、地域社会の安全のために積極的に協力してください。

② 悪質商法対策について

悪質商法に引っかかってしまったのでは？個人情報が悪用されているのでは？などと思った時は、消費生活センターに相談しましょう。

消費者ホットライン：TEL(局番なし) 188 ※最寄りの消費生活相談窓口につながります。

浦安市消費生活センター：TEL 047-390-0030

千葉県消費生活センター：TEL 047-434-0999 <http://www.pref.chiba.lg.jp/customer/>



千葉県消費生活センター HP

③ 危険ドラッグ等不法薬物に関する注意について

近年、大学生の危険ドラッグ等の不法薬物使用が社会問題化しています。明海大学の学生としてのプライドを持って、このような事件に巻き込まれないよう十分注意してください。

④ インターネット（SNS等）の利用について

インターネット（SNS等）の利用に際しては、安易な個人情報の公開等で、トラブルや犯罪に巻き込まれないよう十分注意してください。

また、SNS等で反社会的行為を行ったと思わせる内容の書き込みは、社会的責任が大きいことから、学則に基づき懲戒に処することがありますので、各自が十分な良識を持って利用してください。

(12) 住居紹介について

転居・一人暮らしを検討している学生は、以下を参考にしてください。なお、詳細については、本学ホームページ (<https://www.meikai.ac.jp/international/dormitory/index.html>) で確認してください。



明海大学 HP

① 専用学生寮 maison TIME (メゾン大夢)

明海大学唯一の専用学生寮です。ダイニングルーム、ラウンジ、フィットネスルームなど寮生が情報交換の場として活用できる施設が充実しており、寮母が常駐しているので、はじめてのひとり暮らしの方もしっかりサポートしてくれます。

② 社団法人千葉県宅地建物取引業協会

社団法人千葉県宅地建物取引業協会浦安地区会員の店舗では、浦安市内を中心に、アパート・マンションを紹介しています（店舗により仲介手数料の割引あり）。

③ スターツピタットハウス株式会社

スターツピタットハウス株式会社では、浦安市内全域、その他のエリアのアパート・マンション物件を紹介しています。物件管理戸数も多く、女性スタッフも多いため、安心してお部屋探しができます。

また、明海大学の学生は、仲介手数料30%の割引が受けられます。

④ 株式会社学生情報センター

株式会社学生情報センターでは、食事付き家具付きの学生レジデンスや、365日24時間管理の安全安心な学生マンションを多数紹介しております。お部屋だけではなく、アルバイト紹介や就職サポートも充実しています。

また、明海大学の学生は仲介手数料50%の割引が受けられます。

⑤ 株式会社グローバルトラストネットワークス

賃貸住宅保証サービス・賃貸仲介サービスの紹介等を行っています。明海大学の留学生は、保証委託料が割安になります。

また、多言語（日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語）での対応をしています。

(13) 学生支援システム (Students Support System)

浦安キャンパスでは、すべての学生が快適で充実した大学生活を送れるよう、積極的かつ多角的にサポートする「学生支援システム」を推進しています。

① 豊かな人間関係を築くためのサポート

大学で出会う多くの仲間や先生は、将来にわたる財産であり、在学中には、学修上のことや進路の悩み、大学内外でトラブル等の様々な問題に遭遇した場合の良き相談相手となるでしょう。本学では、少人数クラス担任制・オフィスアワー・課外活動の促進・大学諸行事の充実等を通して、スムーズに知り合える機会や相談しやすい環境を築いています。また、教職員は、皆さんの様子に早く気づき、適切なアドバイスができるよう常に心掛けています。ぜひ気軽に声をかけてください。

● オフィスアワーについて

オフィスアワーとは、教員が必ず研究室に待機して、学生が自由に質問や相談のできる時間帯です。積極的に活用してください。オフィスアワーは、学部掲示板で確認してください。

② 自分自身を磨くためのサポート

皆さんが将来、様々な分野で活躍するためには、出来るだけ早期に将来を具体的に意識することが大切です。また、自分自身の発見や成長には、体験的学習が効果的です。

浦安キャンパスでは、専門的な能力や人間性等を在学中にスムーズに身につけられるよう、自己分析（コンピテンシー診断）テスト・就職支援行事・各種資格取得講座・インターンシップ・海外留学・ボランティア活動等、多彩なプログラムを提供し、皆さんの積極的な活動を応援します。

③ 学生生活・修学のサポート

履修、進路、学費、健康、対人関係、事件事故、休学や退学等、学生生活上の様々な相談に応じます。相談の内容によっては、解決に最も適した部署（教職員）や専門機関を紹介します。どんなことでも気軽に話してください。学生支援課（学生支援担当）のスタッフが皆さんと共に問題解決を目指します。

※相談内容及び個人情報等は、厳守しますので安心してください。

● からだやこころに悩みがある方のサポート

身体が不自由で授業に遅刻してしまう方、自分が発達障害ではないかと気になっている方等、からだやこころに悩みがある方は、保健管理センター又は学生相談室に相談をしてください。授業、履修、学生生活、友人関係等、学生生活に関するさまざまな相談に応じ、学生生活のサポートをします。

④ ハラスメントに関する問題について

●ハラスメント防止への取り組み

ハラスメント行為とは、行為者の意識に関わらず、受け取る側が「不快」と感じる行為です。したがって、ある人にとってはハラスメントと感じられない行為でも、別の人には極めて強いハラスメントと感じられることもあります。

主なハラスメントとして、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、ジェンダーハラスメントなどがあります。

明海大学では、学生の公平公正な学習環境の確保、学生の利益の保護及び能力の発揮を目的として、ハラスメントの防止及び排除に努めております。ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、守秘義務を遵守の上、適切に対応しますのでハラスメント被害を受けたと感じた時は、速やかに学生支援課（学生支援担当）に相談してください。相談をしたことによって、あなたが不利益を被ることは絶対にありません。一人で抱え込まずに、どんな小さなことでも相談してください。

⑤ ボランティア活動のサポート

ボランティア活動に関することは、学生支援課（学生支援担当）で情報提供や相談に応じます。

本学は、浦安市との間に「明海大学学生の社会貢献活動の推進に関する協定」を締結していることから、浦安市内におけるボランティア活動への参加の機会が豊富です。

また、浦安市以外でも、様々な活動の支援を行っていますので、積極的に問い合わせてください。

※学生食堂マリーンズ前の掲示板に、ボランティアに関する情報を掲示しています。

●ボランティアルーム

ボランティアルームでは、ボランティア活動の情報収集・発信、活動推進を行っています。今後も様々な活動支援を計画していく予定です。

●ボランティア活動の成果に対する単位の認定について

ボランティア活動の成果等によって単位認定の申請を行なうことができます。詳細は、学生支援課（学生支援担当）に問い合わせてください。

●ピア・サポート活動について

ピア・サポートとは、対等な立場の仲間（Peer）同士で助け合い、共にゆとり充実した学生生活を送ることです。

本学では、学生相談室と学生支援課（学生支援担当）が協力して、ピア・サポーターを育成しています。ピア・サポーターは、学生の立場で学生の声に耳を傾け、共に問題解決の糸口を探っていく役割を持っています。現在、学部の1年生から4年生が登録し、活躍しています。

ピア・サポーターになるためには、ピア・サポート・セミナーの受講が必要です。興味のある方は、学生支援課（学生支援担当）又は学生相談室まで問い合わせてください。また、ピア・サポーターの紹介も行いますので、直接話を聞いてみたい方は相談してください（29ページ参照）。

(14) 学籍の異動

学籍の異動（休学・退学等）について相談がある場合は、学生支援課（学生支援担当）に来てください。

なお、休学及び退学をするにあたっては、担当教員等の面談が必要です。

① 休学

傷病その他やむを得ない事由により、引き続き3か月以上出席することができない者は、許可を得て休学することができます。

休学単位	学期			
休学期間	(1) 休学できる期間は、3か月以上で学期の期間（1学期）以内又は1年（2学期）以内とします。 ※年度を越えて1年（2学期）にわたる休学の場合は、各学期ごとに休学の願い出を行い、許可を得ること。 (2) 休学の継続は、1年（2学期）以内〔連続して休学できる期間の上限は2年（4学期）〕とします。 ※あらかじめ休学の願い出を行い、許可を得ること。 (3) 休学期間は、通算して3年（6学期）を超えることはできません。			
休学期間満了日	当該年度の前学期末の9月30日又は当該年度の後学期末の3月31日			
休学期間と修業年限・在学期間	休学期間は修業年限及び在学期間に算入されません。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">修業年限 通算4年（8学期）</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">在学期間 通算8年（16学期）以内</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">休学期間 3年（6学期）以内</td> </tr> </table>	修業年限 通算4年（8学期）	在学期間 通算8年（16学期）以内	休学期間 3年（6学期）以内
修業年限 通算4年（8学期）	在学期間 通算8年（16学期）以内	休学期間 3年（6学期）以内		
提出書類	保証人連署の『休学願』（所定様式・自署） ※傷病による休学は、診断書を添付してください。			
手続期限	休学開始希望日の1か月前			
休学の許可	休学が許可された場合、「休学許可書」が交付されます。			
休学による授業料等の免除	3月31日以前または9月30日以前に休学を願い出て許可された者は、休学が許可された学期に納付すべき授業料、施設維持費及び教育充実費が免除されます。			
在籍料	休学を許可された者は、在籍料として1学期当たり5万円を納付してください。			
学期の途中からの休学	学期の途中からの休学は1学期として換算します。 (1) 当該学期に開講されている授業科目の単位は認定されません。 (2) 当該学期に納入すべき学生納付金が完納されていない場合は、休学は許可されません。			
取扱窓口	学生支援課（学生支援担当）			

参考：休学期間一覧

休学期間		備 考
開始日	満了日	
4月1日	9月30日	前学期の1学期間休学
	年度末の3月31日	前学期と後学期の1年（2学期）間休学
前学期の途中	9月30日	前学期の1学期間休学
	年度末の3月31日	前学期と後学期の1年（2学期）間休学
10月1日	年度末の3月31日	後学期の1学期間休学
	翌年度9月30日	後学期と翌年度前学期の1年（2学期）間休学 ※各学期ごとに休学手続が必要
後学期の途中	年度末の3月31日	後学期の1学期間休学
	翌年度9月30日	後学期と翌年度前学期の1年（2学期）間休学 ※各学期ごとに休学手続が必要

② 復学

休学の事由が解消し復学を希望する者は、許可を得て復学することができます。

ア 復学の時期

復学の時期は、休学期間満了日の翌日とし、休学開始時と同じ学期へ復学するものとします。

復学する際には、自分の在籍する学期（年次）をよく確認し、学修計画を立ててください。

イ 復学手続

提出書類	保証人連署の『復学願』（所定様式・自署） ※傷病の回復による復学は、診断書を添付してください。
手続期限	復学希望日の1か月前
復学の許可	復学が許可された場合、「復学許可書」が交付されます。
取扱窓口	学生支援課（学生支援担当）

③ 退学

傷病その他やむを得ない事由により退学を希望する者は、許可を得て退学することができます。
 なお、退学希望日の属する学期に納入すべき学生納付金が完納されていない場合、退学は許可されません。

提出書類	保証人連署の『退学願』（所定様式・自署） ※傷病による退学は、極力、診断書を添付してください。
手続期限	退学希望日の1か月前
退学の許可	退学が許可された場合、「退学許可書」が交付されます。
取扱窓口	学生支援課（学生支援担当）

※学生証を退学日まで返却してください。
 ※学則第29条に定める再入学については、学事課（教務担当）に相談してください。

④ 除籍

次のいずれかに該当する者は、除籍となります。
 ●学生納付金の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者

納入期限	前学期 4月末日
	後学期 10月末日

●学則に定められた在学期間を超えた者
 ●学則に定められた休学期間を超えた者
 ※傷病その他の事由により、卒業の見込みがないと認められる者は、除籍となることがあります。
 ※学生証を返却してください。

⑤ 復籍

学生納付金等の納入を怠り、督促を受けてもなお納入せずに除籍となった者が、除籍日の翌日から起算して2年以内に願い出た場合は、復籍を許可する場合があります。復籍を希望する場合は、学生支援課（学生支援担当）に相談してください。

⑥ 転学部・転学科

転学部・転学科については、各学部の「履修の手引」を参照してください。

5 留学支援について

学事課（留学支援担当）

学事課（留学支援担当）では、主に次の業務を取扱っています。

- ① 在学生の海外留学、海外研修に関すること
- ② 留学生と日本人学生との交流に関すること
- ③ 留学生の生活指導に関すること
- ④ 留学生の奨学金に関すること
- ⑤ 留学生の在留手続に関すること

(1) 海外留学制度

次の海外協定大学へ派遣留学生として選考され、留学した場合は、そこで修得した単位が卒業単位として認定されます（詳細は、「履修の手引」参照）。協定校留学の場合は、選考の上、成績が優秀な者に対し大学から奨学金又は教育後援会から援助金が支給されます。また、交換留学の場合は派遣先大学での授業料が免除されます。

<2023年度海外留学実績>

学科等	留学期間	留学先(国名等)	派遣人数	備考
英米語 (ELM・GSM)	2023年4月～2023年12月 (9ヶ月)	アルバータ大学(カナダ)	2名	協定校留学
中国語 (CLM・GSM)	2023年9月～2024年2月 (6ヶ月)	東呉大学(台湾)	6名	協定校留学
H T (GMM)	2023年1月～2023年12月 (12ヶ月)	サンウェイ大学 (マレーシア)	1名	交換留学

<海外留学派遣先等(参考)>

学科等	留学期間	留学先(国名等)	留学年次	備考
英米語 (ELM・GSM)	約8か月	アルバータ大学(カナダ)	3	協定校留学
	約10か月	シーキューユニバーシティ (オーストラリア)	3	協定校留学
中国語 (CLM・GSM)	約12か月	北京師範大学(中国)	3	協定校留学
	約5か月	北京師範大学(中国)	3	協定校留学
	約12か月	復旦大学(中国)	3	協定校留学
	約12か月	浙江大学(中国)	3	協定校留学
	約8か月	東呉大学(台湾)	3	協定校留学
日本語・英米語・中国語 (GSM)	約5か月	北京師範大学(中国)	3	協定校留学
H T (GMM)	約12か月	ハワイ大学(アメリカ)	2	交換留学
	約12か月	サンウェイ大学(マレーシア)	2	交換留学
	約12か月	テイラーズ大学(マレーシア)	2	交換留学

※留学先や留学期間はこれまでの実績に基づくものであり、国際情勢やその他の影響により、変更または中止となることがあります。

※募集説明会や選考、オリエンテーションの日程については、掲示板等で告知します。

(2) 海外研修制度

長期休暇を利用した1～5週間程度の海外研修を実施しています。

研修先はアジア、アメリカ、ヨーロッパ、オセアニアに広がっており、学生の相互交流等が活発に行われています。派遣先の国や期間に応じた費用サポートを行っており、学業成績が特に優秀な学生に対して海外研修費用の全額を大学が負担する奨学海外研修派遣制度や、一定の学業成績基準を満たした学生に対し、海外研修に要する費用の一部を大学及び教育後援会が負担する制度があります。また、プログラムによっては単位認定を行うものもあります。

<2023年度奨学海外研修派遣実績（費用の全額を大学が負担）>

学科等	研修期間	研修先（国名等）	研修目的	派遣人数	備考
日本語 (JLM・GSM)	2024年2月17日～3月2日 (15日間)	ウーロンゴン大学 (オーストラリア)	レベル別英語研修及び 日本語教授法学習	2名	－
英米語 (ELM・GSM)	2023年8月27日～9月17日 (22日間)	ハワイ大学 (アメリカ)	英語研修	10名	単位認定
	2024年2月17日～3月2日 (15日間)	ウーロンゴン大学 (オーストラリア)	レベル別英語研修及び 英語教授法学習	2名	－
中国語 (CLM・GSM)	2024年2月20日～2月26日 (7日間)	東呉大学（台湾）	中国語研修	6名	－
経 済	2023年8月27日～9月17日 (22日間)	ハワイ大学 (アメリカ)	英語研修	13名	単位認定
不動産	2023年8月30日～9月6日 (8日間)	ハワイ大学 (アメリカ)	不動産研修	8名	－
H T	2023年8月28日～9月8日 (12日間)	ハワイ大学 (アメリカ)	観光関係授業・施設見学・ 歴史探究	10名	－
口腔保健	2023年9月3日～9月10日 (8日間)	ハワイ大学 (アメリカ)	歯科衛生士養成教育の 講義・施設見学	5名	－

<奨学海外研修派遣先等（参考）>

学科等	研修期間	研修先（国名等）	研修目的	対象年次
日本語 (JLM・GSM)	約2週間（春季）	ウーロンゴン大学（オーストラリア）	レベル別英語研修及び 日本語教授法学習	3
英米語 (ELM・GSM)	約3週間（夏季）	ハワイ大学（アメリカ）	英語研修	2・3
	約2週間（春季）	ウーロンゴン大学（オーストラリア）	レベル別英語研修及び英語教授法学習	2・3
中国語 (CLM・GSM)	約1週間（春季）	東呉大学（台湾）	中国語研修	1
経 済	約3週間（夏季）	ハワイ大学（アメリカ）	英語研修	3
不動産	約2週間（夏季）	ケンブリッジ大学（イギリス）	不動産夏期セミナー参加	2・3
	約1週間（夏季）	建国大学校他（韓国）	不動産研修	2・3
H T	約2週間（夏季）	ハワイ大学（アメリカ）	観光関係授業・施設見学・歴史探究	3
口腔保健	約1週間（夏季）	ハワイ大学（アメリカ）	歯科衛生士養成教育の講義・施設見学	4

※研修先や研修期間はこれまでの実績に基づくものであり、国際情勢やその他の影響により、変更または中止となることがあります。
 ※選考等の案内については、対象学生へ通知します。

<2023年度海外研修派遣実績（費用の一部を大学及び教育後援会が負担）>

学科等	研修期間	研修先（国名等）	研修目的	派遣人数	備考
英米語 (ELM・GSM)	2023年8月11日～9月3日 (24日間)	カンタベリークライ ストチャーチ大学 (イギリス)	英語研修	7名	単位認定
	2024年2月4日～2月25日 (22日間)	ハワイ大学 (アメリカ)	英語研修	6名	単位認定
中国語 (CLM・GSM)	2023年8月1日～8月30日 (30日間)	北京語言大学 (中国)	中国語研修	3名	－
日本語・英米語・中国語 (GSM)	2023年9月3日～9月9日 (7日間)	JETRO 他 (シンガポール)	現地企業研修	10名	単位認定
日本語・英米語・中国語 (教職)	2024年2月17日～3月2日 (15日間)	ウーロンゴン大学 (オーストラリア)	(日・中) レベル別英語研 修及び日本語教授法学習 (英) レベル別英語研修及 び英語教授法学習	4名	－
経 済	2023年9月3日～9月9日 (7日間)	JETRO 他 (シンガポール)	現地企業研修	10名	－
	2024年2月25日～3月1日 (6日間)	JETRO 他 (シンガポール)	現地企業研修	8名	－
不動産	2023年8月30日～9月6日 (8日間)	ハワイ大学 (アメリカ)	不動産研修	5名	－

<海外研修派遣先等（参考）>

学科等	研修期間	研修先（国名等）	研修目的	対象年次
日本語 (JLM・GSM)	約2週間（夏季）	釜山外国語大学校（韓国）	日本語教育実習	2～4
英米語 (ELM・GSM)	約3週間（夏季）	カンタベリークライストチャーチ大学（イギリス）	英語研修	1～4
	約4週間（春季）	シーキューユニバーシティ（オーストラリア）	英語研修	1～4
中国語 (CLM・GSM)	約4週間（夏季）	北京師範大学（中国）	中国語研修	2～4
日本語・英米語・中国語 (GSM)	約1週間（夏季）	JETRO 他（シンガポール）	現地企業研修	2～4
日本語・英米語・中国語 (教職)	約2週間（春季）	ウーロンゴン大学（オーストラリア）	（日・中）日本語教授法及び日本語指導実習 （英）レベル別英語研修及び英語教授法学習	2・3
経 済	約1週間（夏季）	JETRO 他（シンガポール）	現地企業研修	2～4
	約1週間（春季）	JETRO 他（東南アジア）	現地企業研修	2～4
不動産	約2週間（夏季）	ケンブリッジ大学（イギリス）	不動産夏期セミナー参加	2～4
	約1週間（夏季）	建国大学校他（韓国）	不動産研修	2～4

※研修先や研修期間はこれまでの実績に基づくものであり、国際情勢やその他の影響により、変更または中止となることがあります。
 ※募集説明会や選考、オリエンテーションの日程については、掲示板等で告知します。

(3) 外国人留学生と日本人学生との交流

新入留学生歓迎パーティーについて

毎年5月下旬に、新入留学生歓迎パーティーを学内で実施しています。このパーティーには日本人学生も参加しています。

(4) 留学生数内訳表

2023年5月1日現在

	学 部 生						大学院生（修士・博士）					特別 聴講 学生	別 科 日 本 語 研 修 課 程	学 部 研 究 生	大 学 院 研 究 生	計	
	外 国 語			経 済	不 動 産	H T	保 健 医 療	歯 学	応 用 言 語	経 済	不 動 産						歯 学
	日 本 語	英 米 語	中 国 語														
中 国	61(37)			147(49)	34(13)	7(4)		1	12(9)	15(3)	1			6(2)		284(117)	
香 港	2															2(0)	
韓 国	1(1)			1	4(1)	1		6(1)								13(3)	
台 湾	1			1	1			1(1)	1							5(1)	
ベトナム	20(14)	4(3)	2(2)	57(35)	2(2)	12(9)				1(1)				7(4)		105(70)	
モンゴル				5(3)					1(1)							6(4)	
ネパール						2								1		3(0)	
インドネシア				1		2(1)										3(1)	
マレーシア						1(1)			1							2(1)	
フィリピン						2(2)										2(2)	
ラオス									1(1)							1(1)	
スリランカ						1(1)								37(11)		38(12)	
バングラデシュ		1														1(0)	
ウズベキスタン				1												1(0)	
ウクライナ						1								3(2)		3(2)	
アイスランド																1(0)	
オランダ	1															1(0)	
エジプト														1(1)		1(1)	
ケニア						1(1)										1(1)	
ナイジェリア														1		1(0)	
カナダ								1(1)								1(1)	
合 計	86(52)	5(3)	2(2)	213(87)	41(16)	30(19)	0(0)	9(3)	16(11)	16(4)	1(0)	0(0)	0(0)	56(20)	0(0)	475(217)	
				386(182)						33(15)							

() 内は女子

※ 別科日本語研修課程においては、5/1現在留学以外の在留資格者5名を含む

(5) 別科（日本語研修課程）

別科事務室：管理・研究棟 2階

<事務取扱時間>

	9:00	11:30	12:30	16:30
月～金曜日		昼休み		

本学には、日本の大学及び大学院への入学を希望する外国人を対象とした、別科日本語研修課程（1年課程）が設置されています。別科では、日本語を中心に英語、社会、数学、日本事情等入学試験に必要な科目についても学習します。

6 進路（就職等）支援について

キャリアサポートセンター

キャリアサポートセンターでは、職業安定法に基づいた職業紹介をはじめ、次の業務を主に取り扱っています。

- ① 求職登録、就職活動（内定）報告等手続き
- ② 進路・就職活動の支援
- ③ 進路・就職関連資料の閲覧、インターネットの閲覧
- ④ 各種就職支援行事の運営
- ⑤ インターンシップの派遣
- ⑥ 資格取得奨励奨学金の給付手続き




(1) スタッフによる個別支援について

経験豊富な専門スタッフが、あらゆる進路・就職相談に応じています。履歴書・エントリーシートの添削、面接トレーニング及び求人紹介等も行っています。

(2) キャリア関連授業による支援について

キャリアサポートセンターでは、一人ひとりに合った理想の進路・就職の実現を目指し、1～4年生で一貫して継続するキャリアプログラム「MGO」を提供しています。



「MGO」は、明海（Meikai）大学独自のキャリアプログラムで、4年間の学修を通して、学生の成長（Growth）と機会（Opportunity）を提供するプログラムです。

- 1～4年生の成長に応じた実践的なカリキュラムを提供しています。（授業科目：キャリアプランニングⅠ～Ⅲ、キャリアデザイン）
- 3～4年生では、原則就活コーチングスタッフがキャリアデザイン履修学生一人ひとりにきめ細かくサポート、バックアップしていきます。

(3) 求人検索 NAVI による支援について（3・4年生）

求人検索 NAVI では、一人ひとりのニーズに応じ、次のことができます。3年次に必ず登録してください。

- ① 求人検索 NAVI ができること
 - 企業から本学に届く求人票の検索・閲覧
 - 学内就職支援行事等のメール受信
 - 学内の就職支援行事や個人面談の予約
 - 進路希望、進路報告の登録
 - マイ求人・マイスケジュールの管理



- ② ログイン方法

Web ポータルシステムからログインしてください。

(4) 就職ガイダンス・セミナー等による支援について

就職のためのガイダンスやセミナーを実施しています。日程等の詳細は、キャリアサポートセンターの掲示板、ホームページ及び求人検索 NAVI で随時お知らせします。

対 象	主な支援行事 (2023年度実績)	
全学年	●公務員合同業務説明会	●インターンシップガイダンス
4年生	●学内企業セミナー (全2回) ●優良企業厳選求人フェア	●卒業前に決める就活応援セミナー
3年生	●進路・就職オリエンテーション ●就職ガイダンス (全4回) 行きたい会社の見つけ方／筆記試験／ エントリーシート／面接 ●学内業界研究セミナー ●学内企業セミナー ●仕事研究セミナー ●OB・OG から学ぶ業界・職種研究セミナー ●自己分析テスト ●就職活動マナー講座	●SPI・筆記試験対策講座 ●SPI 対策模擬試験＋解き方講座 ●エントリーシート対策模擬試験 ●就活用ヘア&メイク講座 ●履歴書用写真学内撮影会 ●内定者による就活アドバイス ●グループディスカッション講座 ●人事担当者による模擬面接会 ●外国人留学生オリエンテーション

(5) キャリアサポートセンターの利用について

キャリアサポートセンターは1～4年生の誰でも自由に利用することができます。

- ① **スタッフによる個別相談について**
原則として予約制です。求人検索 NAVI 又は窓口で予約を受け付けています。
- ② **進路・就職関連資料の閲覧について**
キャリアサポートセンター内に次の資料を設置しています。閲覧は自由です。

主な進路・就職関連資料	
企業ファイル	求人企業業種別ファイル・会社案内 教育関係資料・公務員関係資料 (国家・地方)・非営利団体資料
求人票ファイル	求人票
キャリア形成関係書籍	帝国データバンク会社年鑑、東商信用録関東版、会社四季報、就職活動報告書 各種就職活動対策 (業種別研究、筆記試験、エントリーシート、面接 他) 雑誌類 (週刊東洋経済、週刊ダイヤモンド、公務員試験受験ジャーナル、エアステージ 他) など

- ③ **パソコンの利用について**
就職活動専用のパソコンを設置しています。利用する場合は、窓口の受付簿に記入してください。
- ④ **就職活動用個別ブースについて**
就職活動における Web 説明会やオンライン面接等で利用できる個別ブースがあります。
利用受付は窓口で行っています (予約優先)。
- ⑤ **ホームページについて**
就職ガイダンス・セミナー等の行事予定や就職に関するお知らせを掲載しています。
ホームページ URL <http://meikai-career.jp/>
- ⑥ **利用上の注意**
 - 求人企業の来客が多いので、私語は慎み、失礼のないようにしてください。
 - 事務室・面談ブース・ラウンジでの食事及び携帯電話の使用は控えてください。
 - 資料類の無断持ち出しは禁止します。また、利用する際は丁寧に扱ってください。



7 オープンカレッジについて

オープンカレッジ担当

オープンカレッジ担当は、本学のめざす「社会に開かれた大学」の趣旨により、生涯学習の一環として諸施設を地域社会に広く開放し、その利用を通じて学生・教職員及び地域住民との親睦と交流を深め、「豊かなコミュニティ」づくりに寄与することを目的としています。

オープンカレッジ担当は、施設 (メイカイクラブ) の管理や、オープンカレッジプログラムの運営を行っています。



(1) 本学学生の特典

- ① 学生会員として登録することで、オープンカレッジプログラムが半額で受講できます（一部を除く。）。
- ② 学生会員として登録することで、メイカイクラブの施設が利用できます。
- ③ プロショップの商品を割引価格で購入できます。

(2) オープンカレッジプログラム

- ① 教育・教養 英会話、中国語、フランス語、韓国語、古文書、歴史、世界遺産等
 - ② 実務・ビジネス 日本語検定、実用英語技能検定、中国語検定、経済学検定、日商簿記検定、宅地建物取引士、TOEIC、国内旅行業務取扱管理者、総合旅行業務取扱管理者等
 - ③ 生活・趣味 書道、スタンダードジャズボーカル、ボーカルレッスン等
 - ④ 健康・スポーツ 健康体操、フラダンス、水泳、スクーバダイビング、硬式テニス等
- ※プログラムによっては開講しない場合もあります。
 ※開講日程等は、オープンカレッジ担当フロントで確認してください。

(3) メイカイクラブの利用

①館内運動施設

ア 利用可能施設及び入館料

施設名等	場所	入館料
トレーニングジム	B 1 F	100円／1人1回
マルチスタジオ（レッスン参加のみ）	B 2 F	
スイミングプール・プールサイドジャグジー	B 2 F	
ロッカールーム及びバスルーム（サウナ有）	B 2 F	

イ 利用時間

曜日	フロントチェックイン	施設利用時間	チェックアウト
火～金曜日	10：00～21：15	10：00～21：45	22：00
土曜日	10：00～21：00	10：00～21：15	21：30
日・祝日	10：00～18：15	10：00～18：45	19：00

ウ 利用について

- 学生会員として登録することで、施設が利用できます。
 本学に在籍中かつ資格審査で認められた学生が、学生会員として登録できます。
 所定の施設使用申込書に記入し、学生証を提示のうえ、オープンカレッジ担当フロントにて登録申請してください。
- 大学の定期健康診断を受けていない場合、施設を利用できません。
- 不正利用等が確認された際には、以降の利用をお断りします。

エ 利用上の注意

- 必ず学生証を持参してください。忘れた場合、施設を利用できません。
- トレーニングウェア・室内専用シューズ・水着・水泳キャップ等は、各自で用意してください（一部、有料レンタルあり）。
- 学生の正課授業中、オープンカレッジプログラム開講中等の場合に、一部の施設利用を制限することがあります。
- 学生は、賛助会員の家族であってもメイカイクラブ専用駐車場を利用できません。
- 入れ墨（タトゥーを含む）を入れている者は、施設の利用はできません。
- インストラクター・係員の指示に従ってください。

②その他（①以外）の施設

施設名	料金	場所	備 考
テニスコート	無料	屋外	利用時間 火～土曜日 10：00～21：00 日・祝日 10：00～17：00 ※4月～9月頃のテニスコート利用は18：00まで 学生の正課授業・課外活動のみ無料
オーディオスタジオ	有料	1 F	
カルチャールーム	有料	1 F	
和室	有料	1 F	
マルチスタジオ	有料	B 2 F	

※利用希望の方は、料金を添えてメイカイクラブフロントにてお申込みください。

※テニスコートを学外者と利用する場合は、利用者数に応じて料金が発生します。

※課外活動でのテニスコート利用時間は、上記時間にかかわらず、学生支援課（学生支援担当）での取り決めによります。

7
に
あ
っ
て
オ
ー
プ
ン
カ
レ
ッ
ジ

- ③ 休館日
毎週月曜日（月曜日が祝日の場合、翌日）・夏季・年末年始・施設点検日・その他特に指定された日

8 メディアセンター（図書館）について

メディアセンター事務課

図書館は、大学において行われる教育と研究を達成するために置かれたものです。そのため教職員・学生の研究・教育・学習や人間形成に必要な図書等の資料を収集・整理・保存し利用に供しています。また、国の学術情報組織の一員として、学術文化の発展に協力する機関でもあります。ぜひ図書館の利用に熟達し、自己の学修や教養・知識の習得に図書館を有効に利用してください。

(1) 利用の概略

① 開館時間

曜日	授業及び試験期間	その他の期間
月～金曜日	9:00～20:00	9:00～17:00
土曜日	9:00～17:00	

※大学行事等のため開館時間を変更する場合があります。

② 休館日

- ア 日曜日及び国民の祝日
イ 本学所定の休日
ウ 館内整理日（毎月1日。ただし、上記ア及びイのいずれかに該当する場合は、その翌日。）
エ その他臨時に必要な場合（蔵書点検等）
※開館時間の変更及び臨時の休館については、その都度掲示します。

③ 入館

図書館入口は、30周年記念館の2階です。
入館の際には学生証が必要です。

④ 館内閲覧

公開されている図書・雑誌・新聞等は、自由に閲覧できます。

⑤ 館外貸出

学生証が図書の貸出カードになっています。貸出期間と冊数は、次のとおりです。

	図 書			雑 誌		
	冊数	期間	延長	冊数	期間	延長
1～3年生	6冊以内	2週間	2週間	5冊以内	翌日まで	×
4年生		8週間	8週間			

注1：「禁帯出」「指定図書」ラベルの貼ってある図書、新聞は貸出できません。

注2：返却期限は、必ず守ってください。延滞した場合は、延滞日数分の貸出停止となります。

注3：延長は、返却期限日までに学生証と図書を持参の上、手続をしてください。予約がない場合、1回だけ貸出期間を延長できます。

⑥ 複写サービス

図書館内の図書・雑誌・新聞等の資料に限り、著作権法で許された範囲内で文献複写サービスを行っています。ノートや私物等の複写はできません。

⑦ レファレンスサービス

調査、研究、学習に図書館資料をより有効に活用できるよう質問・相談に応じるのが、レファレンスです。図書館や資料に関するさまざまな質問や相談に応じます。カウンターの係員に問い合わせてください。

⑧ 図書館 HP のサービス

図書館のHP [https://opac-ura.meikai.ac.jp] では、資料検索（OPAC システム）や図書館に関する情報を公開しています。また、HP 内の「MY Library」からログインすると、図書の予約や自分の貸出状況等を確認できます。



(2) 利用上の注意

図書館を利用する際、特に守ってほしい事項として次の3点を挙げておきます。

- ① 図書等を無断で持ち出したり、破損するようなことは、絶対に行わないこと。
(無断持ち出し等を行った場合は、始末書の提出、図書館の利用禁止。悪質な場合は、訓告等の懲戒処分。)
- ② 他の利用者に迷惑をおよぼす行為をしないこと。
- ③ 手荷物は自身で管理し、席に資料や荷物を長時間放置しないこと。

9 学生食堂・売店について

マリーンズ (学生食堂)

手頃な値段で楽しめる豊富なメニューが人気の食堂です。吹き抜けを利用した開放的なスペースで、多くの学生が利用しています。

	月～金 ※土日祝日は休業
営業時間	11:00 ~ 15:00 (L.O. 14:30)

※学生休暇期間、大学休業日は上記と異なります。

※営業日・時間に変更があった場合は、食堂内の掲示にてお知らせします。

ニューマリーンズ

ホテルのようなインテリアと本格的な料理が楽しめるレストランです。学生が利用すると、50円割引という特典もあります。公開講座のレセプションや、留学生壮行会の会場等になり、学内のイベントにも多く使われています。

	営業日		
	月	火～土	日・祝日
営業時間	定休日	11:30 ~ 20:00	11:30 ~ 19:30
ラストオーダー		19:30	19:00

※営業日・時間に変更があった場合は、ニューマリーンズ入口掲示にてお知らせします。

明海ショップ (売店)

明海ショップは、学生及び教職員の福利厚生を推進する目的をもって設置され、大学の委託を受けて、丸善・雄松堂株式会社が売店運営に当たっています。

	営業日		取扱商品
	月～金	土・日・祝日	
営業時間	10:00 ~ 15:00	休業	書籍 (教科書含む) 5%引き (一部対象外) 文房具 10%引き (一部対象外) 食品 (お弁当、お菓子、カップ麺、飲料等) 紹介サービス (学生割引あり) 各種検定試験受付、各種講座受付、運転免許、就職履歴書、コピー機、宅配便、その他
	夏季・春季休暇中: 週1日 (毎週水曜日) 10:00 ~ 15:00		

8 (図書館)メディアセンターについて 9 学生食堂・売店について

10 健康管理について

(1) 保健管理センター

学生の皆さんが、心身共に健康で快適なキャンパスライフを送ることができるよう、病気の予防やカウンセリング等学生の健康管理に努めています。けがをしたとき、身体の調子が悪いとき等、気軽に利用してください。

※当施設は、AED（自動体外式除細動器）を設置しています（80・81ページ参照）。

開室日時

	授業期間	試験期間	その他の期間
月曜～金曜日	9:00～18:00	9:00～17:30	9:00～17:00
土曜日	9:00～13:00	9:00～13:00	9:00～13:00

※土曜日は閉室している場合があります。

① 定期健康診断【※日程は、別途お知らせします。】

学校保健安全法により、学生の皆さんは年に1回健康診断を受けることが義務づけられていますので、毎年必ず受診してください。健診結果は、Webポータルシステムでお知らせします。結果通知が届いたら、自分の結果を確認して健康管理に役立ててください。

定期健康診断を受診できなかった学生は、医療機関を受診し、健康診断書のコピーを保健管理センターに提出してください。

② 健康診断証明書発行

定期健康診断の結果に基づいて発行します。

健康診断未受診の人、一部未受診の人は、健康診断証明書の発行ができません。

③ 応急処置

ケガや体調不良の時、応急処置を行います。必要な場合は、大学周辺の医療機関を案内しますので、健康保険証又は遠隔地被保険者証を常に携帯しておきましょう。

※内服薬の処方はありません。持病のある人は、薬を必ず携帯しておいてください。

④ 健康相談

からだの具合が悪い、心配なことがある、病気のことについて知りたい等、気軽に相談してください。

⑤ 禁煙相談

保健管理センターでは、学生の皆さん自身のため、まわりの大切な人のために医師による禁煙支援を行っています。

禁煙サポートについて

保健管理センターは禁煙を支援するために相談窓口を設けています。

◆ もっとタバコのことについて知りたい……

◆ そろそろやめてもいいかなあ……

◆ 禁煙のやり方について知りたい……

◆ 近くの人に禁煙を勧めたいが……など

相談してみたいと思った時は、保健管理センターへ！

⑥ その他

- 身長・体重・体脂肪・血圧・握力が測定できます。
- 保健管理センター利用による授業の遅刻・欠席の証明書は発行していません。

(2) 学生相談室

① 個別カウンセリング

学生相談室では、学生生活を送る上で生じてくるさまざまな悩みについてカウンセラー（公認心理師）が相談にのります。気軽に相談に来てください。（秘密は厳守されます）。

例えば…

- 学業 … 学習意欲の不振等に関すること
- 心理 … 自分の心理状態や性格について
- 対人 … 友人や家族との関係について
- 人生 … 自分の生き方や将来について
- 身体障がい・発達障がいに関すること 等

開室日：月～金 9:00～17:50（学生休暇中の開室日は不定期）

利用方法：予約制

来室又は、電話・メール等で事前に予約してください。

予約枠が空いている場合は、当日相談も可能です。

オンラインカウンセリングも利用できます。

■ TEL：047-355-5287

■ EMail：msoudanyoyaku@meikai.ac.jp

② グループ・セミナー&グループ・カウンセリング

少人数でのグループワークや心理テスト等、様々なプログラムを企画しています。他者とのかかわりの中で自己理解や他者理解を深めていくことを目指しています。

健康管理センター、学生支援課（学生支援担当）との共催による合同セミナーでは、健康管理につながる知識を学びながら良好なコミュニケーション能力を高めることができます。

また、グループ・カウンセリングは、共感的で信頼感のある雰囲気の中で、グループのメンバーの発言から自分自身を別の視点から見たり、他のメンバーの体験を自分のことのように感じる中で、自分の気づきを深めます。

③ ピア・サポート・セミナー

大学での友人達と、仲間（Peer）としてのよい人間関係を作るためのスキルとサポートについて学ぶセミナーを開催しています。セミナー修了者には、学内での大学生活を支援する、ピア・サポーター（登録制）としての活動ができます。参加希望の方は学生相談室へ問い合わせてください。

(3) トレーナーズルーム

主に、学生のスポーツ活動をサポートする施設で、フィットネスとリハビリに精通した、専門のトレーナーによる指導が学内で受けられます。利用方法等については、学生支援課（学生支援担当）にお問い合わせください。

- ① 業務内容 ア 健康維持・運動能力向上のための指導及び情報の提供
イ 負傷・体調不全に対応した応急処置、治療（運動療法、物理療法、徒手療法等）、指導及び情報の提供
- ② 設置場所 クラブハウス1階101号室、102号室（課外活動学生）
- ③ 開室日・開室時間 スケジュールは、トレーナーズルーム入口の掲示で随時お知らせします。

(4) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）

この保険は、学生が教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故に対する被害救済の措置として設けられた、(財)日本国際教育支援協会による全国的規模の災害傷害補償制度です。

明海大学浦安キャンパスは、「学生教育研究災害傷害保険」の賛助会員大学であり、学生は、入学と同時に自動加入となります。なお、「通学中等傷害危険担保特約」は付帯していませんので、加入希望者は学生支援課（学生支援担当）へ問い合わせてください。

① 保険金が支払われるケース

対象範囲	内 容
正 課 中	講義、実験・実習、演習又は実技による授業を受けている間のほか、次の場合を含む。 ア 指導教員の指示に基づき、研究に従事している間 イ 指導教員の指示に基づき、授業の準備若しくは後始末を行っている間、又は授業を行う場所・大学の図書館・資料室若しくは語学学習施設において研究活動を行っている間 ウ 大学設置基準第28条及び大学院設置基準第15条の規定に基づき、他の大学の正課を履修している間
学校行事中	大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式等教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間
大学施設内 にいる間	授業間の休憩中若しくは昼休み中等、上記以外で大学の施設内にいる間→注1
課外活動中	キャンパスの内外を問わず課外活動を行っている間→注2

注1：大学が禁じた時間もしくは場所にいる間又は大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

注2：課外活動とは、大学の規則に則った所定の手続により、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動又は体育活動をいいます。キャンパス外で行う課外活動は、大学に届け出た活動に限られます（合宿・学外活動届又は対外試合届の提出が必要。35ページ参照）。ただし、登山やハンググライダー等の危険なスポーツを行っている間は除きます。

② 支払保険金の種類と金額

種類	適用範囲	正課中 学校行事中	正課中、学校行事中、課外活動中以外で 学校施設内にいる間	課外活動中 (注)
死亡保険金		2,000万円	1,000万円	1,000万円
後遺障害保険金		120万円～3,000万円	60万円～1,500万円	60万円～1,500万円
治療日数		治療日数1日以上が対象	治療日数4日以上が対象	治療日数14日以上が対象
医療保険金		3,000円～30万円	6,000円～30万円	3万円～30万円
入院加算金		1日につき 4,000円		

注：学校施設外で活動する場合は、必ず「課外活動届」等を提出してください。

③ 保険料

在学4年間分の保険料は、入学年度に応じて財団法人国際教育支援協会の定める規定額を、入学手続き時に授業料等の学生納付金とともに徴収しています。

④ 手続等

事故等が発生した場合、学生支援課（学生支援担当）に報告及び手続を行ってください。

(5) 学研災付帯賠償責任保険

この保険は、入学時に自動加入となる学生教育研究災害傷害保険に加え、ボランティア活動、介護等の体験、教育実習、インターンシップ等で他人に怪我をさせたり、第三者の財物を損壊した場合の損害賠償を補償する保険です。

この保険は、それぞれの活動が始まる前に各自で加入手続を行わなければなりません。保険料や手続方法は、各活動のガイダンス等で説明されますので、指示に従って加入してください。

(6) PDI 浦安歯科診療所

PDI 浦安歯科診療所が浦安キャンパス内にありますので、歯科の治療を希望する方は利用してください。

(場所：79ページ参照)



※日曜日・祝日・創立記念日（5月17日）・年末年始は休診です。

※ PDI とは Post Doctoral Institute の略で、卒業直後の歯科医師を育成する臨床研修機関です。

11 厚生施設について

セミナーハウス『勝浦コテージ』

授業や課外活動で利用できます。ただし、利用に当たっては、教職員が引率しなければなりません。

千葉県勝浦市守谷2
TEL 0470-70-5050

【施設】 洋9室・和1室、会議室、
テニスコート1面、大浴場、その他、バーベキュー等のレジャー用品の貸出等

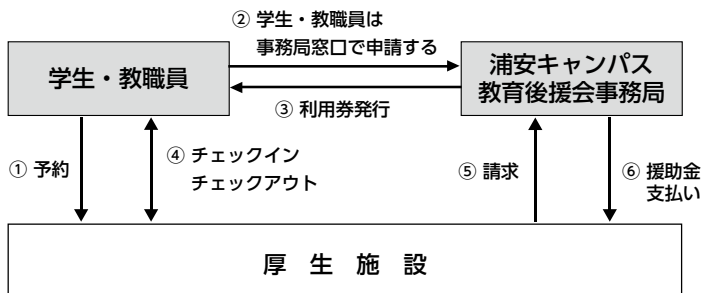
- 利用申請は、引率教職員が行います（学生不可）。
（利用開始日の2か月前から14日前までに庶務課で要手続）



教育後援会利用支援施設

(1) 厚生施設

ホテルアルパイン 新潟県南魚沼郡湯沢町岩原高原 TEL.025-787-3055
ガーデンクレス 新潟県南魚沼郡湯沢町岩原高原 TEL.025-787-4411
リソル生命の森 (日本メディカルトレーニングセンター) 千葉県長生郡長柄町上野521-4 TEL.0475-35-3333 東京営業部 TEL.03-3206-3525
ホテル東天光 千葉県長生郡白子町鷲963 TEL.0475-33-3100



厚生施設の利用制度は、浦安キャンパス教育後援会の支援で運営されています。

- ① 利用券（一泊3,000円援助）の発行は、個人、団体共に教育後援会事務局で取り扱っています。
- ② 利用者の範囲は、浦安キャンパスに所属する学部生・教職員の二親等（血族）までです。
- ③ 学生証だけでは宿泊できません。必ず利用券を申請してください。
- ④ 各施設等の料金については、事前に直接施設に問い合わせてください。
- ⑤ 各施設の詳細は、教育後援会ホームページ (<http://www.meikai-koenkai.com/welfare/>) 又は教育後援会事務局に問い合わせてください。



(2) 利用方法

- ① 希望する厚生施設に電話で予約日を確認します。キャンセルは7日前までです。それ以降のキャンセルの場合は、原則としてキャンセル料が発生しますのでご注意ください。
- ② 学生、教職員の本人又は団体責任者が教育後援会事務局窓口で申請します。
- ③ 教育後援会事務局は、本人、団体を確認し、利用券（一泊につき3,000円援助）を発行します。
- ④ チェックインの際、学生証及び利用券を提示し、チェックアウトの際に、援助金を差し引いて精算します。
- ⑤ 後日、各施設から、教育後援会に対し、宿泊名簿及び利用券の確認に基づき請求書が送付されます。
- ⑥ 教育後援会が、利用券分の援助金を支払います。

12 奨学金制度について

(1) 高等教育の修学支援新制度 (<https://www.mext.go.jp/kyufu/student/daigaku.html>)

新制度は2つの支援により、大学等で安心して学べるよう、令和2年4月からスタートしています。

1. 日本学生支援機構の給付型奨学金（原則返還が不要な奨学金）
2. 授業料・入学金の免除／減額

※詳細は、明海大学ホームページ (https://www.meikai.ac.jp/03applicant/information/school_expenses/study-support/post.html) 又は学生支援課（学生支援担当）に問い合わせてください。



文部科学省 HP



明海大学 HP

(2) 日本学生支援機構奨学金 (<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/index.html>)

人物、学業ともに優秀でありながら、経済的理由によって修学が困難な学生を対象に、日本学生支援機構が学資の給付・貸与を行っています。

奨学生の推薦や各種手続は、大学を通じて行います。

① 在学採用

種類	給付型	
申請時期	毎年4月・10月	
申込資格	人物・学業ともに特に優れ、経済的理由により修学困難な者であること。	
給付月額	自宅通学	自宅外通学
	第Ⅰ区分：38,300円 第Ⅱ区分：25,600円 第Ⅲ区分：12,800円	第Ⅰ区分：75,800円 第Ⅱ区分：50,600円 第Ⅲ区分：25,300円
その他	給付対象者は、高等教育修学支援新制度の一環として、奨学金の給付と併せて、年額約70万円を上限に授業料の減免を受けることができる。	

種 類	貸与型（第一種）	
申込時期	毎年4月・10月	
申込資格	人物・学業ともに特に優れ、経済的理由により修学困難な者であること。	
返還時の利息	無利息	
貸与月額	自宅通学	自宅外通学
	20,000円、30,000円、40,000円又は54,000円から選択する。	20,000円、30,000円、40,000円、50,000円又は64,000円から選択する。
その他	生計維持者（父母〈父母がいない場合は代わって生計を支えている人〉）の収入額が、日本学生支援機構の定める収入基準額より少ないことが条件となっている。	

種 類	貸与型（第二種）	
申込時期	毎年4月・10月	
申込資格	人物・学業ともに特に優れ、経済的理由により修学困難な者であること。	
返還時の利息	卒業後、返還完了まで利息がかかる（上限3.0%）。ただし、貸与期間中及び返還猶予を認められた期間は無利息となる。	
貸与月額	20,000円～120,000円（10,000円単位）から希望する額を選択する（途中で増減可）。	
その他	生計維持者（父母〈父母がいない場合は代わって生計を支えている人〉）の収入額が、日本学生支援機構の定める収入基準額より少ないことが条件となっている。	

ア 募集の時期

募集の時期は、Webポータルシステム及び奨学金掲示板等で告知します。

イ 募集説明会と申込書類の提出

申込希望者に対して、説明会を毎年4月に行います。説明会の日時及び場所は、Webポータルシステム及び奨学金掲示板等で告知します。また、申込書類は、説明会に出席した学生にのみ配布しますので、希望者は必ず出席してください。

ウ 採用者通知

申込時に指定した銀行口座への入金をもって代えますので、指定された時期に必ず入金を確認してください。

② 予約採用

高校在学時に、大学等に入学することを条件として予約採用候補者となった者は、4月に開催される説明会に出席し、学生支援課（学生支援担当）に「大学等奨学生採用候補者決定通知」を提出してください。大学を通じて日本学生支援機構に「進学届」を提出（インターネット入力）することで、奨学生に正式採用されます。提出期限等不明な点は、学生支援課（学生支援担当）で確認してください。

③ 家計急変採用

種 類	家計急変採用
採用基準	予期できない事由により家計が急変したため緊急に支援の必要がある場合、定期採用とは別に申込できる制度です。
給付月額	給付奨学金と同じ
その他	3か月ごとに、家計急変に該当する生計維持者の給与明細等の提出に基づき支援区分の見直しがある。

注：学生支援課（学生支援担当）で受付を行っていますが、事由が発生したときから3か月以内に申込むことが条件となっています。

④ 緊急・応急採用

種 類	緊急採用	応急採用
採用基準	生計維持者（父母〈父母がいない場合は代わって生計を支えている人〉）の失職・死亡又は火災等により家計が急変したため緊急に奨学金の必要が生じた場合、定期採用とは別の基準により申込することができる制度です。	
返還時の利息	第一種奨学金と同じ	第二種奨学金と同じ
貸与月額	第一種奨学金と同じ	第二種奨学金と同じ

注：学生支援課（学生支援担当）で受付を行っていますが、事由の発生した月から12か月以内に申込むことが条件となっています。

※採用後、奨学生証・奨学生のしおりの交付をはじめ、様々な手続や説明会がありますのでWebポータルシステム及び奨学金掲示板等を必ず確認してください。

高校在学中に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた学生へ

「在学届」を学生支援課（学生支援担当）に提出することにより、大学在学中は、奨学金の返還が猶予されます。手続をしない場合は、大学在学中でも奨学金の返還をしなければなりません。

(3) 明海大学学費借入支援奨学金

学費負担者が、本学学生の学生納付金を納付するために金融機関等から借入れを行った場合に、支払利息額を限度に奨学金として給付する制度です。詳細は、学生支援課（学生支援担当）にお問い合わせください。

※申請は、毎年11月に受け付けます。

(4) 明海大学資格取得奨励奨学金

各学科が進級要件として定めている資格取得をサポートするための奨学金制度です。学内に併設されているオープンカレッジで指定された講座を受講し、資格を取得した際には、講座の受講料相当額が奨学金として給付されます。詳細はキャリアサポートセンターにお問い合わせください。

(5) 明海大学浦安キャンパス学修奨励奨学金

① 1年次は、入学試験において、特に優秀な成績をもって合格した学生に対し、当該年度に納入しなければならない授業料の全額又は半額が減額され給付となります。

② 2年次以降は、前年度の修得単位数及び成績が一定の基準を満たした場合、当該年度に納入しなければならない授業料の全額又は半額が減額され給付となります。

※休学、留年の場合は、当該年度の奨学金は給付されません。詳細は、P.64「明海大学浦安キャンパス学修奨励奨学金規程」を確認の上、学生支援課（学生支援担当）にお問い合わせください。

(6) 明海大学奨学融資制度（提携ローン）

本学学生の学費負担者に対して、みずほ銀行が在学中の授業料に相当する額を奨学融資する制度です。詳細は、学生支援課（学生支援担当）又は、下記の提携会社にお問い合わせください。

〈提携会社〉 株式会社ジャパンデンタル（JD）東京第二営業部
〒163-0023 東京都新宿区西新宿1-13-8 朝日新宿ビル4階
電話 03-3344-5333（東京第二営業部）

※明海大学奨学融資特別支援奨学生について、P.66を参照してください。

(7) なりたいじぶん奨学金

総合型選抜（なりたいじぶん入試）に合格し入学した学生に給付する奨学金です。

入学後は原則4年間継続して給付するものとしませんが、各学年修了時の修得単位数及び成績が一定の基準に達しない場合は、給付が停止または取消となります。

詳細は p.67「明海大学浦安キャンパスなりたいじぶん奨学金規程」を確認の上、学生支援課（学生支援担当）にお問い合わせください。

(8) その他の奨学金

地方公共団体、財団等が扱う各種奨学金制度があります。

募集があった場合には、随時、Web ポータルシステムや奨学金掲示板に掲示しますので確認してください。

13 課外活動・学生組織について

課外活動は、学生が自主的・自律的に行う正課教育外の活動です。

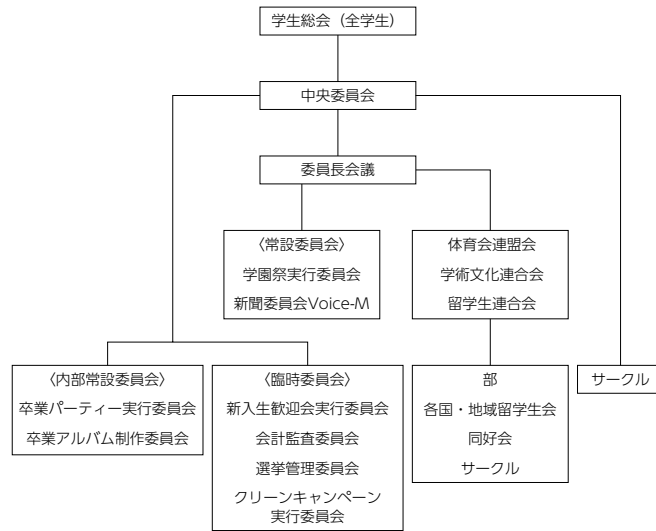
学生生活の中心が、あくまでも勉学にあるということは当然のことですが、課外活動（文化・スポーツ等）を通じて、生涯にわたる多くの友人をつくり、広い視野と健全な心身を育成することは、大変意義深いものと考えられます。

学友会

学友会は、明海大学浦安キャンパスの全学生が所属する学生の自治組織です。会員相互の自主的活動により学術文化、体育の向上を図り、併せて会員相互の人格の高揚を志向するとともに、本学の発展に資することを目的として、1991年に設立されました。学友会では、大学生活を有意義に過ごせるように、学生の要望を取り入れ、大学側に伝え、それを実現できるように努めています。また、例年サマーキャンプ等のイベントを企画・実施しています。

毎年11月に行われる明海祭は、学園祭実行委員会を中心として学友会が行う最大規模のイベントです。

(1) 学生会組織図



(2) 課外活動団体 (2023年度公認団体)

中央委員会	中央委員会所属サークル		体育会連盟会	
活動内容	団体名	活動内容	部活動	
学生会の最高執行機関 サマーキャンプ等学内行事の運営	PONY	テニス	男子硬式庭球部	合気道部
学園祭実行委員会	SHERBET	テニス	サークル	活動内容
活動内容	JAM	ソフトテニス	GLITTER	フットサル
学園祭の企画、運営	Rabbit	ダンス	Freek	バレーボール
卒業パーティー実行委員会	RJ バスケサークル	バスケットボール	学術文化連合会	
活動内容	JERRY	バスケットボール	部活動	
卒業パーティーの企画、運営	はいらいと	バレーボール	吹奏楽部	ジャズオーケストラ部
卒業アルバム制作委員会	てっきーチーム	フットサル	軽音楽部アリーナ	茶道部
活動内容	Brave Oceans	野 球	漫画研究部	
卒業アルバムの企画、校正	卓上ゲームサークル	卓上ゲーム	サークル	活動内容
留学生連合会	ZMIC	ディズニー研究	小原流生け花サークル	生け花
活動内容	COMMUNE	地域復興への貢献	Memories	写 真
国際交流イベントの企画、運営	パーティーゲームサークル	パーティーゲーム	キャリアナレッジ	就活生へのサポーター事業
	不動産鑑定士サークル	不動産学部勉強会		
	麻雀研究サークル	麻雀研究		

団体の設立、継続、変更について

★団体設立 (以下の条件をすべて満たしていなければならない。)

- 1 自己管理ができ、自己責任をすべて負う団体であること
- 2 明海大学の専任の教職員が顧問になっていること
- 3 明海大学の学生のみによって構成されていること
- 4 構成人数が7名以上であること (中央委員会所属サークル)

★継続

中央委員会が主催する課外活動継続申請説明会に参加が必要です。必ず掲示板等で確認してください。

★変更

提出している申請書等に変更が生じた場合は、必ず新たな名簿等を中央委員会に提出してください。

※詳細については、掲示板、学生会中央委員会又は学生支援課 (学生支援担当) までご確認ください。

(3) 明海大学体育会

明海大学体育会は、明海大学における学生体育クラブの強化及び支援の充実を図り、大学の活性化を推進することを目的として、2006年7月1日に設立されました。

2022年4月現在の体育会所属クラブは、空手道部、サッカー部、ヨット部、女子硬式庭球部、陸上競技部、女子バレーボール部の6団体です。

(4) 印刷物の掲示・配布

設立及び継続の手続をした団体(公認団体)のみ認められます。掲示・配布したい印刷物を学生支援課(学生支援担当)まで持参し、文書等掲示願を記入し提出の上、許可を受けてください。

※掲示物は、A4サイズ1枚(縦・横どちらでも可)を基準とします。

※必ず指定された場所に掲示してください。柱、壁等には大学の許可なく貼ることはできません。

※掲示の内容によっては、審査に日数を要する場合がありますので注意してください。

(5) 集会・行事等

学内で研究会、学生大会、映画会、講演会等の集会、行事を行う場合は、あらかじめ許可を得る必要がありますので、学生支援課(学生支援担当)に相談してください。同時に、施設の使用許可を得ることも必要です。正課の授業への影響も考慮してください。

また、学外での催しには、税務署や音楽著作権協会等との関係も生じますので、行事計画はいっそう綿密にたててください。

(6) 活動の届出

合宿や学外活動及び対外試合を行うとき、また、試合終了後には、所定の届け出をしてください。

種 類	注 意 事 項	取扱窓口
文書等掲示願	掲示物を持参してください。	学生支援課 (学生支援担当)
学生団体合宿届	予定した時点で速やかに届け出てください。	
課外活動届	※活動日の7日前までに、届け出てください。	
対外試合結果報告書	試合終了後、速やかに届け出てください。	

(7) 体育クラブ活動による授業の欠席届

体育会や学友会体育会連盟会所属の学生が大会等で授業を欠席した場合は、所定の手続を行うことにより欠席の扱いをしません。

対象学生	欠席の事由	提出書類	提出先	取 扱
体育会所属クラブと学友会体育会連盟会所属のスポーツ・文化活動特別入学試験指定クラブの学生	所属するクラブ(部)が加盟又は登録している団体及び公的な機関が開催する試合等で、選手、役員及び随行者として参加した場合	欠席届(体育クラブ活動)(所定様式)	学生支援課 (学生支援担当)	欠席の扱いをしません。
		体育会所属クラブ等の公式試合等参加に伴う授業の欠席については、P.68に記載のある「明海大学体育会所属クラブ等の活動に係る浦安キャンパス学生の授業欠席に関する取扱要領」を参照してください。		

届出手順

【活動開始前】

- ① 活動の内容と欠席する授業科目について必要項目を記入し、クラブ部長(顧問)の承認を得る。
- ② 授業を欠席する前に、各自が必要に応じて本届の写しを提出し説明する等により、授業担当教員の了解を得る。

【活動終了後】

- ① 授業の欠席日について、クラブ部長(顧問)から活動実績に基づく承認を得て、活動終了後10日以内に学生支援課(学生支援担当)に欠席届を提出する。
- ② 学生支援課(学生支援担当)で確認印及び体育会会長の承認を受けた欠席届の写しを受領し、各自が授業担当教員へ提出する。

14 教育後援会・同窓会について

(1) 教育後援会

明海大学浦安キャンパス教育後援会は、学生の保護者もしくはこれに準ずる者が会員となっている団体です。

事務局 <場 所> 管理・研究棟2階事務室内
 <窓口時間> 月曜日～金曜日 9:00～17:00
 <休業日> 土曜日・日曜日・祝日

主な事業内容

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ア 地区別教育懇談会の開催 | カ 就職対策事業への支援 |
| イ 会報紙「潮風」の発行 | キ 卒業アルバム、卒業パーティー実施への支援 |
| ウ 学生の課外活動への支援 | ク 長期留学及び短期海外研修への支援 |
| エ 学友会行事への支援 | |
| オ 学生の福利厚生に関する支援 | |

(2) 同窓会

明海大学浦安キャンパス同窓会は、本学浦安キャンパス各学部の卒業生を母体とした同窓会組織です。

事務局 <場 所> 管理・研究棟2階事務室内
 <窓口時間> 月曜日～金曜日 9:00～17:00
 <休業日> 土曜日・日曜日・祝日

主な事業内容

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| ア 会報の発行 | カ 学友会行事（サマーキャンプ、明海祭等）への援助協力 |
| イ 会員データの整備 | キ 卒業関連事業への援助 |
| ウ ホームカミングデーの開催 | ク 就職関連事業への協力・援助 |
| エ ホームページの運営 | |
| オ 各支部への事業援助 | |

III | 規 則

IV | 学内諸施設配置図（平面図）

V | 明海大学における学生等
個人情報の取り扱いについて

VI | 明海大学における障害のある
学生の支援に関する基本方針

規 則

明海大学学則	41
明海大学学生交流規程	47
明海大学外国語学部における進級基準等に関する規程	48
明海大学経済学部における進級基準等に関する規程	49
明海大学不動産学部における進級基準等に関する規程	50
明海大学ホスピタリティ・ツーリズム学部における進級基準等に関する規程	50
明海大学保健医療学部における進級基準等に関する規程	51
明海大学浦安キャンパス科目等履修生規程	52
明海大学浦安キャンパス課外教育活動団体の組織等に関する規程	52
明海大学学資借入支援奨学金の給付に関する規程	54
明海大学資格取得奨励奨学金給付に関する規程	55
明海大学私費外国人留学生授業料減免規程	57
明海大学学生奨学海外研修派遣規程	58
明海大学浦安キャンパス派遣留学生奨学金規程	58
明海大学浦安キャンパス学修奨励奨学金規程	59
明海大学奨学融資特別支援奨学生規程	61
明海大学浦安キャンパスなりたいじぶん奨学金規程	62
明海大学浦安キャンパス学生のインターンシップ派遣に関する規程	63
明海大学大学院日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考内規（抜粋）	64
明海大学学生表彰規程	64
宮田賞授与選考基準	65
学長賞授与選考基準	65
明海大学学生懲戒手続規程	66
明海大学浦安キャンパス学生の試験における不正行為者の懲戒に関する内規	66
明海大学浦安キャンパス遺失物取扱内規	66
明海大学浦安キャンパス体育施設管理運営規程	67
講義室利用遵守事項	68
明海大学体育会所属クラブ等の活動に係る浦安キャンパス学生の授業欠席に関する取扱要領	68
明海大学浦安キャンパスネットワーク利用規則（学生用）	69
明海大学浦安キャンパスメディアセンター図書利用規程	70
明海大学浦安キャンパス保健管理センター規程	71
明海大学 MEIKAI CLUB 会則（学内用）	72

明海大学学則

目 次

- 第1章 総則 (第1条―第4条)
- 第2章 授業科目、講座および履修方法 (第5条―第9条)
- 第3章 教職員 (第10条―第11条)
- 第4章 総合協議会および教授会 (第12条―第15条)
- 第5章 入学、転学、休学、復学、留学、転学部、転学科
および退学 (第16条―第29条)
- 第6章 学年、学期および休業日 (第30条―第32条)
- 第7章 試験、進級および卒業 (第33条―第45条)
- 第8章 入学検定料および学生納付金等 (第46条―第51条)
- 第9章 賞罰 (第52条―第54条)
- 第10章 服装 (第55条)
- 第11章 専攻生・研究生・科目等履修生および特別聴講学生
(第56条―第65条)
- 第12章 教育センター (第65条の2―第65条の4)
- 第13章 付属機関 (第66条―第69条)
- 第14章 大学院 (第70条)
- 第15章 別科 (第71条)
- 第16章 雑則 (第72条)
- 附 則

第1章 総則

(目的)

第1条 明海大学(以下「本大学」という。)は、教育基本法ならびに学校教育法の定めるところに従い、広く一般教養および専門教育の学術を教授研究し、社会性、合理性、創造性豊かな人材を育成すると共に、人類共存の理念に基づき広く社会の発展に貢献することを目的とする。

(学部学科)

第2条 本大学に次の学部、学科をおく。

- (1) 外国語学部 日本語学科
英米語学科
中国語学科
- (2) 経済学部 経済学科
- (3) 不動産学部 不動産学科
- (4) ホスピタリティ・ツーリズム学部
ホスピタリティ・ツーリズム学科
- (5) 歯学部 歯学科
- (6) 保健医療学部 口腔保健学科

(学部学科の目的)

第2条の2 外国語学部日本語学科は、国際未来社会で活躍し得る人材を育成するため、広く知識を授け、日本語学分野における学識およびグローバルビジネスに関する知識を授け、国際理解に関する学識を広く、横断的に教授することによって、総合的な応用能力および研究能力を培うことを目的とする。

第2条の3 外国語学部英米語学科は、国際未来社会で活躍し得る人材を育成するため、広く知識を授け、英米語学分野における学識およびグローバルビジネスに関する知識を授け、国際理解に関する学識を広く、横断的に教授することによって、総合的な応用能力および研究能力を培うことを目的とする。

第2条の4 外国語学部中国語学科は、国際未来社会で活躍し得る人材を育成するため、広く知識を授け、中国語学分野における学識およびグローバルビジネスに関する知識を授け、国際理解に関する学識を広く、横断的に教授することによって、総合的な応用能力および研究能力を培うことを目的とする。

第2条の5 経済学部経済学科は、国際未来社会で活躍し得る人材を育成するため、広く知識を授け、経済学分野における学識、応用能力及び研究能力を培うことを目的とする。

第2条の6 不動産学部不動産学科は、国際未来社会で活躍し得る人材を育成するため、広く知識を授け、不動産学分野における学識、応用能力及び研究能力を培うことを目的とする。

第2条の7 ホスピタリティ・ツーリズム学部ホスピタリティ・ツーリズム学科は、国際未来社会で活躍し得る人材を育成するため、広く知識を授け、ホスピタリティ・ツーリズム学分野における学識、応用能力及び研究能力を培うことを目的とする。

第2条の8 歯学部歯学科は、国際未来社会で活躍し得る人間性、感性に富む歯科医師を育成するため、広く知識を授け、歯学分野における学識、臨床能力及び研究能力を培うことを目的とする。

第2条の9 保健医療学部口腔保健学科は、国際未来社会で活躍し得る人間性、感性に富む歯科衛生士を育成するため、広く知識を授け、口腔保健学分野における学識、臨床能力及び研究能力を培うことを目的とする。

(修業年限)

第3条 学部の修業年限は4年とする。ただし、歯学部にあつては6年とする。

(入学定員および収容定員)

第4条 本大学各学部の入学定員および収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員(名)	収容定員(名)
外国語学部	日本語学科	80	320
	英米語学科	160	640
	中国語学科	40	160
経済学部	経済学科	300	1,200
不動産学部	不動産学科	180	720
ホスピタリティ・ツーリズム学部	ホスピタリティ・ツーリズム学科	200	800
歯学部	歯学科	120	720
保健医療学部	口腔保健学科	70	280
合計		1,150	4,840

第2章 授業科目、講座および履修方法

(授業科目、講座)

第5条 本大学外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部および保健医療学部に開設する授業科目の区分は、次のとおりとする。

- (1) 共通科目
- (2) 専門科目

2 本大学歯学部開設する授業科目の区分は、次のとおりとする。

- (1) 人間力形成科目
- (2) 専門科目

3 本大学歯学部、別表2-1に定める講座をおく。

4 第1項および第2項の区分により、各学部において開設する授業科目および単位数(または時間数)は、別表1および別表2-2に定めるとおりとする。

- 5 削除
- 6 第1項から第4項に定めるもののほか、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める教員の免許状を得ようとする者のため教職課程をおき、教科および教職に関する専門教育科目に係る授業科目を開設する。
- 7 前項の授業科目およびその履修方法並びに学部・学科において取得できる教員の免許状の種類等については、別に定める。
（単位の算定）

第5条の2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の標準により計算するものとする。

- (1) 講義および演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習および実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 前2号によりがたい授業科目にあつては、各学部の定めによるものとする。

2 歯学部第三系列の授業科目については、前項の単位制によらず、時間制によるものとする。

第6条 削除

第7条 削除

（履修方法）

第8条 学生は、別表1および別表2に定めるところにより、所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

（他の大学または短期大学における授業科目の履修等）

第8条の2 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、学部の定めるところにより、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 他の大学または短期大学における授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第8条の3 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項および第3項により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

（入学前の既修得単位等の認定）

第8条の4 教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生により修得した単位を含む。）を、学部の定めるところにより本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学および学士入学（以下「編入学等」という。）の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、第8条の2第1項および第3項ならびに前条第1項により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。
（編入学等の場合の既修得単位等の取り扱い）

第8条の5 第17条から第18条の定めにより、入学を許可された者の他の大学等においてすでに履修した授業科目および単位数の取り扱いならびに在学すべき年数については、学長が決定する。

（選択科目の登録）

第9条 選択履修する授業科目は、毎学年所定の期間に登録しなければならない。

第3章 教職員

（職員）

第10条 本大学に次の職員をおく。

学長
副学長
学部長
教授
准教授
講師
助教
助手
事務局長
事務職員
技術職員

2 前項の他、必要に応じて他の職員をおくことができる。
（組織および職務）

第11条 職員に関する規程は、別に定める。

第4章 総合協議会および教授会

（総合協議会）

第12条 本大学に、教学及び教学に関する内部質保証についての全学的な重要事項を審議し、併せて教学マネジメント推進の部局相互間の連絡調整を行うため、総合協議会を置く。

2 総合協議会に関する規程は、別に定める。

（教授会）

第13条 本大学の各学部に教授会を置く。

2 教授会に関する規程は、別に定める。

第14条 削除

第15条 削除

第5章 入学、転学、休学、復学、留学、転学部、転学科および退学

（入学時期）

第16条 入学の時期は学年の始めとする。

2 教育上必要と認めるときは、第31条第1項に定める後学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第17条 本大学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本大学が行う選抜試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定試験規程（平成17年1月31日廃止）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者
(編入学等)

第18条 本大学の外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部および保健医療学部欠員がある場合限り、次の各号の一に該当する者で、第3年次に編入学を志望する者は、選考のうえ学長が当該学部教授会の意見を聴いて入学を許可する。

- (1) 短期大学（外国の短期大学、我が国における、外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校）を含む。）を卒業した者
 - (2) 高等専門学校を卒業した者
 - (3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第132条に規定する者に限る。）
 - (4) 高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）
- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する者で、本大学に編入学等を願い出たときは、本大学の学部の在籍者数等の状況を勘案し教育に支障がない場合に限り選考のうえ、学長が当該学部教授会の意見を聴いて相当年次に入学を許可することができる。
- (1) 前項の各号の一に該当する者
 - (2) 大学（外国の大学を含む。）に1年以上在学し所定の単位を修得した者
 - (3) 学士の学位を有する者
(入学選抜試験日等)

第19条 入学選抜試験期日、試験科目および出願期間は毎年度別に定める。
(入学の出願)

第20条 入学を志願する者は指定の期間中に次の各号に示す書類その他を提出しなければならない。

- (1) 本大学所定の入学志願票

- (2) 調査書（修学履修書、最終学年の成績証明書および入学資格を証明する学校長の証明書または検定合格証明書）
- (3) 写真（最低3か月以内に撮影した上半身・正面・脱帽・縦4センチメートル×横3センチメートル）
- (4) 入学検定料

2 第17条第3号に該当する外国人は、学科課程修了証明書のほかに本邦に駐在する当該国の政府機関の証明書または推せん書の添付を必要とする。
(入学者の選抜)

第20条の2 本大学は、入学受入方針に基づき、入学選抜試験を実施し、学長は当該学部教授会の意見を聴いて、合格者を決定する。
(入学の手続きおよび入学の許可)

第21条 入学選抜試験に合格した者は、所定の期日までに、第46条に定める学生納付金を納付し、誓約書その他所定の書類を提出して、入学手続を完了しなければならない。
2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。
(身元保証書)

第22条 本大学入学の際は、独立の生計を営む成年者で学生の身上に関し、一切の責任を負うことのできる身元保証人（以下「保証人」という。）を定め、所定の身元保証書に署名捺印しなければならない。
(更新)

第23条 前条の保証人がその要件を欠くに至ったときは、改めて保証人を定め、直ちに身元保証書を更新しなければならない。
(届出)

第24条 学生、または保証人が改名、転籍したときは住民票記載事項証明書を添付して直ちにその旨届け出なければならない。
2 学生、または保証人が転居したときは直ちにその旨届け出なければならない。
(転学)

第24条の2 本大学の学生で他の大学に転学しようとする者は、その理由を具して学長に願い出てその許可をうけなければならない。
(休学)

第25条 病気その他やむを得ない事由により引きつづき3か月以上出席することのできない者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。

- 2 休学期間は1年以内または学期の期間以内とし、なお休学を要する者は、許可を得て、更に1年以内に限り継続して休学することができる。
- 3 休学できる期間は、卒業までに通算して3年を超えることができない。なお年数の計算は歯学部においては、年度を単位とする。
- 4 休学期間は、在学期間および修業年数には算入しない。
(復学)

第25条の2 休学期間が満了し、または休学期間中にその事由が消滅したことにより、復学しようとする者は、学長の許可を得て相当年次に復学することができる。

2 復学願には、保証人の連署を要し、疾病により休学した者は病院等の診断書を添付しなければならない。
(留学)

第26条 外国の大学において学修を志望する者は、学長の許可を受け留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第3条の修業年限に算入す

ることができる。

3 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(転学部および転学科)

第27条 転学部および転学科を志望する者があるときは、選考のうえ学長が許可することができる。

(退学)

第28条 病気その他やむを得ない事由のため、退学しようとする者は、その事由を証明する書類を添え、保証人連署で、学長に願い出して、許可を得なければならない。

(再入学)

第29条 正当な理由で本大学を退学許可した者で、退学前に在籍した学部学科への再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は、当該教授会の意見を聴いて、原年時以下に入学を許可することができる。この場合には、既修授業科目の全部または一部に再履修を命ずることがある。

(除籍)

第29条の2 次の各号の一に該当する者は除籍する。

- (1) 学生納付金等の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
 - (2) 第45条に規定する在学期間を超えた者
 - (3) 第25条第3項に規定する休学期間を超えた者
 - (4) 死亡の届出があった者
- 2 疾病その他の事由により、卒業の見込みがないと認められる者は、除籍することができる。
- 3 第1項第1号に該当する者の除籍日は、第48条に規定する納入期限の翌日とする。この場合において、当該学期の始めから除籍日までの期間の学生納付金等は不徴収とする。

(復籍)

第29条の3 前条第1項第1号により除籍となった者で、除籍日の翌日から起算して2年以内に除籍前に在籍した学部学科への復籍を願い出る者があるときは、学長は当該教授会の意見を聴いて、原年次に復籍を許可することができる。この場合において、既修得授業科目の全部または一部の再履修を命ずることがある。

- 2 前項の規定による復籍の時期は、許可を得た日以降における最初の学期の初日とする。
- 3 復籍した者が、前条第1項第1号の規定により再び除籍となったときは、その後の復籍は認めない。

第6章 学年、学期および休業日

(学年)

第30条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、第16条第2項の規定により後学期に入学する学生の学年は10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(学期)

第31条 学年を分けて次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで
後学期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 教育上必要と認めるときは、学長の承認を得て、学期の期間を変更することができる。

(休業日)

第32条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日

- (3) 本大学創立記念日(5月17日)
- (4) 春季休暇(3月26日から4月10日まで)
- (5) 夏季休暇(7月15日から9月14日まで)
ただし、歯学部は7月15日から8月31日まで
- (6) 冬季休暇(12月26日から1月7日まで)

- 2 学長が必要と認めるときは休業日を変更し、また臨時に休業日を定めることができる。

第7章 試験、進級および卒業

(試験)

第33条 試験を分けて、定期試験、追試験および再試験とする。

- 2 定期試験は学期末、または学年末に行う。
- 3 追試験は、病気その他やむを得ない事故のため、定期試験を受けることのできなかつた者のために行う。
- 4 再試験は成績が不合格であった者に対して行うことができる。
- 5 前項に定める試験の時期方法については、学長が定める。
- 6 追試験および再試験を受ける者は、別に定める試験料を納めなければならない。
(受験資格および受験条件)

第34条 試験は、授業を行った全科目について行う。ただし、授業科目によっては試験以外の方法でその成績を査定することができる。

- 2 各授業科目の試験の受験資格については、学長が定める。

第35条 いずれの授業科目においても、病気または正当の理由による長期欠席の場合には、特に考慮されることがある。なお、この場合には追試験を受けることができる。

第36条 試験は授業料その他所定の学生納付金を完納しなければ受けることができない。

(受験の欠席)

第37条 疾病その他やむを得ない理由によって試験に欠席する者は、医師の診断書またはその事由書を届け出なければならない。

(学習の評価)

第38条 試験の成績は、A(100~80点) B(79~70点) C(69~60点) D(59点以下)の4種とし、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。

(進級)

第39条 各学年の進級に関することについては、学長が定める。

(実験学習に必要な機械器具等)

第40条 実験学習に必要な機械器具、材料等を所定の期日までに準備しなければならない。その品目は本大学が指定する。

第41条 削除

第42条 削除

(卒業の認定)

第43条 第3条に定める期間在学し、第5条第4項に定める所定の授業科目を履修しその単位を修得した者に対し、学長は当該学部教授会の意見を聴いて卒業を認定する。

(卒業の時期)

第43条の2 卒業の時期は、学年末とする。ただし、第3条に定める修業年限を超えて在学している学生は、卒業の時期を学期末とすることができる。

(学士の学位)

第44条 本大学を卒業した者に対し、次の区分に従い、学長は当該教授会の意見を聴いて学士の学位を授与する。

- | | | |
|-----------|-------|----------|
| (1) 外国語学部 | 日本語学科 | 学士(日本語学) |
| | 英米語学科 | 学士(英米語学) |

- | | | |
|-------------------------|---------------------|-------------------------|
| | 中国語学科 | 学士 (中国語学) |
| (2) 経済学部 | 経済学科 | 学士 (経済学) |
| (3) 不動産学部 | 不動産学科 | 学士 (不動産学) |
| (4) ホスピタリティ・
ツーリズム学部 | ホスピタリティ・
ツーリズム学科 | 学士 (ホスピタリティ・
ツーリズム学) |
| (5) 歯学部 | 歯学科 | 学士 (歯学) |
| (6) 保健医療学部 | 口腔保健学科 | 学士 (口腔保健学) |
- 2 学位の授与に関し必要な事項は、明海大学学位規程の定めるところによる。

(在学期間)

第45条 外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部および保健医療学部の学生は、8年を超えて在学することができない。

- 2 歯学部の学生は、次の年数を超えて在学することはできない。
- | | |
|----------|------|
| 1学年 | 2年 |
| 2学年 | 2年 |
| 3学年から4学年 | 通算4年 |
| 5学年から6学年 | 通算4年 |
- 3 第18条および第29条の定めにより入学した学生ならびに第29条の3の規定により復籍した学生は、定められた修学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第8章 入学検定料および学生納付金等

(入学検定料および学生納付金等)

第46条 入学検定料および学生納付金の額は、別表3のとおりとする。

- 2 第18条、第29条の定めにより入学を許可された者の学生納付金は別に定める。

(学生納付金の免除等)

第47条 削除

- 2 3月31日以前または9月30日以前に休学を願い出て許可された者に対しては、当該休学期間の属する学期に納付すべき授業料、施設維持費および教育充実費を免除する。この場合において、休学を許可された者は、在籍料として1学期当たり5万円を納付しなければならない。

- 3 前項に定めるもののほか、学生納付金の免除等に関する事項は、別に定める。

(学生納付金の納付方法)

第48条 各学部の授業料および施設維持費は、毎年前期および後期の2期に分けて半額ずつ納入するものとし、教育充実費は、歯学部においては入学年度から6年間の前期および後期の12回に分けて定められた額を納入し、その他の学部においては毎年前期および後期の2期に分けて半額ずつ納入する。

前期 4月30日まで

後期 10月31日まで

- 2 第16条第2項の規定により後学期の始めに入学を許可された学生は、当該年度に納入すべき授業料および施設維持費の半額を納入する。

- 3 削除

(年度途中で卒業する場合の授業料等)

第48条の2 第43条の2のただし書きの規定により、前学期末に卒業が認められた者については、当該年度に納入すべき授業料および施設維持費の半額を納入する。

(除籍)

第49条 削除

(既納の入学検定料および学生納付金)

第50条 一度納付した入学検定料および学生納付金は、原則として返付しない。

- 2 削除

(手数料)

第51条 各証明書の交付を請求する場合には、本大学所定の手数料を納付しなければならない。

第9章 賞罰

(表彰)

第52条 学業の優秀な者、または善行のあった者については、これを表彰することがある。

- 2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第53条 学生の本分にふさわしくない行為のあった者については、学長がこれを懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学および訓告とする。

- 3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

(退学処分)

第54条 前条の退学処分は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくして出席が常でない者
- (4) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第10章 服装

(服装等)

第55条 本大学学生の服装は、学生としての品位を損なうことのないようにしなければならない。

第11章 専攻生、研究生、科目等履修生 および特別聴講学生

(専攻生)

第56条 本大学において、特定科目について精深な歯科医学の修得を願い出る者がいるときは、専攻生として入学を許可することがある。

- 2 専攻生として入学を許可された者の授業料は別表3のとおりとする。

- 3 前2項に定めるほか専攻生に関する必要な事項は別に定める。

(研究生)

第57条 本大学において、特定の事項について研究することを願い出る者がいるときは、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生として入学を許可された者の授業料は別表3のとおりとする。

- 3 前2項に定めるほか研究生に関する必要な事項は別に定める。

第58条 削除

第59条 削除

(科目等履修生)

第60条 本大学に授業科目を定めて履修を願い出る者がいるとき

- は、科目等履修生として入学を許可することがある。
 2 科目等履修生として入学を許可された者の授業料は別表3のとおりとする。
 3 前2項に定めるほか科目等履修生に関する必要な事項は別に定める。

第61条 削除

(特別聴講学生)

第62条 他の大学または外国の大学の学生で、本大学において授業科目の履修を志望する者があるときは、当該他大学または外国の大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 特別聴講学生に関し、必要な事項は、別に定める。

第63条 削除

第64条 削除

(準用規定)

第65条 専攻生、研究生、科目等履修生および特別聴講学生の本章各条に規定しない事項については、修業年限、卒業および学位を除き、所属学部学生に関する規定を準用する。

第12章 教育センター

(総合教育センター)

第65条の2 外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部および保健医療学部の学生の学力および資質の向上を図る効果的な教育を学部横断的に実施するため、本大学に総合教育センターをおく。

- 2 総合教育センターの管理、運営に関する必要な事項は、別に定める。

(多言語コミュニケーションセンター)

第65条の3 グローバルな舞台に積極的に挑戦し活躍し得る人材の育成を図る効果的な教育を学部横断的に実施するため、本大学に多言語コミュニケーションセンターをおく。

- 2 多言語コミュニケーションセンターの管理、運営に関する必要な事項は、別に定める。

(教職課程センター)

第65条の4 教育界で活躍し得る知識、能力を有する人材育成を図るための充実した教育課程による効果的な教育を学部横断的に実施するため、本大学に教職課程センターを置く。

に実施するため、本大学に教職課程センターを置く。

- 2 教職課程センターの管理、運営に関する必要な事項は、別に定める。

第13章 付属機関

(付属病院)

第66条 一般患者の診療および学生の臨床実習に資するため、本大学に付属病院をおく。

- 2 付属病院の管理、運営に関する必要な事項は、別に定める。

(図書館)

第67条 職員および学生の研究・学習に資するため、本大学に付属図書館をおく。

- 2 付属図書館の管理、運営に関する必要な事項は、別に定める。

(保健管理センター)

第68条 職員および学生の心身の健康保持・増進を図るため、保健管理センターをおく。

- 2 保健管理センターの管理、運営に関する必要な事項は、別に定める。

(研究所および研究施設)

第69条 教育、研究上の目的を達成するため、本学に研究所(センター)または、研究施設をおくことができる。

- 2 研究所(センター)または研究施設の管理、運営に関する必要な事項は別に定める。

第14章 大学院

(大学院)

第70条 本大学に大学院をおく。

- 2 大学院に関する必要な事項は別に定める。

第15章 別科

(別科)

第71条 本大学に別科をおく。

- 2 別科に次の課程をおき、入学定員は次のとおりとする。

日本語研修課程 65名

別表1 (第5条第4項、第8条関係) (省略)

別表2-1 (第5条第3項関係) (省略)

別表2-2 (第5条第2項・第4項 第8条関係) (省略)

別表3 (第20条、第21条、第46条、第48条関係)

入学検定料および学生納付金等

(単位：円)

区 分	学 部 学 生					専 攻 生	研 究 生		科 目 等 履 修 生
	入学検定料	入 学 金	授 業 料	施設維持費	教育充実費	授 業 料	入 学 金	授 業 料	授業料(1単位)
外国語学部	30,000 (15,000)	230,000	698,000	240,000	—	—	20,000	240,000	10,000
経済学部	30,000 (15,000)	230,000	698,000	240,000	—	—	20,000	240,000	10,000
不動産学部	30,000 (15,000)	230,000	698,000	240,000	—	—	20,000	240,000	10,000
ホスピタリティ・ ツーリズム学部	30,000 (15,000)	230,000	698,000	240,000	200,000 100,000	—	20,000	240,000	10,000
歯 学 部	30,000 (15,000)	400,000	1,900,000	400,000	780,000	20,000	100,000	700,000	1科目 100,000
保健医療学部	30,000 (15,000)	230,000	698,000	240,000	200,000	—	20,000	240,000	10,000

(注) 1 歯学部における教育充実費の納入は、在学6年間とする。

(注) 2 ホスピタリティ・ツーリズム学部の教育充実費の上段は、Global Management Major (グローバル・マネジメント専攻)、下段は観光専攻および経営情報専攻の額とする。

(注) 3 歯学部の2010年度以前の入学生およびホスピタリティ・ツーリズム学部の2018年度以前の入学生は、教育充実費の納入を要しない。

(注) 4 入学者にかかる入学金、前期の授業料、施設維持費および教育充実費の半額は、入学手続時に納入する。

(注) 5 入学検定料の()内は、大学入学共通テストを利用する場合の額とする。

- 3 別科の修業年限は1年とする。
- 4 別科に関する必要な事項は別に定める。

第16章 雑則

(定型約款)

第72条 この学則及び本大学が定めるその他の諸規則（以下「学則等」という。）を、民法第3編第2章第1節第5款で定める定型約款とみなす。

- 2 前項の規定により定型約款とみなす学則等は、必要に応じて変更することができる。

附 則 (省略)

附 則 (2023年12月19日一部改正)

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 2 (省略)

附 則 (2024年3月19日一部改正)

この学則は、2024年4月1日から施行する。

明海大学学生交流規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、明海大学（以下「本学」という。）の学生で明海大学学則（以下「学則」という。）第8条の2及び第26条の規定により他の大学等において授業科目を履修しようとする者の派遣及び他の大学等の学生で学則第62条の規定により本学において授業科目を履修しようとする者の受入れに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「他の大学等」とは、第3条に規定する協議事項について大学間単位互換協定又は大学間交流協定その他これに準ずるものを締結している次に掲げる教育研究機関（外国の教育研究機関を含む。）をいう。

- (1) 大学
- (2) 短期大学
- (3) その他正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの又はこれに相当する教育研究機関
- 2 この規程において「派遣学生」とは、本学の学生で学則第8条の2の規定により日本国内の他の大学等において授業科目を履修しようとする者をいう。
- 3 この規程において「派遣留学生」とは、本学の学生で学則第8条の2及び第26条の規定により外国の他の大学等において授業科目を履修しようとする者をいう。
- 4 この規程において「特別聴講学生」とは、他の大学等の学生で学則第62条の規定により本学において授業科目を履修しようとする者をいう。

(他の大学等との協議)

第3条 学則第8条の2及び第62条に規定する本学と他の大学等との協議は、次の各号に掲げる事項について、学長があらかじめ関係の委員会及び教授会の意見を聴いて行うものとする。

- (1) 履修できる授業科目の範囲
- (2) 学生数

- (3) 単位の認定方法
- (4) 履修期間
- (5) その他実施上必要とされる具体的措置

- 2 派遣学生及び派遣留学生の派遣並びに特別聴講学生の受入れは、前項の協議の結果に基づき行うものとする。

第2章 派遣学生・派遣留学生

(出願資格)

第4条 派遣学生及び派遣留学生として出願できる者は、本学に1年以上在学し、30単位以上の単位を修得した者（派遣する年度又は学期までに、これらの出願資格を充足する見込みの者を含む。）とする。ただし、夏季又は春季の休暇期間中に派遣する海外派遣研修等に係るものについては、これらによらないものとする。

(出願手続)

第5条 派遣学生及び派遣留学生として他の大学等の授業科目を履修しようとする者は、別に定める期間内に学長に願い出なければならない。

(派遣の許可)

第6条 前条の願い出があったときは、学長は、関係の委員会及び教授会の意見を聴き他の大学等に依頼し、その承認を得てこれを許可する。

(派遣留学生の履修期間)

第7条 派遣留学生の履修期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められたときは、さらに1年以内に限り延長を許可することができる。

- 2 前項の履修期間は、通算して2年を超えることができない。

- 3 第1項ただし書に規定する履修期間の延長の許可は、前条の規定を準用する。

(修業年限及び在学期間の取扱い)

第8条 派遣学生及び派遣留学生としての履修期間は、本学の修業年限及び在学期間を含めるものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する履修期間は、本学の修業年限に含めない。

(履修報告書等の提出)

第9条 派遣学生及び派遣留学生は、別に定める期間内に学長に履修報告書、単位認定申請書及び当該他の大学等の長が発行する学業成績証明書を提出しなければならない。

(単位の認定)

第10条 派遣学生及び派遣留学生が他の大学等において修得した単位は、学則第8条の2の規定により、本学において修得したものとして認定する。

- 2 前項に規定する単位の認定は、学長が関係の委員会及び教授会の意見を聴き行う。

- 3 前2項により認定することができる単位数は、学則第8条の3第1項並びに第8条の4第1項及び第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(継続履修)

第11条 派遣留学生が、派遣前に履修していた通年開講の授業科目を帰国後継続して履修を希望する場合は、授業運営上支障のない場合に限り、これを認めることができる。

(学生納付金等)

第12条 派遣学生及び派遣留学生は、学則第46条に規定する学生納付金等を納付するものとする。

(奨学金)

第13条 派遣留学生の奨学金に関する事項は、別に定める。

(履修許可の取消し)

第14条 学長は、派遣学生及び派遣留学生在が次の各号の一に該当する場合は、当該他の大学等の長と協議の上、関係の委員会及び教授会の意見を聴き履修の許可を取り消すことができる。

- (1) 履修の見込みがないと認められるとき。
- (2) 派遣学生及び派遣留学生として、当該他の大学等の規則等に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他本規程の趣旨に反する行為があると認められるとき。

第3章 特別聴講学生

(受入れの許可)

第15条 特別聴講学生の受入れの許可は、学長が他の大学等からの依頼に基づき、関係の委員会及び教授会の意見を聴き行う。

(学業成績証明書)

第16条 特別聴講学生が所定の授業科目の履修を終了したときは、学長は、学業成績証明書を交付するものとする。

(学生証)

第17条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(入学検定料、入学金及び授業料)

第18条 特別聴講学生に係る入学検定料及び入学金は徴収しない。
2 特別聴講学生は、学則第60条に規定する科目等履修生に準じた額の授業料を徴収する。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本学と日本国内の他の大学等との間における大学間単位互換協定において、当該特別聴講学生の授業料の一部又は全額が相互に不徴収とされているとき。
- (2) 本学と外国の他の大学等との間における大学間交流協定その他これに準ずるものにおいて、当該特別聴講学生の授業料の一部又は全額が相互に不徴収とされているとき。

3 納付された授業料は、返付しない。

(教科書等)

第19条 教科書の購入費用及び実験・実習に要する費用は、特別聴講学生の負担とする。

(履修許可の取消し)

第20条 特別聴講学生の履修許可の取消しに関する事項は、第14条の規定を準用する。この場合において、「派遣学生及び派遣留学生」とあるのは「特別聴講学生」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成29年9月4日から施行し、平成29年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成11年2月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

明海大学外国語学部における 進級基準等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、明海大学学則（以下「学則」という。）第39条の規定により、外国語学部における進級基準等に関し必要な事項を定める。

(進級)

第2条 学生の進級は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 外国語学部日本語学科において3年次に進級できる学生は、2年次終了時において学則別表1（第5条第4項及び第8条の表）に規定する授業科目の区分「共通科目」の必修科目14単位、「外国語学部日本語学科の専門科目」の必修科目から14単位以上（「日本語基礎演習（4単位）」を含む。）、ILP科目から4単位以上を含め、全体から44単位以上を修得した者とする。ただし、社会人を対象とする入学試験制度により入学した者については、「外国語学部日本語学科の専門科目」の必修科目から14単位以上（「日本語基礎演習（4単位）」を含む。）、ILP科目から4単位以上を含め、全体から44単位以上を修得した者とし、外国人留学生を対象とする入学試験制度により入学した者については、大学が必要と認めた場合に「共通科目」の基礎教育8単位を特別科目8単位の修得をもってこれに代えることができる。
- (2) 外国語学部英米語学科において3年次に進級できる学生は、2年次終了時において学則別表1（第5条第4項及び第8条の表）に規定する授業科目の区分「共通科目」の必修科目14単位、「外国語学部英米語学科の専門科目」の必修科目から20単位以上（「フレッシュパーソンセミナーⅠ（1単位）」、「フレッシュパーソンセミナーⅡ（1単位）」及び「英米語基礎演習（4単位）」を含む。）を含め、全体から44単位以上を修得した者とする。ただし、社会人を対象とする入学試験制度により入学した者については、「外国語学部英米語学科の専門科目」の必修科目から20単位以上（「フレッシュパーソンセミナーⅠ（1単位）」、「フレッシュパーソンセミナーⅡ（1単位）」及び「英米語基礎演習（4単位）」を含む。）を含め、全体から44単位以上を修得した者とし、外国人留学生を対象とする入学試験制度により入学した者については、大学が必要と認めた場合に「共通科目」の基礎教育8単位を特別科目8単位の修得をもってこれに代えることができる。
- (3) 外国語学部中国語学科中国語専攻において3年次に進級できる学生は、2年次終了時において学則別表1（第5条第4項及び第8条の表）に規定する授業科目の区分「共通科目」の必修科目14単位、「外国語学部中国語学科の専門科目」の必修科目から22単位以上（「フレッシュパーソンセミナーⅠ（1単位）」、「フレッシュパーソンセミナーⅡ（1単位）」及び「中国語基礎演習A（4単位）」を含む。）を含め、全体から44単位以上を修得した者とする。ただし、社会人を対象とする入学試験制度により入学した者については、「外国語学部中国語学科の専門科目」の必修科目から22単位以上（「フレッシュパーソンセミナーⅠ（1単位）」、「フレッシュパーソンセミナーⅡ（1単位）」及び「中国語基礎演習A（4単位）」を含む。）を含め、全体から44単位以上を修得した者とし、外国人留学生を対象とする入学試験制度により入学した者については、大学が必要と認めた場合に「共通科目」の基礎教育8単位を特別科目8単位の修得をもってこれに代えることができる。

(4) 外国語学部中国語学科グローバル・スタディーズ専攻において3年次に進級できる学生は、2年次終了時において学則別表1（第5条第4項及び第8条の表）に規定する授業科目の区分「共通科目」の必修科目14単位、「外国語学部中国語学科の専門科目」の必修科目から18単位以上（「フレッシュパーソンセミナーⅠ（1単位）」及び「フレッシュパーソンセミナーⅡ（1単位）」を含む。）、「中国語基礎演習A（4単位）」又は「中国語基礎演習B（4単位）」のいずれか4単位を含め、全体から44単位以上を修得した者とする。ただし、社会人を対象とする入学試験制度により入学した者については、「外国語学部中国語学科の専門科目」の必修科目から18単位以上（「フレッシュパーソンセミナーⅠ（1単位）」及び「フレッシュパーソンセミナーⅡ（1単位）」を含む。）、「中国語基礎演習A（4単位）」又は「中国語基礎演習B（4単位）」のいずれか4単位を含め、全体から44単位以上を修得した者とし、外国人留学生を対象とする入学試験制度により入学した者については、大学が必要と認めた場合に「共通科目」の基礎教育8単位を特別科目8単位の修得をもってこれに代えることができる。

2 前項に規定する授業科目の成績の評価及び単位の認定に関することは、学則及び関連諸規程に定めるもののほか、講義概要等で定める。

（進級及び留年の決定）

第3条 前条第1項の進級判定は、原則として学年末に行うものとする。

2 学長は、外国語学部教授会の意見を聴いて進級及び留年を決定する。

（留年者の修業年限及び在学期間）

第4条 留年した年次は、学則第45条に規定する在学期間に算入し、学則第3条に規定する修業年限には算入しない。

（雑則）

第5条 この規程に定めるもののほか、進級基準等に関し必要な事項は、学長が外国語学部教授会の意見を聴いて定める。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
2 この規程の施行前に学則第39条の規定により外国語学部教授会において定められた進級基準等は、この規程の相当規定によるものとみなす。ただし、平成13年度以前の入学生（外国語学部日本語学科の社会人・特別奨学生コースの学生にあっては平成16年度以前の入学生）については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
2 外国語学部日本語学科の平成17年度以前の入学生については、なお、従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
2 平成21年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、2013年4月1日から施行する。
2 2012年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、2014年4月1日から施行する。
2 2013年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2016年4月1日から施行する。
2 2015年度以前の入学生の進級基準については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、2017年4月1日から施行する。
2 2016年度以前の入学生の進級基準については、なお従前の例による。

附 則（2020年10月20日一部改正）

1 この規程は、2021年4月1日から施行する。
2 2020年度以前の入学生の進級基準については、なお従前の例による。

明海大学経済学部における 進級基準等に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、明海大学学則（以下「学則」という。）第39条の規定により、経済学部における進級基準等に関し必要な事項を定める。

（進級）

第2条 3年次に進級できる学生は、2年次終了時において学則別表1（第5条第4項及び第8条の表）に規定する授業科目の区分「共通科目」の必修科目14単位、「経済学部経済学科の専門科目」のコア科目の「フレッシュパーソンゼミⅠ（2単位）」、「フレッシュパーソンゼミⅡ（2単位）」、「プレゼミⅠ（2単位）」、「プレゼミⅡ（2単位）」、「経済学概論Ⅰ（2単位）」、「経済学概論Ⅱ（2単位）」、「実践経済学Ⅰ（2単位）」及び「実践経済学Ⅱ（2単位）」、英語科目から2単位以上を含め、全体から44単位以上を修得した者とする。ただし、社会人を対象とする入学試験制度により入学した者については、「経済学部経済学科の専門科目」のコア科目の「フレッシュパーソンゼミⅠ（2単位）」、「フレッシュパーソンゼミⅡ（2単位）」、「プレゼミⅠ（2単位）」、「プレゼミⅡ（2単位）」、「経済学概論Ⅰ（2単位）」、「経済学概論Ⅱ（2単位）」、「実践経済学Ⅰ（2単位）」及び「実践経済学Ⅱ（2単位）」、英語科目から2単位以上を含め、全体から44単位以上を修得した者とし、外国人留学生を対象とする入学試験制度により入学した者については、大学が必要と認めた場合に「共通科目」の基礎教育8単位を特別科目8単位の修得をもってこれに代えることができる。

2 前項に規定する授業科目の成績の評価及び単位の認定に関することは、学則及び関連諸規程に定めるもののほか、講義概要等で定める。

（進級及び留年の決定）

第3条 前条第1項の進級判定は、原則として学年末に行うものとする。

2 学長は、経済学部教授会の意見を聴いて進級及び留年を決定する。

（留年者の修業年限及び在学期間）

第4条 留年した年次は、学則第45条に規定する在学期間に算入し、学則第3条に規定する修業年限には算入しない。

（雑則）

第5条 この規程に定めるもののほか、進級基準等に関し必要な事項は、学長が経済学部教授会の意見を聴いて定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に学則第39条の規定により経済学部教授会において定められた進級基準等は、この規程の相当規定によるものとみなす。ただし、平成13年度以前の入学生（社会人・特別奨学生コースの学生にあっては平成16年度以前の入学生）については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2013年4月1日から施行する。
- 2 2012年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2014年4月1日から施行する。
- 2 2013年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則（2020年12月15日一部改正）

- 1 この規程は、2021年4月1日から施行する。
- 2 2020年度以前の入学生については、なお従前の例による。

明海大学不動産学部における
進級基準等に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、明海大学学則（以下「学則」という。）第39条の規定により、不動産学部における進級基準等に関し必要な事項を定める。

（進級）

第2条 学生の進級は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 2年次に進級できる学生は、1年次終了時において学則別表1（第5条第4項及び第8条の表）に規定する授業科目「不動産取引演習A（4単位）」を修得した者とする。
 - (2) 3年次に進級できる学生は、2年次終了時において学則別表1（第5条第4項及び第8条の表）に規定する授業科目の区分「共通科目」の必修科目14単位、「不動産学部不動産学科の専門科目」の「不動産学基礎演習（4単位）」、「不動産取引演習A（4単位）」及び「不動産取引演習C（4単位）」を含め、全体から44単位以上を修得した者とする。ただし、社会人を対象とする入学試験制度により入学した者については、「不動産学部不動産学科の専門科目」の「不動産学基礎演習（4単位）」、「不動産取引演習A（4単位）」及び「不動産取引演習C（4単位）」を含め、全体から44単位以上を修得した者とする。ただし、外国人留学生を対象とする入学試験制度により入学した者については、大学が必要と認めた場合に「共通科目」の基礎教育8単位を特別科目8単位の修得をもってこれに代えることができる。
- 2 前項に規定する授業科目の成績の評価及び単位の認定に関することは、学則及び関連諸規程に定めるもののほか、講義概要等で定める。

（進級及び留年の決定）

第3条 前条第1項の進級判定は、原則として学年末に行うものとする。

- 2 学長は不動産学部教授会の意見を聴いて進級及び留年を決定する。

（留年者の修業年限及び在学期間）

第4条 留年した年次は、学則第45条に規定する在学期間に算入し、学則第3条に規定する修業年限には算入しない。

（雑則）

第5条 この規程に定めるもののほか、進級基準等に関し必要な事項は、学長が不動産学部教授会の意見を聴いて定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2013年4月1日から施行する。
- 2 2012年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2014年4月1日から施行する。
- 2 2013年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 2014年度以前の入学生については、なお従前の例による。

明海大学ホスピタリティ・ツーリズム学部における
進級基準等に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、明海大学学則（以下「学則」という。）第39条の規定により、ホスピタリティ・ツーリズム学部（以下「HT学部」という。）における進級基準等に関し必要な事項を定める。

（進級）

第2条 学生の進級は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) Global Management Major（グローバル・マネジメント専攻）において2年次に進級できる学生は、1年次終了時において学則別表1（第5条第4項及び第8条の表）に規定する授業科目「Academic English I（1単位）」及び「Academic English II（1単位）」、計2単位を修得した者とする。
- (2) Global Management Major（グローバル・マネジメント専攻）において3年次に進級できる学生は、2年次終了時において学則別表1（第5条第4項及び第8条の表）に規定する授業科目の区分「共通科目」の必修科目14単位、「ホスピタリティ・ツーリズム学部ホスピタリティ・ツーリズム学科の専門科目」の「Academic English I（1単位）」、「Academic English II（1単位）」、「Academic English III（1単位）」、「Academic English IV（1単位）」、「日本文化論（2単位）」、「デスティネーション研究A（2単位）」、「文化と芸術（2単位）」、「ホスピタリティ論（2単位）」、「ホスピタリティ・ツーリズム学I（2単位）」、「ホスピタリティ・ツーリズム学II（2単位）」、「マーケティング概論（2単位）」、「マネジメント総論（2単位）」、「統計学I（2単位）」、「プレゼミナールI-a（2単位）」、「プレゼミナールI-b（2単位）」、「プレゼミナールII-a（2単位）」及び「プレゼミナールII-b（2単位）」、計44単位を修得した者とする。ただし、「共通科目」の必修科目14単位については、大学が必要と認めた場合に限り、その全部又は一部を「専門科目」の単位の修得をもってこれに代えることができる。

- (3) 観光専攻において2年次に進級できる学生は、1年次終了時において学則別表1（第5条第4項及び第8条の表）に規定する授業科目「Academic English I（1単位）」及び「Academic English II（1単位）」、計2単位を修得した者とする。
- (4) 観光専攻において3年次に進級できる学生は、2年次終了時において学則別表1（第5条第4項及び第8条の表）に規定する授業科目の区分「共通科目」の必修科目14単位、「ホスピタリティ・ツーリズム学部ホスピタリティ・ツーリズム学科の専門科目」の「Academic English I（1単位）」、「Academic English II（1単位）」、「Academic English III（1単位）」、「Academic English IV（1単位）」、「サービスコミュニケーション実習 I-a（1単位）」、「サービスコミュニケーション実習 I-b（1単位）」、「ホスピタリティ論（2単位）」、「ホスピタリティ・ツーリズム学 I（2単位）」、「ホスピタリティ・ツーリズム学 II（2単位）」、「プレゼミナール I-a（2単位）」、「プレゼミナール I-b（2単位）」、「プレゼミナール II-a（2単位）」及び「プレゼミナール II-b（2単位）」を含め、全体から44単位以上を修得した者とする。ただし、外国人留学生を対象とする入学試験制度により入学した者については、大学が必要と認めた場合に「共通科目」の基礎教育8単位を特別科目8単位の修得をもってこれに代えることができる。
- (5) 経営情報専攻において2年次に進級できる学生は、1年次終了時において学則別表1（第5条第4項及び第8条の表）に規定する授業科目「Academic English I（1単位）」及び「Academic English II（1単位）」、計2単位を修得した者とする。
- (6) 経営情報専攻において3年次に進級できる学生は、2年次終了時において学則別表1（第5条第4項及び第8条の表）に規定する授業科目の区分「共通科目」の必修科目14単位、「ホスピタリティ・ツーリズム学部ホスピタリティ・ツーリズム学科の専門科目」の「Academic English I（1単位）」、「Academic English II（1単位）」、「サービスコミュニケーション実習 I-a（1単位）」、「サービスコミュニケーション実習 I-b（1単位）」、「ホスピタリティ論（2単位）」、「ホスピタリティ・ツーリズム学 I（2単位）」、「ホスピタリティ・ツーリズム学 II（2単位）」、「IoTテクノロジー基礎（2単位）」、「プレゼミナール I-a（2単位）」、「プレゼミナール I-b（2単位）」、「プレゼミナール II-a（2単位）」及び「プレゼミナール II-b（2単位）」を含め、全体から44単位以上を修得した者とする。ただし、外国人留学生を対象とする入学試験制度により入学した者については、大学が必要と認めた場合に「共通科目」の基礎教育8単位を特別科目8単位の修得をもってこれに代えることができる。
- 2 前項に規定する授業科目の成績の評価及び単位の認定に関することは、学則及び関連諸規程に定めるもののほか、講義概要等で定める。
(進級及び留年の決定)
- 第3条** 前条第1項の進級判定は、原則として各学年末に行うものとする。
- 2 学長は、HT 学部教授会の意見を聴いて進級及び留年を決定する。

(留年者の修業年限及び在学期間)

第4条 留年した年次は、学則第45条に規定する在学期間に算入し、学則第3条に規定する修業年限には算入しない。
(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、進級基準等に関し必要な事項は、学長が HT 学部教授会の意見を聴いて定める。

附 則

- この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- この規程の施行前に学則第39条の規定により HT 学部開設実施委員会において定められた進級基準等は、この規程の相当規定によるものとみなす。

附 則

- この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 平成21年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- この規程は、2013年4月1日から施行する。
- 2012年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、2017年4月1日から施行する。
- 2016年度以前の入学生の進級基準については、なお従前の例による。

附 則（2020年2月18日一部改正）

- この規程は、2020年4月1日から施行する。
- 2019年度以前の入学生の進級基準については、なお従前の例による。

附 則（2021年7月8日一部改正）

- この規程は、2022年4月1日から施行する。
- 2021年度以前の入学生の進級基準については、なお従前の例による。

附 則（2023年12月19日一部改正）

- この規程は、2024年4月1日から施行する。
- 2021年度以前の入学生の進級基準については、なお従前の例による。

明海大学保健医療学部における 進級基準等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、明海大学学則（以下「学則」という。）第39条の規定により、保健医療学部における進級基準等に関し必要な事項を定める。

(進級)

第2条 学生の進級は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- 2年次に進級できる学生は、1年次終了時において学則別表1（第5条第4項及び第8条の表）に規定する授業科目の区分「保健医療学部口腔保健学科の専門科目」の1年次開講必修科目31単位を修得した者とする。
- 3年次に進級できる学生は、2年次終了時において学則別表1（第5条第4項及び第8条の表）に規定する授業科目の区分「共通科目」の必修科目8単位及び「保健医療学部口腔保健学科の専門科目」の2年次開講必修科目29単位を修得した者とする。ただし、社会人を対象とする入学試験制度により

入学した者については、「共通科目」の人間力形成教育から8単位及び「保健医療学部口腔保健学科の専門科目」の2年次開講必修科目29単位を修得した者とし、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表に定める在留資格「留学」に該当する者については、大学が必要と認めた場合に「共通科目」の基礎教育8単位を特別科目8単位の修得をもってこれに代えることができる。

(3) 4年次に進級できる学生は、3年次終了時において学則別表1（第5条第4項及び第8条の表）に規定する授業科目の区分「保健医療学部口腔保健学科の専門科目」の3年次開講必修科目29単位を修得した者とする。

2 前項に規定する授業科目の成績の評価及び単位の認定に関することは、学則及び関連諸規程に定めるもののほか、講義概要等で定める。
(進級及び留年の決定)

第3条 前条第1項の進級判定は、原則として学年末に行うものとする。

2 学長は、保健医療学部教授会の意見を聴いて進級及び留年を決定する。
(留年者の修業年限及び在学期間)

第4条 留年した年次は、学則第45条に規定する在学期間に算入し、学則第3条に規定する修業年限には算入しない。
(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、進級基準等に関し必要な事項は、学長が保健医療学部教授会の意見を聴いて定める。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する

附 則（2021年4月20日一部改正）

1 この規程は、2021年4月20日から施行し、2021年4月1日から適用する。

2 2020年度以前の入学生の進級基準については、なお従前の例による。

附 則（2022年8月8日一部改正）

1 この規程は、2023年4月1日から適用する。

2 2022年度以前の入学生の進級基準については、なお従前の例による。

明海大学浦安キャンパス 科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、明海大学学則（以下「学則」という。）第60条第3項の規定に基づき、明海大学外国語学部、経済学部、不動産学部及びホスピタリティ・ツーリズム学部の科目等履修生について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 科目等履修生は、本学学部学生以外の者で、授業科目の一又は複数の科目について履修することを目的とする。

(入学の時期)

第3条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。
(出願資格)

第4条 科目等履修生の出願資格は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 文部科学省の定めるところにより、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
(出願の手続)

第5条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の書類を、所定の期日までに学長に提出するものとする。

- (1) 入学願書（本学所定）
- (2) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
- (3) 健康診断書（最近3箇月以内に受診したもの）
- (4) 住民票（外国人で日本国内在住者）
(入学者の選考)

第6条 入学者の選考は、学長が授業科目担当教員及び当該学部教授会の意見を聴いて行う。
(入学手続及び入学許可)

第7条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、学則第60条第2項に定める授業料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。
(履修科目)

第8条 履修できる科目は、原則として外国語、演習、実技及び実習の科目以外の科目とし、履修する科目の単位数の合計が20単位を超えないものとする。
(履修期間)

第9条 履修期間は、入学を許可された年度内とする。
(単位の認定)

第10条 科目等履修生が、履修した科目について試験を受け、合格した場合には、学長が教授会の意見を聴いて所定の単位を与える。
(証明書)

第11条 前条により、認定された単位については、本人の請求により単位修得証明書を交付する。

第12条 削除
(既納の授業料)

第13条 納付した授業料は返付しない。
(科目等履修生証の交付)

第14条 科目等履修生は、科目等履修生証の交付を受け、これを携帯しなければならない。
(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項については、学則の規定を準用する。

附 則

1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

2 明海大学浦安キャンパス聴講生規程（平成2年4月1日施行）は廃止する。

附 則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 第一部及び第二部の授業料については、改正後の規程第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

**明海大学浦安キャンパス
課外教育活動団体の組織等に関する規程**

(目的)

第1条 この規程は、学校法人明海大学管理運営基本規則第3条第2項に基づき、学則第1条の目的及び建学の精神に鑑み、明海大学外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部及び保健医療学部（以下「浦安キャンパス」という。）における学生の自主的・自発的な課外教育活動を振興し、その円滑な発展に資するため、学生の課外教育活動団体の組織及び運営の基準を定めることを目的とする。

(課外教育活動団体の認定基準)

第2条 明海大学浦安キャンパス学友会（以下「学友会」という。）の所属団体で次の各号に該当する場合は、「課外教育活動団体」として認定することができる。

- (1) 本学の学生の課外活動としてふさわしい団体であること。
- (2) 浦安キャンパス全学部の学生を組織の対象としていること。
- (3) 課外教育活動を目的として一定の部員数で組織されていること。
- (4) 計画的かつ日常的に運営され、一定の実績があること。
- (5) 次条に定める顧問を置き部員との交流が円滑に行れ、又は活動についてその指導助言が行われていること。

(顧問)

第3条 課外教育活動団体には、顧問をおかななければならない。

- (1) 顧問は、その所属する団体の会務に対し、教育的立場から指導助言を行うものとする。また、顧問は団体の年間活動を全体的に把握する。
- (2) 顧問の資格は、原則として本学専任の教授、准教授及び講師並びに本学専任で勤続3年以上の事務職員とする。
- (3) 顧問は、学長が委嘱する。
- (4) 顧問は、2つ以上の団体を兼任することはできない。
- (5) 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (6) 顧問が団体の公式試合等に参加する時は、公務出張とし規程に基づき旅費等を支給する。

(顧問会議)

第4条 課外教育活動団体の顧問により浦安キャンパス顧問会議（以下「顧問会議」という。）を置く。

(顧問会議の組織)

第5条 顧問会議は次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 学生部長
- (2) 浦安キャンパス学友会所属団体の顧問
(顧問会議の議長等)

第6条 顧問会議に議長を置き、学生部長をもって充てる。

- 2 議長は、顧問会議を招集する。
- 3 議長に事故があるときは、議長が予め指名する委員がその職務を代行する。

(顧問会議の議事)

第7条 顧問会議は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。
2 決議を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(顧問会議の審議事項)

第8条 顧問会議は、次の事項を審議し、学長にその結果を報告し、また、これらについて学長の命により教授会に報告し、及び必要

な処理等を行う。

- (1) 課外教育活動団体に係る施設設備用具等の利用の相互調整に関すること。
- (2) 施設設備等の充実に関すること。
- (3) 課外教育活動団体の認定及び取消に関すること。
- (4) その他課外教育活動に関すること。

(認定)

第9条 第2条の認定は、学長が年度ごとに顧問会議からの報告を受け、学生支援委員会及び教授会の意見を聴き行うものとする。

(認定の効果)

第10条 課外教育活動団体には部室その他の施設設備の使用、課外教育活動用具の貸与等について他の学生団体に優先して便宜を供するものとする。

2 課外教育活動団体には、本学の名称を冠して学外の団体に加入することについて、他の学生団体に優先してこれを認めるものとする。

(認定の取消)

第11条 課外教育活動団体が第2条各号に該当しなくなったときは学長は当該認定を取消することができる。

第12条 学長は、前条の取消をしようとするときは、あらかじめ顧問会議、学生支援委員会及び教授会の意見を聴取するものとする。

(課外教育活動連絡協議会)

第13条 課外教育活動について大学と学生の意見交換、協議及び連絡等を行う組織として浦安キャンパス課外教育活動連絡協議会（以下「課外教育活動連絡協議会」という。）を置く。

(課外教育活動連絡協議会の組織)

第14条 課外教育活動連絡協議会は次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 学生部長
- (2) 学長が学生部長に意見を聴き指名した顧問会議委員若干名
- (3) 学生支援課長
- (4) 学友会会長
- (5) 学友会副会長
- (6) 学友会体育会連盟会会長
- (7) 学友会学術文化連合会会長
- (8) 学友会学園祭実行委員会委員長
- (9) 学友会 VOICE-M 編集委員会委員長
- (10) その他、学長が学生部長の意見を聴き指名した者
(課外教育活動連絡協議会の議長)

第15条 課外教育活動連絡協議会に議長を置き、学生部長をもって充てる。

- 2 課外教育活動連絡協議会は、議長が年1回これを招集する。ただし、議長が必要と認めたとときは臨時に招集することができる。
- 3 議長に事故があるときは、議長が予め指名する委員がその職務を代行する。

(課外教育活動連絡協議会の議事)

第16条 課外教育活動連絡協議会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(課外教育活動連絡協議会の協議事項)

第17条 課外教育活動連絡協議会は、次の事項を協議し、学長にその結果を報告し、また、これらについて学長の命により教授会に報告し、及び必要な処理等を行う。

- (1) 課外教育活動の連絡・調整に関すること。

- (2) 課外教育活動に係る施設・設備等の充実に関すること。
- (3) その他課外教育活動に関すること。

(改正)

第18条 この規程の改正は、理事会が学長の意見を聴き決定する。
(事務)

第19条 この規程の実施に関する事務は、浦安キャンパス学務部
学生支援課において処理する。

附 則

この規程は、平成6年9月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則 (2020年3月17日一部改正)

この規程は、2020年4月1日から施行する。

明海大学学資借入支援 奨学金の給付に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人明海大学管理運営基本規則第3条第2項に基づき、明海大学（以下「本学」という。）は学部在学する者の就学環境の向上および学費を主として負担している者（以下「学費負担者」という。）の教育費の経済的負担の軽減を図ることを目的として、本学学資借入支援奨学金（以下「奨学金」という。）制度を置き、この奨学金の給付に関する必要な事項を定める。

(奨学金)

第2条 この奨学金は、本学の学部在学する者（入学予定者を含む。）の学費負担者（本学に届出のあった者とする。）が、学生納付金の納付のため、金融機関から借入れた当該年度に納付すべき授業料、施設維持費及び教育充実費（以下「学費」という。）相当額に対する支払利息額を、第8条の規定に定める奨学金給付額の算定に基づき、支払利息額の限度で本学が負担し、その負担分を当該年度の奨学金として給付する。

(奨学金受給対象者)

第3条 奨学金受給対象者は、外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、歯学部及び保健医療学部に在学（休学および最短在学年限を超えた者（留年者）を含む。）している者で、次の各号のいずれにも該当する者。

- (1) 学生納付金の納付のため、学費負担者が金融機関等から学資借入を行っている者。
- (2) 奨学金受給申請時までに、当該年度の所定の学生納付金が納付されている者。
- (3) 当該年度の借入の有無にかかわらず、奨学金受給申請時に

借入残高のある者。

- (4) 学費負担者の前年の課税所得が、2,000万円以下に該当する者。

(奨学金給付の対象とする学資借入)

第4条 奨学金給付の対象とする学資借入については、学費負担者が、当該年度に学生納付金の納付を目的として借入れた場合とする。ただし、事情があると本学が認めた場合は、学費負担者以外の伯父、叔父、兄弟姉妹等の近親者名により金融機関等からの学資借入れを行った場合も、当該学生に係る学資借入であると判断できる場合に限り、これを認めることができる。

(奨学金給付の対象とする学資借入れ金融機関等)

第5条 奨学金の対象とする学資借入れ金融機関等については、次の各号のとおりとする。

- (1) 取り扱い金融機関

国民金融公庫、銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、漁業共同組合、生命保険

- (2) 前項に定めるもののほか、本学が認める金融機関

(金融機関等からの借入時期)

第6条 金融機関等からの借入時期は、本規程施行後の学資借入を対象とする。ただし、入学予定者にあつては、入学時納付金の納付に係る借入を行った場合、入学年度の前年度の10月以降の借入を対象とする。

(奨学金給付の申請)

第7条 奨学金の給付を受けようとするときは、明海大学学資借入支援奨学金申請書（別記第1号様式）に、次の各号（第2号から第6号）に掲げる必要書類を添え、第2項の申請時期に、理事長あてに申請しなければならない。

- (1) 明海大学学資借入支援奨学金申請書（別記第1号様式）
- (2) 金銭消費貸借契約書（ローン契約書）の写し
- (3) 借入残高証明書（10月末現在の金融機関発行のもの）
- (4) 返済予定表（当年度4月1日以降の支払利息額が明定できるもの）
- (5) 学費負担者の前年の所得証明書または源泉徴収票
- (6) その他（ローン申込書の控え等）

- 2 申請の時期は、毎年11月1日から11月30日までとする。

(奨学金給付額の算定)

第8条 奨学金給付額は、奨学金給付額の算定の基礎となる基準（以下「給付基準額」という。）に、奨学金給付の利率（以下「給付率」という。）を乗じて算定するものとする。

(奨学金給付額の算定の給付基準額)

第9条 前条に定める給付基準額は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 給付基準額は、学資借入後における学費納付実績額（納付すべき年間の学費の額を基礎額とし、奨学金給付申請回数に対応する学費納付実績（累積）を上限の範囲とする。ただし、借入残高証明書記載の借入金額が、学費納付実績額よりも低い場合は、借入残高証明書記載の借入金額をもって給付基準額とみなす。
 - (2) 学資借入が複数にわたる場合は、それぞれの借入残高証明書記載の借入金額が、学費納付実績額よりも低い場合は、借入金額をもって給付基準額とみなす。
 - (3) 学費減免等の場合は、減免後の学費納付実績額を対象とする。
- (奨学金給付額の算定の給付額)

第10条 第8条に定める給付率は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 給付率は変動するものとし、毎年4月10日現在の本法人の主要取引銀行の長期プライムレートとする。ただし、借入利

率が、給付率より低い場合は、借入利率を給付率とみなす。
 (2) 借入が複数にわたる場合は、借入金額に応じた平均値をもって借入利率とする。ただし、給付率と借入利率が異なる場合は、前号に準ずる。

(奨学金給付の決定及び給付方法等)

第11条 理事長は、前条に基づき申請された書類を審査し、奨学金給付者を決定する。

2 前項により給付者を決定したときは、理事長は毎年1月末日までに、奨学金給付者決定通知書(別記第2号様式)により、申請者に通知するとともに、申請者の指定口座に奨学金給付額を振り込むものとする。この場合の振込手数料は、本学の負担とする。

(奨学金給付の取消)

第12条 前条第1項の規定によって奨学金の給付を許可された者が、次の各号の一に該当する場合には、理事長は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 申請について虚偽の事実が判明したとき
- (2) 許可理由が消滅したとき
- (3) 卒業、退学、除籍等の理由により、学籍を消失したとき
- (4) 学費を滞納したとき

(事務)

第13条 奨学金の給付に関する事務は、次の各号に掲げる区分によって処理する。

- (1) 奨学金の給付の申請等に当たっては、浦安キャンパス学務部学生支援課及び歯学部事務部学課が処理する。
- (2) 奨学金の給付の経理等に当たっては、総務部浦安キャンパス経理課及び歯学部の経理課が処理する。

(細則)

第14条 この規程に定めるもののほか、奨学金の給付等に関する必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度以前に入学し、引き続き在学している学生については、第6条に定める金融機関の学資借入時期は、平成12年1月以降の学資借入を対象とする。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月14日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前に入学し、この規程による奨学金の給付を受けた者が、継続して当該奨学金を申請する場合の給付基準額は、すでに給付を受けた奨学金の給付基準額と改正後の第2条による給付基準額を加算した合計額を上限とする。

附 則

この規程は、2015年5月19日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則 (2020年3月17日一部改正)

この規程は、2020年4月1日から施行する。

明海大学資格取得奨励 奨学金給付に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人明海大学管理運営基本規則第3条第2項に基づき、明海大学(以下「本学」という。)外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部及び保健医療学部在籍する学生が、その在籍期間中に、本学が奨励する各種(国家・公的・民間)の資格検定試験(以下「各種資格試験等」という。)に合格した場合に給付する奨学金(以下「奨励奨学金」という。)について必要な事項を定める。

(奨励奨学金の対象者)

第2条 この奨励奨学金の対象者は、外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部及び保健医療学部在籍する学生(休学中を含む。)で、本学オープンカレッジにおいて開講する講座のうち、本学が指定する資格試験対策講座(以下、「指定講座」という。)を受講し、当該各種資格試験等に合格した者とする。

2 前項において、指定講座を受講又は各種資格試験等の合格が、本学入学以前であった場合は、奨励奨学金の対象としないものとする。

(奨励奨学金の給付内容)

第3条 奨励奨学金の給付額については、各種資格試験等の合格日から起算して1年以内に受講した直近の指定講座の受講料相当額とする。

(奨励奨学金の給付対象)

第4条 第2条第1項に定める奨励奨学金の給付の対象とする各種資格試験等については、別表のとおりとする。

(奨励奨学金の給付申請)

第5条 奨励奨学金の給付を受けようとするときは、明海大学資格取得奨励奨学金申請書(本学指定様式)に、次に掲げる書類を添え、別に定める期間内に、学長を経由し、理事長に申請しなければならない。

- (1) 明海大学資格取得奨励奨学金申請書(本学指定様式)
- (2) 各種資格試験等合格通知書又はその証明書の写し
- (3) その他必要書類

(奨励奨学金給付の決定等)

第6条 理事長は、前条に基づき申請された書類等を審査し、奨励奨学金給付者を決定する。

2 前項により、給付者を決定したときは、理事長は、申請者指定の口座に所定の給付額の振り込みをもって決定を通知する。この場合の振込手数料は、本学の負担とする。

(事務)

第7条 奨励奨学金の給付に関する事務は、次の各号に掲げる区分によって処理する。

- (1) 奨励奨学金の給付の申請等に当たっては、浦安キャンパス学務部学生支援課が処理する。
- (2) 奨励奨学金の給付の経理等に当たっては、総務部浦安キャン

ンパス経理課が処理する。

(改正)

第8条 この規程の改正は、理事会が学長の意見を聴き決定する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 本規程施行後引き続き在籍している者で、本学在学期間中に、本学が指定し、奨励する各種資格試験等に合格し、その資格を取得していた場合には、平成12年度限りの特例措置として、第5条に定める給付申請に基づき奨励奨学金を給付することができる。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年9月18日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前入学者の本規程施行前に合格した各種資格試験等については、改正後の第4条別表2の規程にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の第4条別表2の規定により新たに奨励奨学金の対象とする各種資格試験等に指定したもののについては、第5条に定める給付申請に基づき奨励奨学金を給付することができる。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前入学者が合格した各種資格試験等については、改正後の第4条別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、次の各号に掲げる各種資格試験等については、第5条に定める給付申請に基づき奨励奨学金を給付することができる。
 - (1) 改正後の第4条別表2の規定により新たに奨励奨学金の対象としたもの
 - (2) 奨学金ランクが昇格した各種資格試験等のうち本規程施行後に合格したもの

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前入学者が合格した各種資格試験等については、改正後の第4条別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、次の各号に掲げる各種資格試験等については、第5条に定める給付申請に基づき奨励奨学金を給付することができる。

(1) 改正後の第4条別表2の規定により新たに奨励奨学金の対象としたもの

(2) 奨学金ランクが昇格した各種資格試験等のうち本規程施行後に合格したもの

附 則

この規程は、平成17年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前入学者が合格した各種資格試験等については、改正後の第4条別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

よる。ただし、改正後の第4条別表2の規定により新たに奨励奨学金の対象とした各種資格試験等については、第5条に定める給付申請に基づき奨励奨学金を給付することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前入学者が合格した各種資格試験等については、改正後の第4条別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、次の各号に掲げる各種資格試験等については、この限りでない。

(1) 改正後の第4条別表2の規定により新たに奨励奨学金の対象としたもの

(2) 改正後の第4条別表2の規定により上位の資格ランクとしたもの

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年5月25日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 この規程施行前に取得した旧制度による漢語水平考試 (HSK) については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前に取得した各種資格試験等については、改正後の第4条別表2の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2012年4月1日から施行する。
- 2 2011年度以前に取得した各種資格試験等については、改正後の第4条別表2の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2013年4月1日から施行する。
- 2 2012年度以前に取得した各種資格試験等については、改正後の第4条別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2014年4月1日から施行する。
- 2 2013年度以前に取得した各種資格試験等については、改正後の第4条別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 2014年度以前に取得した各種資格試験等については、改正後の第4条別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

資格試験等	
日本語検定2級	日商簿記検定2級
日本語検定3級	宅地建物取引士
実用英語技能検定1級	TOEIC Listening & Reading Test 800+
実用英語技能検定準1級	TOEIC Listening & Reading Test 700+
実用英語技能検定2級	TOEIC Listening & Reading Test 600+
中国語検定3級	TOEIC Listening & Reading Test 500+
中国語検定4級	総合旅行業務取扱管理者
経済学検定試験 (ERE) B	秘書技能検定2級
経済学検定試験 (ERE ミクロ・マクロ) B	

注 日本語検定3級については、外国人留学生特別入学試験により入学した者を対象とする。

附 則

- この規程は、2016年5月24日から施行する。
- 2016年度以前の入学生（3年次編入学生にあっては、2018年度以前の入学生）については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2017年5月23日から施行し、2017年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則（2020年3月17日一部改正）

この規程は、2020年4月1日から施行する。

明海大学私費外国人留学生 授業料減免規程

（目的）

第1条 この規程は、学校法人明海大学管理運営基本規則第3条第2項に基づき、明海大学（以下「本学」という。）外国語学部、経済学部、不動産学部、保健医療学部、応用言語学研究所、経済学研究所及び不動産学研究所（以下「対象学部等」という。）に在籍する私費外国人留学生（以下「私費留学生」という。）で一定の学業成績を有し、修学態度が良好な者を対象に授業料の一部を減免（以下「授業料減免」という。）し、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

（減免対象者）

第2条 対象学部等の正規課程に在籍する外国人留学生（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一に定める在留資格「留学」に該当する者、及び経過措置としてその他の在留資格を有する者）で、国費外国人留学生制度実施要領（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に定める国費外国人留学生並びに外国政府の派遣する留学生以外の者のうち、本学入学後に経済的諸事情により修学に専念することが困難となった者で、かつ、別表に定める学業成績基準を満たす者を対象とする。ただし、次に該当するものは対象から除外する。なお、第4号に該当する者についての除外は、留学した年度以降とし、第5号に該当する者については、懲戒処分解除後も除外する。

- 本学で実施する定期健康診断を受けていない者及び健康診断書を提出しない者。
- 留年した者（当該学期のみ）。ただし、病気その他やむを得ない事由により留年した者は除く。
- 休学中の者。
- 本学派遣留学生として留学した者。
- 懲戒処分を受けた者。

2 減免対象者について、前項に規定するもののほか必要な事項は、選考委員会において定める。

（減免の額）

第3条 授業料の減免額は、私費留学生の入学年度に対応する授業料の30パーセントとする。

（減免の申請）

第4条 減免を受けようとする者は、所定の期日までに理事長に提出しなければならない。

（減免の決定）

第5条 学長は、減免申請のあった私費留学生の中から減免候補者を選考し、理事長に推薦するものとする。

2 理事長は、前項による学長の推薦に基づき減免の可否を決定

する。

3 第1項に規定する減免候補者の選考に当たっては、学長は選考委員会を組織するものとし、学長、担当の副学長、学事課長及び学事課の留学生担当職員若干名をもって構成する。

（減免の取り消し）

第6条 授業料の減免を受けた者が、学則に定める懲戒事由に該当したときは、懲戒処分にかかわらずその減免を取り消すことができる。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。（改正）

第8条 この規程は、理事会が学長の意見を聴き決定する。

附 則

この規程は、昭和63年6月25日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年6月16日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成15年4月22日から施行する。
- 平成15年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 平成16年度以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、第6条（減免の取り消し）については平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、改正後の規程第2条別表の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 平成22年度の入学生（3年次編入学生にあっては、平成24年度の入学生）平成26年4月1日
- 平成21年度の入学生（3年次編入学生にあっては、平成23年度の入学生）平成25年4月1日
- 平成20年度の入学生（3年次編入学生にあっては、平成22年度の入学生）平成24年4月1日

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- この規程は、2013年4月1日から施行する。（経過措置）
- 改正後の規程第2条別表に規定する学業成績基準は、2013年度は GPA2.0以上、2014年度は GPA2.1以上、2015年度は GPA2.2以上、2016年度は GPA2.3以上、2017年度は GPA2.4以上とする。

3 前2項の規定にかかわらず、2010年度入学生（3年次編入学

別表

(外国語学部、経済学部、不動産学部、保健医療学部)

学年	学業成績基準	備考
1	前期の修得単位数が14単位以上でかつ GPA が2.5以上	編入学生等はこの限りでない
2	1年次の修得単位数が32単位以上でかつ当該年次の GPA が2.5以上	
3	2年次までの修得単位数が64単位以上でかつ2年次の GPA が2.5以上	
4	3年次までの修得単位数が96単位以上でかつ3年次の GPA が2.5以上	

(応用言語学研究科、経済学研究科、不動産学研究科)

学業成績基準	備考
各研究科の修業年限を超えていない者	

生にあっては2012年度の入学生)にあっては2013年度、2011年度入学生(3年次編入学生にあっては2013年度の入学生)にあっては2014年度、2012年度入学生(3年次編入学生にあっては2014年度の入学生)にあっては2015年度までの間は、なお従前の例による。

附則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附則

- この規程は、2016年4月1日から施行する。
- 2016年4月1日現在、歯学部及び歯学研究科に在籍する学生については、なお従前の例による。

附則

- この規程は、2016年5月24日から施行する。
- 2016年度以前に入学したホスピタリティ・ツーリズム学部の私費外国人留学生について、なお従前の例による。

附則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附則(2024年3月19日一部改正)

この規程は、2024年4月1日から施行する。

明海大学学生奨学 海外研修派遣規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人明海大学管理運営基本規則第3条第2項に基づき、成績が優秀な明海大学学生を明海大学奨学第52条第2項の規定に基づき、海外研修に派遣するに必要な事項を定める。

(海外研修)

第2条 明海大学の建学の精神に基づき、広く国際未来社会で活躍しう人材の養成を目的として、教員の引率のもとに、次の海外研修を行う。

- 海外の大学・研究所等における研修
- その他、学長が浦安キャンパス国際・地域交流推進委員会又は歯学部国際交流委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴き適当と認めた海外における研修

(選考基準等)

第3条 海外研修に派遣する学生(以下「派遣学生」という。)を選考する基準(以下「選考基準」という。)、派遣先、派遣時期、派遣期間、派遣人数等は、学長が各学部学科の意見を聴き決定する。

(選考方法)

第4条 各学部学科は、選考委員会を設置し、前条の選考基準に

基づき派遣候補学生を選考し、委員会に推薦するものとする。

2 委員会は、推薦された派遣候補学生について審議し、派遣学生として学長に推薦するものとする。

(決定)

第5条 派遣学生については、学長が当該教授会の意見を聴き、理事長が学長の推薦に基づきこれを決定する。

(経費の負担)

第6条 海外研修に対する経費は、次の各号により予算の範囲内で大学が負担する。

- 交通費 研修先までの往復航空賃(エコノミークラス)等
- 滞在費
- 研修費
- 保険料
- その他必要経費

(派遣学生の義務)

第7条 派遣学生は、研修期間中、研修計画に基づき研修に専念しなければならない。

(報告)

第8条 派遣学生は、帰国後、所定の報告書を、学長に提出しなければならない。

(改正)

第9条 この規程の改正は、理事会が学長の意見を聴いて決定する。

附則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年11月15日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

明海大学浦安キャンパス 派遣留学生奨学金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人明海大学管理運営基本規則第3条

第2項に基づき、明海大学外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部及び保健医療学部（以下「浦安キャンパス」という。）の派遣留学生等に給付する奨学金について必要な事項を定める。

（奨学金の種類及び給付対象者）

第2条 奨学金の種類は、海外留学奨学金、海外留学特別奨学金及び海外研修奨学金とし、その給付対象者は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 海外留学奨学金の給付対象者は、明海大学学生交流規程（以下「学生交流規程」という。）に基づき派遣期間が1年又は6か月の海外留学の許可を得た者（大学間単位互換協定等による交換留学で、授業料等が相互に不徴収とされている者を除く。）で、かつ成績優秀な者とする。

(2) 海外留学特別奨学金の給付対象者は、前号に規定する海外留学奨学金給付対象者のうち、特に成績優秀な者とする。

(3) 海外研修奨学金の給付対象者は、学生交流規程等に基づき海外研修の許可を得た者（明海大学学生奨学海外研修派遣規程により派遣される者を除く。）で、かつ成績優秀な者とする。

2 前項第1号において、派遣期間が1年又は6か月に満たないまでも、派遣先における授業時間数及び授業期間が本学における1年間又は6か月間のそれに相当する場合の派遣期間は、1年又は6か月とみなす。

3 第1項第3号に規定する海外研修奨学金の給付対象とする海外研修は、学生交流規程に基づく海外研修のほか、研修内容等が当該学部・学科の主要な専門教育の内容に合致し、かつ、当該学部・学科の教育目標を達成するに相応しいと学長が特に認めたものとする。

（奨学金の給付額等）

第3条 海外留学奨学金の給付額は、学則第46条に規定する授業料、施設維持費及び教育充実費（以下「授業料等」という。）の2分の1相当額（派遣期間が6か月の場合にあつては、当該学期に納付しなければならない授業料等の2分の1相当額。以下同じ。）とし、その給付は、当該留学期間中に納付しなければならない授業料等から減額する方法で行う。ただし、本学の規程により授業料等の減免を受けている者については、その減免後の授業料等の2分の1相当額とする。

2 海外留学特別奨学金の給付額の上限は、次のとおりとする。

留学先	期間	給付額（上限）
欧州・北米・オセアニア	6か月	200,000円
	1年	400,000円
その他の地域	6か月	100,000円
	1年	200,000円

3 海外研修奨学金の給付額の上限は、次のとおりとする。

研修先	給付額（上限）
欧州・北米・オセアニア	250,000円
その他の地域	150,000円

4 前第2項に規定する奨学金の給付額は、派遣先、派遣期間、派遣人数及び留学若しくは研修に必要な経費（旅費を含む。）等を勘案し、理事長が学長の意見を聴き予算の範囲内においてこれを決定する。

（奨学金の併給）

第4条 奨学金の給付を受けようとする派遣留学生が、当該海外留学又は海外研修に係る他の奨学金の給付を受けるときは、本学及び他の奨学事業機関等が特に認めた場合を除き、前条に規定する奨学金の給付を取り消し、又は給付額の一部を減額する。

（申請手続）

第5条 奨学金の給付を希望する者は、所定の奨学金支給申請書を学長に提出しなければならない。

（選考および決定）

第6条 奨学金受給者の選考については、学長が浦安キャンパス国際・地域交流推進委員会の意見を聴き、理事長が学長の推薦に基づき、予算の範囲内においてこれを決定する。

（受給者の義務）

第7条 奨学金受給者は、帰国後に所定の報告書を学長に提出しなければならない。

（奨学金の返還）

第8条 奨学金受給者が派遣留学生等の資格を取り消されたとき又は本人の都合により留学を継続できなくなったときは、奨学金の全部又は一部を返還しなければならない。

（事務）

第9条 奨学金の給付に関する事務は、総務部浦安キャンパス経理課及び浦安キャンパス学務部学事課において行う。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、奨学金の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

（改正）

第11条 この規程の改正は、理事会が学長の意見を聴いて決定する。

附則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附則（2020年3月17日一部改正）

この規程は、2020年4月1日から施行する。

明海大学浦安キャンパス 学修奨励奨学金規程

（趣旨）

第1条 この規程は、学校法人明海大学管理運営基本規則第3条第2項に基づき、明海大学（以下「本学」という。）外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部及び保健医療学部在籍する学生に給付する学修奨励奨学金（以下「学修奨励奨学金」という。）について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国人留学生 外国人留学生特別入学試験により入学した者で、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一に定める「留学」に該当する者
- (2) 編入学生等 編入学試験及び学士入学試験により入学した者をいう。
- (対象者)

第3条 入学年度における学修奨励奨学金の給付対象候補者は、次の各号の一に該当する者とする。ただし、特段の定めのない限り、外国人留学生及び編入学生を除く。

- (1) 一般選抜及び大学入学共通テスト利用選抜における各入試

方法及び各日程の試験の成績が当該学部学科の合格者の上位10%に該当し、かつ、当該試験の成績の取得点率が80%以上の者

- (2) 前号によるもののほか、一般選抜及び大学入学共通テスト利用選抜における各入試方法及び各日程の試験の成績が当該学部学科の合格者の上位15%相当に該当し、かつ、当該試験の成績の取得点率が70%以上の者
- (3) 入学時に次に掲げる資格又は技能審査（以下「資格等」という。）を有する者

資格等	学 科						
	日本語	英米語	中国語	経 済	不動産	ホスピタリティ・ツーリズム	口腔保健
実用英語技能検定準1級	○	○		○	○	○	○
TOEIC 720点以上	○	○		○	○	○	○
TOEFL (iBT) 78点以上	○	○		○	○	○	○
GTEC 1260点以上	○	○		○	○	○	○
IELTS 5.5以上	○	○		○	○	○	○
日本語検定2級以上	○						
中国語検定3級以上			○				
漢語水平考試 (HSK) 5級			○				
日商簿記検定試験1級				○	○		
経済学検定試験 (ERE ミクロ・マクロ含む。) A以上				○			
宅地建物取引士					○		
日本語能力試験N1	○	○	○	○	○	○	○

備考 日本語能力試験N1の対象者は、外国人留学生とする。

- (4) 前号によるもののほか、入学時に次に掲げる資格等を有する者

資格等	学 科						
	日本語	英米語	中国語	経 済	不動産	ホスピタリティ・ツーリズム	口腔保健
実用英語技能検定2級	○	○		○	○	○	○
TOEIC 550点以上	○	○		○	○	○	○
TOEFL (iBT) 57点以上	○	○		○	○	○	○
GTEC 1050点以上	○	○		○	○	○	○
IELTS 4.0以上	○	○		○	○	○	○
日本語検定3級・準2級	○						
中国語検定4級			○				
漢語水平考試 (HSK) 4級			○				
日商簿記検定試験2級				○	○		
経済学検定試験 (ERE ミクロ・マクロ含む。) B・B+				○			

2 2年次以降における学修奨励奨学金の給付対象候補者は、次の各号の一に該当する者とする。ただし、外国語学部、経済学部、不動産学部及び保健医療学部の外国人留学生を除く。

- (1) 前年度の修得単位数が32単位以上及びGPA3.0以上で、かつ、当該学部学科・年次の上位2%以内の者
- (2) 前号によるもののほか、前年度の修得単位数が32単位以上及びGPA2.7以上で、かつ、当該学部学科・年次の上位5%以内の者

3 前項に規定するGPAの値が当該学部学科・年次の上位2%又は5%以内に該当する学生の人数は、前年度の5月1日現在の在籍学生を基に算出し、小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

4 教育上の目的からコース又は専攻等履修上の区分を設定する学部学科にあつては、学長が教育上有益と認める場合に限り、第2項各号の規定にかかわらず当該学部学科の履修上の区分・年次を単位とすることができる。この場合において、履修上の区分ごとの人数の配分は、前項に規定する学部学科・年次の人数を超えない範囲内において、教育上の目的及び有益性等を勘案し学長がこれを行うものとする。

(学修奨励奨学金の給付内容)

第4条 前条に規定する学修奨励奨学金の給付内容は、次のとおりとしその給付方法は、当該年度に納付しなければならない授業料から減額する方法で行う。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号並びに前条第2項第1号に該当

する者は、該当年度における授業料の全額相当額を給付する。
 (2) 前条第1項第2号及び第4号並びに前条第2項第2号に該当する者は、該当年度における授業料の半額相当額を給付する。
 (学修奨励奨学金の給付申請)

第5条 第3条第1項第3号及び第4号に規定する学修奨励奨学金の給付を受けようとする者は、原則として入学試験の出願時に合格通知書又は公式認定証等これらを証明する書類を提出し申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、入学年度の前年度末までに取得したのものについては、入学年度の4月末日までに申請することができる。
 (選考及び決定)

第6条 入学年度の学修奨励奨学金給付対象者は、学長がアドミッションセンター委員会の意見を聴き、学長の推薦に基づき理事長がこれを決定する。この場合において、学修奨励奨学金受給対象者を決定したときは、入学試験合格通知書とともに該当者に通知するものとする。ただし、第5条第2項の規定により申請があった者については、学長はアドミッションセンター委員会の意見を聴くことを省略することができる。この場合において、学修奨励奨学金受給対象者を決定したときは、すみやかに該当者に通知するものとし、当該奨学金の給付は後期の授業料等の納入時期にこれを行う。

2 2年次以降の学修奨励奨学金給付対象者は、学長が学生支援委員会の意見を聴き、学長の推薦に基づき理事長がこれを決定する。この場合において、学修奨励奨学金受給対象者を決定したときは、該当者に通知するものとする。
 (学修奨励奨学金給付の取消)

第7条 学修奨励奨学金の給付を受けた者が次の各号の一に該当するときは、当該年度の学修奨励奨学金の給付の取消を行う。

- (1) 本学の学則等諸規則に違反したとき
- (2) 懲戒になったとき
- (3) 休学、退学又は留年したとき

2 学修奨励奨学金の給付の取消は、前項第3号に規定する休学、退学又は留年したときを除き、理事長は学長の意見を聴きこれを決定する。

3 学修奨励奨学金の給付を受けようとする者には、他の授業料等減免に係る奨学金の併給は行わない。

(事務)

第8条 学修奨励奨学金に関する事務は、浦安キャンパス学務部企画広報課及び学生支援課において行う。

(改正)

第9条 この規程の改正は、理事会が学長の意見を聴いて決定する。

附 則

この規程は、平成11年10月20日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年11月15日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年2月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 3 平成18年度の入学生については、改正後の規程第2条の規定にかかわらず、次の各号のとおりとする。
 - (1) 規程第2条第1項第1号に規定する対象者のうち、上位3名までの対象者については、当該試験の成績の取得点率に関する規定は適用しない。
 - (2) 規程第2条第1項第2号に規定する対象者は、当該試験の成績の取得点率に関する規定は適用しない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 3 平成22年度の入学生（3年次編入学生を除く。）で改正後の規程第2条第1項第1号又は第2号の対象者については、旧明海大学浦安キャンパス特別奨学金規程は、この規程の施行後も、なおその効力を有する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2016年5月24日から施行する。
- 2 2016年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則 (2020年3月17日一部改正)

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則 (2020年6月23日一部改正)

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則 (2023年9月26日一部改正)

この規程は、2024年4月1日から施行する。

明海大学奨学融資特別支援奨学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人明海大学管理運営基本規則第3条第2項に基づき、明海大学（以下「本学」という。）の学部在籍する学生（外国人留学生を除く。）で、経済的理由により学業の継続が困難な学生に対して、学業継続の機会と学業に専念できる環境を提供することを目的に、学校法人明海大学、株式会社みずほ銀行及び株式会社ジャパンデンタルとの協定による奨学融資制度（以下「本制度」という。）の特別支援奨学生として推薦し、かつ、当該学生に給付する特別支援奨学金に関し必要な事項を定める。

(推薦対象者)

第2条 特別支援奨学生の推薦対象者は、学費負担者が本制度の

適用を受け学生生徒等納付金に係る融資を受けようとする者のうち、原則として次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 通常の奨学融資制度の適用を受けることができない者
- (2) 在籍期間が1年以上である者（歯学部にあつては5学年又は6学年に在籍している者）
- (3) 申請時において最短の修業年限での卒業が見込まれる者（歯学部にあつては、前年度までの累積 GPA が当該学年の概ね上位2分の1以内で、かつ、申請時において最短の修業年限での卒業が見込まれる者）
- (4) 勉学意欲が高く、卒業後の進路等が明確である者
- (5) 本制度の趣旨を十分理解している者
(申請手続)

第3条 特別支援奨学生への推薦を受けようとする者は、特別支援奨学生推薦申請書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる必要書類を添え、学長を経由して理事長に申請しなければならない。

- (1) 成績証明書
- (2) 家庭調査書（別記第2号様式）
- (3) 前年度の年収を証明する書類
ア 所得証明書
イ 源泉徴収票：給与所得者を対象とする。
ウ 確定申告書の写し（税務署の受付印のあるもの）：給与所得者以外（自営業等）の者を対象とする。
エ 上記のイ又はウが提出できない場合は、これに代わる書類
- (4) その他、前条に規定する推薦基準が確認できる書類
(推薦対象者の決定)

第4条 推薦対象者は、学長が、前条に規定する書類の審査及び面談に基づく浦安キャンパス学生支援委員会、歯学部学生委員会、学部長及び学科主任（以下「学生支援委員会等」という。）の意見を聴き、学長の推薦に基づき理事長がこれを決定する。

2 前項に規定する面談は、推薦対象者及び学費負担者又は保証人を行うものとし、具体的な実施方法その他必要な事項は、浦安キャンパス学生支援委員会及び歯学部学生委員会において定める。

(特別支援奨学金)

第5条 理事長は、前条の規定により特別支援奨学生として推薦し決定した者に対し、借入に係る事務取扱手数料相当額及び元金据置利用の場合における在学期間中の利息相当額を、特別支援奨学金として給付する。

2 前項に規定する奨学金の給付は、特別支援奨学金給付者決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するとともに、申請者の指定口座に奨学金給付額を振り込むものとする。この場合の振込手数料は、本学が負担する。

(特別支援奨学金の取消)

第6条 特別支援奨学生が、第2条に規定する推薦の基準を満たしていないと判断したときは、理事長は、特別支援奨学生の認定又は特別支援奨学金の給付を取り消すことができる。

2 前項の規定により特別支援奨学生の認定又は特別支援奨学金の給付の取消を決定したときは、理事長は、学長の意見を聴き既に給付した特別支援奨学金の全部又は一部を返還させることがある。

(フォローアップ面談)

第7条 学生支援委員会等は、必要に応じて特別支援奨学生に対しフォローアップのための面談を在学中又は卒業後に実施し、必

要な助言又は指導を行うものとする。

2 前項に規定するフォローアップ面談の具体的な実施方法その他必要な事項は、浦安キャンパス学生支援委員会及び歯学部学生委員会において定める。

(事務)

第8条 特別支援奨学生に関する事務は、外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部及び保健医療学部の学生にあつては浦安キャンパス学務部学生支援課、歯学部の学生にあつては歯学部事務部学事課が行う。

(改正)

第9条 この規程の改正は、理事会が学長の意見を聴いて決定する。

附 則（2020年3月17日制定）

- 1 この規程は、2020年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に特別支援奨学生として特別支援奨学金の給付を受けている者にあつては、この規程により推薦対象者として決定されたものとみなす。

明海大学浦安キャンパス なりたいたいじぶん奨学金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人明海大学管理運営基本規則第3条第2項に基づき、明海大学（以下「本学」という。）の教育目的及びアドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れを促進し、もって建学の精神の具現化に資するため、外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部及び保健医療学部が行う総合型選抜（なりたいたいじぶん入試）に合格し入学した学業成績優秀な学生に給付する奨学金（「なりたいたいじぶん奨学金」と称し、以下単に「奨学金」という。）について必要な事項を定める。

(奨学金の給付内容等)

第2条 奨学金の給付内容は、修業年限（4年）を上限に、授業料の半額相当額を奨学金として給付するものとし、その給付方法は、当該年度に納入しなければならない授業料から減額する方法で行う。

2 奨学金の給付を受けようとする者には、他の授業料減免に係る奨学金の併給は行わない。

(奨学金の給付の決定)

第3条 奨学金の給付は、本学が行う総合型選抜（なりたいたいじぶん入試）の合格をもって決定する。この場合において、入学試験の合格通知とともに奨学金給付の決定通知を行うものとする。

2 当該入試の募集人数及び奨学金の給付人数等は、学長がアドミッションセンター委員会の意見を聴き、学長の申し出により理事長がこれを決定する。

(奨学金給付の停止又は取消等)

第4条 奨学金の給付を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、奨学金の給付を停止し、又はその決定を取り消すものとする。

- (1) 1年修了時に修得単位数が30単位未満及び GPA2.7未満のとき。
- (2) 2年修了時に修得単位数が60単位未満及び GPA2.7未満のとき。
- (3) 3年修了時に修得単位数が90単位未満及び GPA2.7未満のとき。

- (4) 本学の学則等諸規則に違反したとき。
 - (5) 懲戒になったとき。
 - (6) 休学、退学又は留年したとき。
- 2 奨学金の給付の停止又は取消は、学長が教務部長又は学生部長の意見を聴き、これを決定する。
 - 3 前項により奨学金の給付の停止又は取消を決定したときは、既に給付した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。
 - 4 第2項により奨学金の給付の停止を受けた者について、学長がその停止事由が解消したと認めるときは、学長が教務部長又は学生部長の意見を聴き、奨学金の給付を再開することができる。

第5条 奨学金の給付に関する事務は、浦安キャンパス学務部企画広報課及び学生支援課において行う。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、奨学金の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(改正)

第7条 この規程の改正は、理事会が学長の意見を聴いて決定する。

附 則 (2022年9月20日制定)

この規程は、2023年4月1日から施行する。

明海大学浦安キャンパス 学生のインターンシップ派遣に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人明海大学管理運営基本規則第3条第2項に基づき、外国語学部、経済学部、不動産学部及びホスピタリティ・ツーリズム学部の学生が、当該学部等の教育の一環として行うインターンシップに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程においてインターンシップとは、国内外の企業、団体、官公庁及び地方自治体（以下「研修機関」という。）において、学生が自らの専攻及び将来のキャリアに関連した就業体験を行うことで、教育的観点から研修・実習にふさわしい内容で構成され、かつ、本学と研修機関等との事前協議により学生の受入れに関する合意書又は覚書その他これに準ずるものを締結しているものをいう。

(適用除外)

第3条 この規程は、明海大学学生交流規程に基づく派遣留学生が当該留学期間中に行うインターンシップ並びに教育職員免許状取得に係る教育実習及び介護等体験並びに社会貢献活動（ボランティア）については、適用しない。

(研修期間)

第4条 インターンシップは、原則として学生の休業期間中に行うものとする。ただし、インターンシップが当該学部・学科の教育課程に位置付けられ、かつ、研修機関及び研修内容等が当該学部・学科の教育目標を達成するに相応しいと認められるものについては、この限りでない。

2 前項ただし書に規定するインターンシップの研修期間は、1年を超えない範囲内において明海大学学則（以下「学則」という。）第3条及び第45条に規定する修業年限及び在学期間に算入する。

(派遣の許可)

第5条 インターンシップの派遣は、学長は当該学部教授会又は総合教育センター運営委員会の意見を聴いて許可する。

2 応募資格及び選考方法等については、学長が当該学部教授会又は総合教育センター運営委員会の意見を聴いて定める。

(保険)

第6条 インターンシップを許可された学生は、所定の保険に加入しなければならない。

(義務)

第7条 インターンシップを許可された学生は、所定の事前研修及び事後研修等に出席するものとし、研修期間中は、研修機関及び研修指導担当教員の指示に従わなければならない。

2 インターンシップを許可された学生は、適宜、研修指導担当教員に研修状況等を報告するものとし、研修終了後すみやかに所定の研修報告書を研修指導担当教員に提出しなければならない。

3 インターンシップを許可された学生が前2項の義務を怠った場合は、その資格を取り消すものとする。

(単位の認定)

第8条 単位の認定は、研修報告書及び研修機関から提出された勤務状況等を証明する書類に基づき、学長が当該学部教授会又は総合教育センター運営委員会の意見を聴いて単位を認定する。

2 認定することができる単位数は、30時間の研修（事前研修又は事後研修等の時間数を含む。）をもって1単位とすることを標準とし、他の大学又は短期大学における授業科目の履修及び大学以外の教育施設等における学修等により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期海外インターンシップにおける奨学金の給付)

第9条 第4条ただし書に規定するインターンシップのうち、研修先が海外で、かつ、研修期間が1年又は6ヶ月のもの（以下「長期海外インターンシップ」という。）については、当該学生の成績及び研修先における経済的支援状況等を勘案し、選考の上、奨学金を給付する。

2 長期海外インターンシップの研修期間が1年又は6ヶ月に満たないまでも、研修先における研修時間及び研修期間が本学における1年間又は6ヶ月間の授業時間数及び授業期間に相当する場合における研修期間は、1年又は6ヶ月とみなす。

3 長期海外インターンシップの1人当たりの奨学金の給付額は、学則第46条に規定する授業料、施設維持費及び教育充実費（以下「授業料等」という。）の2分の1相当額（研修期間が6ヶ月の場合にあっては、当該学期に納付しなければならない授業料等の2分の1相当額。以下同じ。）とし、その給付は、当該研修期間中に納付しなければならない授業料等から減額する方法で行う。

4 長期海外インターンシップの資格を取り消されたとき又は本人の都合により研修を継続できなかったときは、奨学金の全部又は一部を返還しなければならない。

(認定インターンシップ)

第10条 公募制インターンシップ等本学と研修機関との事前協議によらないインターンシップについては、学長が学生からの事前申請に基づき、総合教育センター運営委員会の意見を聴いてその成果を単位として認定することができる。

2 単位の認定に関することは、第8条の規定を準用する。

(委任)

第11条 学長は、派遣の許可、奨学金の給付の決定に関し、学長があらかじめ指名した者にその権限の行使を委任することができる。

(事務)

第12条 インターンシップに関する事務は、学生支援課において

処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、別に定める。

(改正)

第14条 この規程の改正は、理事会が学長の意見を聴き決定する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

明海大学大学院日本学生支援機構
奨学金返還免除候補者選考内規 (抜粋)

(趣旨)

第1条 この内規は、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程（平成16年規程第16号。）第46条に規定する独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）大学院第一種奨学生の奨学金返還免除候補者（以下「候補者」という。）の選考に関し、必要な事項を定める。

(候補者の対象)

第2条 候補者の対象は、明海大学大学院（以下「本学」という。）において機構第一種奨学金の貸与を受けている学生のうち、奨学金の貸与期間が当該年度中に終了する者で、本学における教育研究活動等に関する業績及び本学における専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績が特に優れていると認められる者とする。

(委員会の設置)

第3条 候補者の選考を行うため、日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 研究科長
- (4) 学生部長
- (5) 歯学研究科運営委員長

3 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

6 委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、その議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(申請)

第4条 奨学金の返還免除を申請する者は、指定期日までに次の

各号に掲げる所定の書類を学長に提出しなければならない。

(1) 業績優秀者返還免除申請書

(2) 特に優れた教育研究活動等の業績一覧及びそれを証明する資料

(選考)

第5条 委員会は、前条に規定する提出書類等により、選考に係る学生の本学における教育研究活動等及び本学における専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する別表左欄の業績について、同表中欄に定める基準により設定した同表右欄の評価項目により総合的に評価し、候補者の選考を行うものとする。

(推薦)

第6条 学長は、委員会の議を経て候補者に順位を付し、機構が定める方法に基づき、推薦するものとする。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、委員会の議を経て学長が行う。

(事務)

第8条 候補者の選考及び推薦に係る事務は、学生支援課が処理する。

附 則

この内規は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

別表 (省略)

明海大学学生表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、明海大学学則第52条に規定する学生の表彰に関し、必要な事項を定める。

(表彰)

第2条 学生の表彰は、表彰状を授与して行うものとし、併せて記念品を贈呈するものとする。

(表彰基準)

第3条 学生の表彰の基準は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 卒業に際し本学在学中の学業成績が、特に顕著であると認められる者
- (2) 卒業に際し本学における課外活動の成果が顕著であり、かつ本学課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動その他において優れた評価をうけ、かつ本学の名誉を著しく高めたと認められる者
- (4) その他、前各号と同等又はそれ以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

(表彰の種類及び表彰者)

第4条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 宮田賞 (本規程第3条第1号関係) 理事長
- (2) 学長賞 (本規程第3条第1号・第2号関係) 学長
- (3) その他第3条第3号及び第4号の規定に基づく表彰については、その都度学長が定める。

(審議)

第5条 浦安キャンパス学生支援委員会及び歯学部学生委員会は、第3条各号に該当する学生について詳細に調査審議し、表彰対象者として学長に報告するものとする。

(決定)

第6条 学長は、前条の報告に基づき当該学生の表彰について、該当学部の教授会の意見を聴き表彰を決定し、第4条第1号に該当する学生にあっては、理事長へ報告するものとする。

(表彰の時期)

第7条 第3条第1号及び第2号の規定に基づく表彰の時期は、学位記授与式の日とする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、理事会が学長の意見を聴き決定する。

附 則

この規程は、平成4年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年2月20日から施行する。

附 則

この規程は、2023年2月21日から施行する。

宮田賞授与選考基準

明海大学学生表彰規程第5条第1号に規定された宮田賞に関し、選考基準等を次のとおり定める。

1 選考基準

- (1) 外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部
4年生までの成績の累積グレード・ポイント・アベレージが3.0以上で、その点数が最上位の者
- (2) 歯学部
5年生までの成績（点数評価のある科目の総平均点）の60%に総合歯科医学試験の40%を加算し、その点数が最上位の者

2 選考人数

- (1) 外国語学部
 - ア 日本語学科 1名
 - イ 英米語学科 1名
 - ウ 中国語学科 1名
- (2) 経済学部経済学科 1名
- (3) 不動産学部不動産学科 1名
- (4) ホスピタリティ・ツーリズム学部ホスピタリティ・ツーリズム学科 1名
- (5) 歯学部歯学科 1名
- (6) 保健医療学部口腔保健学科 1名

3 重複表彰について

学長賞との重複表彰は妨げない。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2018年2月26日から施行する。

附 則

この基準は、2019年4月5日から施行し、2019年4月1日から適用する。

学長賞授与選考基準

明海大学学生表彰規程第5条第2号に規定された学長賞に関し、選考基準等について定める。

1 選考基準

(1) 学業成績による者

- ア 外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部
GPA、修得単位数及び人物を総合評価し、各学部長から推薦受けた者
- イ 歯学部
5年生までの成績（点数評価のある科目の総平均点）の60%に「総合歯科医学」試験の40%を加算した点数及び人物を総合評価し、歯学部長から推薦受けた者

(2) 課外活動による者

- ア 外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部、保健医療学部
課外活動に寄与した下記のもので、GPA、修得単位数及び人物を総合評価し、学生部長から推薦受けた者

(選考対象者)

- ① 学友会会長経験者
- ② 学友会副会長経験者
- ③ 学園祭実行委員会委員長経験者
- ④ 体育会連盟会長経験者
- ⑤ 学術文化連合会会長経験者
- ⑥ 留学生連合会会長経験者

イ 歯学部

選考対象者のうち学生会活動への寄与が著しい者で、5年生までの成績（点数評価のある科目の総平均点）の60%に「総合歯科医学」試験の40%を加算した点数及び人物を総合評価し、歯学部長から推薦受けた者

(選考対象者)

- ① 学生会執行委員会役員経験者
- ② けやき祭実行委員会委員長経験者
- ③ 体育会または文化会会長経験者
- ④ 全日本歯科学生体育連盟正・副評議委員経験者

ウ 全学

在学中に顕著なスポーツ・文化活動等の実績があり、かつ相当の学業成績を有する者で各学部長及び学生部長から推薦を受けた者

2 選考人数

(1) 学業成績による者

- ア 外国語学部 3名
- イ 経済学部 1名
- ウ 不動産学部 1名
- エ ホスピタリティ・ツーリズム学部 1名
- オ 歯学部 1名
- カ 保健医療学部 1名

- (2) 課外活動による者
 ア 浦安キャンパス 1名
 イ 歯学部 1名
 ウ 全学 若干名
- 3 重複表彰について
 宮田眞との重複表彰は妨げない。

附 則

- 1 この基準は、2018年2月26日から施行する。
 2 柳生賞授与選考基準は廃止する。
- 附 則
 この基準は、2019年1月29日から施行する。
- 附 則
 この基準は、2019年4月5日から施行し、2019年4月1日から適用する。

明海大学学生懲戒手続規程

(趣旨)

第1条 この規程は、明海大学学則第53条第3項の規定に基づき、学生の懲戒手続に必要な事項を定める。

(実施)

第2条 懲戒は、この規程の定めるところにより学長が行う。

(懲戒)

第3条 懲戒は、その情状により次の区分に従って行う。

- (1) 訓告 注意を与え将来を戒めること。
 (2) 停学 期間(1か月以上)を定め(以下「有期停学」という。)、又は定めないう(以下「無期停学」という。)登校を停止すること。この場合において、該当期間は在学年限に含め修業年限には含めない。ただし、特に学長が認めた場合には修業年限に含めることができる。
 (3) 退学 退学を命ずること。この場合において、再入学は認めない。
- 2 懲戒は、本人に処分書を交付して行い、かつ学内に公示して行うものとする。ただし、交付できないときは公示のみによるものとする。

(調査等)

第4条 学部長(大学院にあっては大学院研究科長)は懲戒に該当すると思われる学生の行為について知ったときは、直ちに学長に報告するものとする。

2 学長は、前項に定める報告を受け必要と認めるときは、学生支援委員会(以下、歯学部においては学生部委員会、大学院歯学研究科においては大学院研究科運営委員会)に、事実関係の調査及び整理を命ずるものとする。

(審議・決定)

第5条 学長は、前条第2項に定める調査及び整理の結果報告を受け、懲戒に処するに相当の理由があると認めるときは、当該学部長(大学院にあっては当該大学院研究科長)を通じて当該学部の教授会(大学院にあっては大学院研究科委員会)の意見を聴き当該学生の懲戒を決定する。

(解除)

第6条 学長は、第3条第2号の規定する無期停学にした学生に対し、当該学生のその後の状況等により、懲戒の解除を決定することができる。

2 前項の懲戒を解除する手続は、前条に準じて行う。

(細目)

第7条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

(改正)

第8条 この規程の改正は、理事会が学長の意見を聴き決定する。

附 則

この規程は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月18日から施行し、平成17年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

明海大学浦安キャンパス学生の試験における不正行為者の懲戒に関する内規

第1条 この内規は、明海大学学生懲戒手続規程第7条の規定に基づき、浦安キャンパス学生の試験における不正行為者の懲戒について必要な事項を定める。

第2条 試験監督者は、不正行為のあった受験者の受験を直ちに中止させ、本人を試験本部に同行し、学生支援委員とともに不正行為者の事実確認を行う。

第3条 不正行為者の懲戒は、次の各項に定めるとおりとする。

2 停学は、次の各号に該当する者について行う。

- (1) 受験を依頼した者および依頼されて受験した者
 (2) 答案を交換した者
 (3) 第3項の不正行為を再度行った者
 (4) 前各号に準ずる不正行為を行った者

3 訓告は、次の各号に該当する者について行う。

- (1) カンニングペーパー等を使用した者
 (2) 所持品、身体、机および壁等に書込みをした者
 (3) 答案を見せた者および見て書き写した者
 (4) 私語および動作等で連絡した者および連絡を受けて答案を書いた者
 (5) 使用が許可されていない物を使用した者
 (6) 試験場において試験監督者の指示に従わなかった者
 (7) 前各号に準ずる不正行為を行った者

4 不正行為により停学処分を受けた者の当該年度的全履修科目の成績を0点とする。

5 不正行為により訓告処分を受けた者の当該学期の全履修科目の成績を0点とする。

第4条 懲戒の起算日は、不正行為日とする。

第5条 この内規による懲戒を受けた者のうち、無期停学者については、学長は学生支援委員会の報告に基づき相当と認めるときは、教授会の意見を聴き停学を解除することができる。

附 則

この内規は平成元年4月1日から施行する。

附 則

この内規は平成7年7月1日から施行する。

附 則

この内規は平成9年7月22日から施行する。

附 則

この内規は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は2015年4月1日から施行する。

明海大学浦安キャンパス遺失物取扱内規

第1条 本学外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部及び保健医療学部（以下「浦安キャンパス」という。）構内で他人の遺失した物件を拾得した者は、遅滞なく浦安キャンパス学務部学生支援課（以下「学生支援課」という。）に届出て、その処理を依頼するものとする。

第2条 学生支援課は、拾得物処理簿を備え、前条の届出を受けたときは、直ちに拾得の年月日、物件の名称、種類、数量及び形状、模様等、その他参考となる事項を記入のうえ、現物又はこれに代わるものを原則として30日間所定の場所に提示し、その物件を保管する。

2 物件が多額な金額（5万円以上）、盗品、危険な物、保管困難なもの若しくは犯罪者の置去ったと認められるものであったときは、7日以内に学生支援課は総務部浦安キャンパス庶務課（以下「庶務課」という。）を通じて、これを所管警察署に届出するものとする。

第3条 学生支援課は、遺失者が判明したときは、届出場所で受領証と引換えに現品を返還する。

第4条 報労金については、遺失者と拾得者との話し合いに一任する。

第5条 遺失者が判明しないときは、拾得の日（届出日）から原則として30日を経過した後学生支援課は拾得者（本学教職員を除く。）に通知し、受領証と引き換えに返還する。

第6条 学生支援課は、警察署に差し出した物件で本学の所有に帰したときは、庶務課を通じて返還を受ける。

2 学生支援課は、警察署から返還後拾得者（本学教職員を除く。）に通知し、受領証と引き換えに返還する。

第7条 拾得者が本学教職員の場合及び拾得者から返還の申し出がない場合は、次のとおり処理するものとする。

- (1) 物件が金銭の場合は、庶務課に引き渡すものとする。
- (2) 物件が物品の場合は、学生支援課で廃棄処分するものとする。

附 則

この内規は、平成3年10月14日から施行する。

附 則

この内規は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2019年4月1日から施行する。

附 則（2020年3月17日一部改正）

この内規は、2020年4月1日から施行する。

明海大学浦安キャンパス体育施設管理運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人明海大学管理運営基本規則第2条第3項に基づき、明海大学（以下「本学」という。）浦安キャンパス体育施設およびその付属施設（以下「本施設」という。）の管理、運営について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本施設は、正課授業の他、本学のめざす「社会に開かれた大学」の趣旨に基づき、学生、教職員および地域社会における「豊かなコミュニティ」づくりに寄与することを目的とする。

(施設)

第3条 本施設は、次のとおりとする。

- (1) グラウンド
- (2) 体育館
- (3) テニスコート
- (4) トレーニングセンター（クラブハウスを含む）
- (5) スイミングプール
- (6) ダイビングプール
- (7) トレーニングジム
- (8) マルチスタジオ
- (9) その他の施設（オーディオスタジオ、カルチャールーム等）

(管理・運営)

第4条 本施設使用上の管理運営については、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項第1号から第4号までの施設の管理運営の責任者は学生部長とし、その事務は学生支援課が行う。
- (2) 第3条第1項第5号から第9号までの施設の管理運営の責任者は浦安キャンパス学務部長とし、その事務は学事課が行う。
- (3) 本施設の管理運営に関する必要な事項は、別に定める。

(使用目的)

第5条 本施設は、次の各号の目的のため利用することができる。

- (1) 正課体育授業
- (2) 本学主催の諸行事
- (3) 学生の課外教育活動
- (4) オープンカレッジおよびその関連の諸活動
- (5) 学生、教職員のレクリエーション
- (6) その他本学が認めた活動

(使用願)

第6条 本施設を使用するときは、施設使用願を提出し、本学の許可を得なければならない。

(指導・管理)

第7条 本施設を第5条第1項第1号の目的で使用する場合は、本学の教員の指導・管理のもとで使用する。

- 2 本施設を第5条第1項第2号から第6号までの目的で使用する場合は、本学の事務部担当課の指導・管理のもとで使用する。
- 3 本施設の使用等に関する必要な事項は別に定める。

(使用者の義務)

第8条 本施設の利用者は、使用施設の清潔、整頓及び規律の保持等に注意し、施設内の設備等を常に良好な状態に保持するよう務めなければならない。

- 2 使用者の故意または過失により、施設内の設備等を破損滅失し、紛失し、または汚損したときは、その損害に相当する費用を弁償しなければならない。

(施設使用料等)

第9条 本学は、必要に応じて、本施設の利用者に対し、施設維持・

管理のため施設使用料等を徴収することができる。料金については、別に定める。

(委員会)

第10条 本施設の管理運営に関する重要事項を審議するため、学長のもとに明海大学浦安キャンパス体育施設管理運営委員会を置く。

2 明海大学浦安キャンパス体育施設管理運営委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(改正)

第11条 この規程の改正は、理事長が学長の意見を聴き決定する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則 (2020年3月17日一部改正)

この規程は、2020年4月1日から施行する。

講義室利用遵守事項

講義室は、正課および大学の行事に支障のない場合に限り、課外活動その他の集会のために使用することを許可しています。講義室を利用したいときは、責任者が使用の前日までに「施設使用願」を学生支援課（学生支援担当）に提出しなければなりません。利用は「施設使用願」の提出の早いものを優先します。

施設の利用に際しては次の事項を厳守しなければなりません。なお、事項を守らない学生及び学生団体には、以後の利用の取消しまたは、以後の利用を認めないことがあります。

また、利用許可しても大学の行事等によりこれを取り消すこともありますので、あらかじめ承知しておいてください。

なお、利用可能な講義室については、学生支援課（学生支援担当）の窓口で確認してください。原則、AV 講義室の利用については、特別な理由がない限りは利用の許可はしていません。

- ① 利用は、9時から18時までとする。又、各施設の照明の消灯時間は、18時30分となっているので、利用者はそれまでに退出しなければならない。
- ② 施設を利用するに当たって、備付けの設備品類以外に利用しようとするもの、および掲示その他これに類するものがあるときは、許可を得なければならない。
- ③ 秩序維持に反する行為及び危険な行為をしてはならない。
- ④ 利用を許可された者が、他の者に転貸してはならない。
- ⑤ 利用者は、施設の清潔、整頓および規律の保持等に注意し、施設内の設備等を常に良好な状態に保持するよう務めなければならない。
- ⑥ 利用者の故意又は、過失により、施設内の設備等を破損滅失し、紛失し、または汚損したときは、その損害に相当する費用を弁償しなければならない。

- ⑦ 施設内で火気類を利用してはならない。
- ⑧ 施設内での喫煙および飲食をしてはならない。また酒気を帯びて施設を利用してはならない。
- ⑨ 時間、目的および許可者等の利用条件を遵守しなければならない。
- ⑩ 施設設備に造作および加工をしてはならない。また備品類を許可なく移動または持ち込みしてはならない。
- ⑪ 利用者の故意または過失により、施設・設備を滅失し、紛失し、または汚損したときは、ただちに大学に届け出るとともにその指示に従わなければならない。
- ⑫ 施設の利用が終了したときは、施設および利用用具を原状に回復の上、戸締まり施錠をしなければならない。
- ⑬ 備付物品を持ち出し、あるいは移動しないこと。ただし、やむを得ない事情で移動するときは使用後原状に復しておくこと。
- ⑭ 机、椅子等の整理整頓および床、黒板等の清掃を確実にに行い、授業等に支障のないようにすること。また、窓の施錠等戸締まりおよび消灯を確実にすること。
- ⑮ 日曜日、祭日および大学の定めた休日は原則として利用できません。

明海大学体育会所属クラブ等の活動に係る 浦安キャンパス学生の授業欠席に関する取扱要領

平成19年9月19日

学長裁定

(目的)

第1条 この要領は、本学が活動を推進する体育会所属クラブ等（以下「クラブ」という。）の浦安キャンパス在学学生（以下「学生」という。）に対する正課教育への取り組みを支援するため、公式試合又は行事等に参加した学生の当該活動期間中に欠席した授業等の取扱いについて必要な事項を定める。

(対象となるクラブ)

第2条 対象となるクラブは、次のいずれかの号に該当するクラブとする。

- (1) 体育会所属クラブ
- (2) 学生会体育会連盟会所属で本学が適用対象と認めたクラブ
(対象となる学生)

第3条 対象となる学生は、前条各号に所属する学生とする。

(対象となる活動)

第4条 対象となる活動は、クラブが加盟又は登録している団体及び公的な機関が開催する試合又は行事で、学生が選手、役員及び随行者として参加したことをクラブ部長又は顧問が認め、参加について事前に大学に届出を行い、許可を得ている活動とする。
(欠席の届出等)

第5条 欠席の届出等は、次の各号に掲げる手順により行うものとする。

- (1) 学生は活動開始前、「欠席届」(本学所定用紙)に活動の内容と欠席する授業科目について必要項目を記入し、クラブ部長又は顧問の承認を得た上、あらかじめ欠席する授業担当教員の了解を得るものとする。
- (2) 学生は活動終了後、授業の欠席についてクラブ部長又は顧問の承認を得た上、10日以内に体育会会長へ「欠席届」を提出するものとする。
- (3) 体育会会長は、提出された「欠席届」を精査のうえ承認し、学生に写しを返却するものとする。
- (4) 学生は、欠席届の写しを欠席した授業担当教員に提出する

ものとする。

(欠席した授業の取扱い)

第6条 授業担当教員は、学生から欠席届の提出があった場合は、欠席した当該授業については、欠席の扱いをしない。なお、当該学生から欠席した授業の内容等について、指導の要請等があった場合には、相談に応じるものとする。

(活動許可の取消等)

第7条 第2条第1項第1号に規定するクラブに所属する学生の届出等に虚偽の事実が判明したときは、体育会会長は、当該活動の許可を取り消し、また、当該クラブに対し、明海大学体育会運営細則第10条により学長が処分を行うことがある。

2 第2条第1項第2号に規定するクラブに所属する学生の届出等に虚偽の事実が判明したときは、体育会会長は、当該活動の許可を取り消し、また、当該クラブに対し、明海大学体育会運営細則第10条を準用して学長が処分を行うことがある。

附 則

- 1 この要領は、平成19年9月19日から施行する。
- 2 学友会体育会連盟会所属クラブの適用対象は、スポーツ特別入学試験指定クラブとする。

明海大学浦安キャンパス ネットワーク利用規則 (学生用)

本規則は、本学メディアセンターネットワーク運用専門委員会が制定した「明海大学浦安キャンパス MUSE-net 利用申し合わせ」に基づき、本学のネットワークを利用する学生用に要約されたものである。また、本規則は、入学時に各自が署名した誓約書に記述されている「学則等諸規則」に準拠するものであり、厳守事項に違反した場合には、MUSE-net 利用の停止及び罰則の対象となる。

- 1 利用の範囲
 - (1) 学術・研究・教育
 - (2) その他メディアセンター長が認めた範囲
- 2 利用者の資格
 - (1) 本学の学生
 - (2) その他メディアセンター長が認めた者
- 3 利用申請
 - (1) 当委員会は、全学生に AKEMI2ドメインへのユーザー名及びパスワードを無申請で発給する。
 - (2) 当委員会は、研究生、科目等履修生、別科生等特別生以外の新入生には、メールアドレス及びパスワードを無申請で発給する。
 - ア 初期パスワードはドメインのものと共通とする。ただし、メールアドレスとしては、ユーザー名の先頭に小文字の「s」を付けること。また、ドメイン名は meikai.ac.jp である。
例 s12345678@meikai.ac.jp
 - イ 研究生、科目等履修生、別科生等特別生に関しては、学籍番号に準拠したメールアドレスを別途申請することができる。
 - (3) 大学院生に関しては、個人の PC を持ち込むことにより、指導教員経由で、IP アドレスを申請することができる。なお、諸事情により不要になった場合には、別途、廃棄申請を提出しなければならない。
- 4 利用条件

利用者は、罰則等によるものを除き、AKEMI2ドメインへの口

グオン ID、メールアドレス及び IP アドレスを学籍が存在する限り使用できる。

5 厳守事項

- (1) 利用者は、各個人に与えられた ID 及びパスワードを他人に譲渡及び貸与してはならない。
- (2) 利用者は、他人の ID 及びパスワードを使用してはならない。
- (3) 利用者は、システム管理者の許可なく、システム管理者の管理する情報機器及びソフトウェアを改変してはならない。
- (4) 利用者は、ネットワークの利用にあたって、メディアセンター長及びシステム管理者の指示に従わなければならない。また、次に掲げるガイドラインに違反する行為をしてはならない。本学は高度な研究・教育を目指す学術機関であり、学術ネットワーク組織『文部科学省学術情報ネットワーク』(SINET: Science Information Network) に加入してインターネット利用環境を構築している。それゆえに本学のネットワークユーザーには、一般の商用プロバイダが加入者に求める以上の一層の品位およびマナーが求められている。

本学のすべてのユーザーは、学術機関の一員として学術、教育、研究の発展に資することを目的として、以下の範囲内でネットワークを利用することができる。

ア 人権の保護

本学のユーザーはネットワーク活動を通じて、人種・性差・信条などによるいかなる差別も行ってはならない。プライバシー、人権の保護に努め、差別的発言や誹謗中傷などの言論による暴力、電子メールの内容の第三者への開陳などによる秘密の暴露などを行ってはならない。

イ 知的所有権の尊重

著作権・特許権・商標権・意匠権などの知的所有権の遵守に常に留意しなければならない。著作物には文章、写真、音楽、デザイン、プログラムなどが含まれ、著作者に無断でその著作物（その一部でも）の複製を作成・配布することは禁じられている。また、アイデアの盗用や勝手な改ざんも同様である。近年では、これらの権利の侵害に対して法的責任が厳しく問われてきており、十分な注意が必要である。

ウ 商用利用の禁止

学術ネットワークを利用する本学のユーザーは、ネットワークをいかなる商用活動にも利用してはならない。ネットワークを利用した商品の売買、アルバイトや求人・広告や斡旋活動などはすべて禁止する。

エ セキュリティの維持

本学のネットワークの安定的稼働を脅かし、通信やプライバシーの漏洩につながるようなあらゆる行為は厳重に禁止する。他人へのユーザーアカウントの譲渡、パスワードの漏洩が発覚した場合には直ちに利用資格を停止する。ユーザーは定期的にパスワードを変更し、自らのプライバシーとネットワークセキュリティを維持するように努めなければならない。またコンピュータを利用中に席を離れるときは、ログアウトなど適切な措置を講じた後でコンピュータから離れることを原則とする。

オ 匿名・ハンドル名の禁止

本学のユーザーは電子メールの送信、ネットワークニュース及び SNS への投稿、Web ページの作成において常に所属を添えて実名を明記しなければならない。署名のない無記名またはハンドル名を使った別名によるいかなるネットワーク活動も固く禁ずる。すべての表現・発言はその責任

の所在を所属・実名を明確にした上で行き、少なくとも電子メールアドレスを併記しなければならない。

カ ネットワークマナーの厳守

学術機関である本学のユーザーは、ネットワークの利用においては一層の節度と品位が求められている。Webページの作成や電子メールあるいはSNSへの投稿にあたっては、十分な注意を払って社会通念上適切な表現を工夫しなければならない。他人の作成したWebページのリンクについては、電子メール等を通じてリンク依頼を行い作者の承諾を事前に受けることを原則とする。また、いたずらにネットワーク通信量を増加させるような行為は厳に慎まねばならない。

以上

明海大学浦安キャンパス
メディアセンター図書利用規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、明海大学浦安キャンパスメディアセンター規程第8条の規定に基づき、明海大学浦安キャンパスメディアセンターの所蔵する図書及びその他の資料(電子媒体のものを含む。以下「図書等」という。)を本学教職員、学生その他の利用に供する施設(以下「図書館」という。)の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 図書館を利用できる者は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生(科目等履修生、特別聴講学生、研究生を含む。以下同じ。)
- (3) その他メディアセンター長(以下「センター長」という。)が許可した者

(休館日)

第3条 図書館の休館日は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 学則第32条第3号に規定する創立記念日
- (3) 館内整理日(毎月1日。ただし、第1号及び第2号のいずれかに該当する場合は、その翌日)
- (4) その他センター長が必要と認めた日

(開館時間)

第4条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

授業及び試験期間	月曜日～金曜日	9時から20時まで
	土曜日	9時から17時まで
その他の期間	月曜日～金曜日	9時から17時まで
	土曜日	9時から17時まで

2 前項の規定にかかわらず、センター長が必要と認めたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

第2章 館内閲覧

(閲覧)

第5条 利用者は、図書等を所定の閲覧室で自由に閲覧することができる。

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 図書等は、所定の閲覧室で利用するものとし、所定の手続きを経ずに館外へ持ち出さないこと。
- (2) 閲覧した図書等は、退出の際、所定の位置に返却すること。
- (3) 閲覧室で、音読、談話、喫煙及び飲食等他の利用者に迷惑を及ぼす行為を行わないこと。

第3章 館外貸出

(館外貸出者の範囲)

第7条 図書等の館外貸出(以下「貸出」という。)を受けることができる者は、所定の手続きを経てライブラリー・カード(身分証明書・学生証裏面、様式1)の交付を受けた者とする。

(貸出手続)

第8条 図書等の貸出を受けようとする者は、ライブラリー・カードを係員に提示し、所定の貸出手続を行わなければならない。

(貸出図書等)

第9条 貸出を受けることができる図書等の冊数及び期間は、次のとおりとする。

区 分		冊 数	期 間
図 書	教 員	30冊以内	前学期 9月末日 後学期 3月末日
	その他の職員	4冊以内	2週間以内
	大学院生	10冊以内	8週間以内
	学部4年	6冊以内	8週間以内
	学部1～3年	6冊以内	2週間以内
	その他の学生	4冊以内	2週間以内
	センター長が特に許可した者	センター長が定める冊数	センター長が定める期間
雑 誌	教 員	5冊以内	1週間以内
	その他の利用者	5冊以内	オーバーナイト
	センター長が特に許可した者	センター長が定める冊数	センター長が定める期間

2 前項の規定にかかわらず、センター長が必要と認めたときは、冊数及び期間を変更することができる。

(貸出禁止図書等)

第10条 図書等のうち次の各号に掲げるものは、貸出しすることができない。

- (1) 貴重図書
- (2) 参考図書(事典、辞書及び年鑑等)
- (3) その他センター長が指定した図書等

(転貸の禁止)

第11条 図書等の貸出しを受けた者は、これを他人に転貸してはならない。

(貸出し図書等の返却)

第12条 利用者は、貸出しを受けた図書等を貸出期間内に返却しなければならない。

2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出しを受けた図書等を直ちに返却しなければならない。

- (1) 教職員が退職又は休職したとき。
- (2) 学生が退学若しくは休学したとき又は停学となったとき。
- (3) その他センター長が特に返却の必要があると判断したとき。

(図書等貸出しの禁止)

第13条 図書等の貸出しを受けた者が、次の各号の一に該当するときは、センター長が定める期間、貸出しを受けることができない。

- (1) ライブラリー・カードを他人に転貸したとき。

- (2) 図書等の返却を延滞し、たびたび督促を受けたとき。

第4章 相談・調査

(相談・調査依頼)

第14条 利用者は、次の各号に掲げる事項について相談又は調査依頼をすることができる。

- (1) 図書館及び図書等の利用に関すること。
- (2) 文献検索に関すること。
- (3) 所在調査に関すること。
- (4) 事項調査に関すること。

第5章 文献複写

(文献複写の範囲)

第15条 文献複写は、著作権法の範囲内において、教育及び学術研究の用に供する場合に限り、複写することができる。

(文献複写の手続)

第16条 文献複写を依頼しようとする者は、複写申込用紙（別記様式2）に必要事項を記入し、係員に提出しなければならない。

(文献複写の費用負担)

第17条 文献複写を依頼した者は、所定の料金を納入しなければならない。

- 2 文献複写の料金については、別に定める。

第6章 相互利用

(相互利用の手続)

第18条 利用者が、教育、研究又は学習のため、他大学等の図書館を利用しようとするときは、所定の手続きを経て利用願書の発行を受けなければならない。

- 2 他大学等の図書館資料及び文献複写等の借受けを希望するときは、相互貸借申込書（別記様式3）に必要事項を記入し、係員に提出しなければならない。この場合、借受けに要する経費は、すべて利用者の負担とする。

(他大学等の図書館への貸出等)

第19条 他大学等の図書館から、大学の所蔵図書等の貸出又は複写の依頼があったときは、学内の利用に支障のない範囲内でこれに応ずることができる。

第7章 施設の利用

(館内諸施設の利用)

第20条 次の各号に掲げる館内諸施設の利用に関することは、別に定める。

- (1) 特別閲覧個室
- (2) Meikai Learning Commons
- (3) グループ学習室

(館内展示・掲示)

第21条 図書館内に展示又は提示しようとする者は、センター長の許可を得なければならない。

第8章 一般市民の利用

(一般市民の利用)

第22条 一般市民の利用に関することは、別に定める。

第9章 弁償及び罰則

(紛失、損傷図書等の弁償)

第23条 利用者は、図書等を紛失又は損傷をした場合、若しくは施設、設備及び備品の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、相当の金額を弁償しなければならない。

(罰則)

第24条 この規程及びセンター長の指示に違反した者は、図書館の利用を禁止する。

(改正)

第25条 この規程の改正は、理事会がメディアセンター長の意見を聴き決定する。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年6月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

明海大学浦安キャンパス保健管理センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、明海大学学則第68条第2項の規定に基づき、浦安キャンパス保健管理センター（以下「センター」という。）の管理、運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 センターは、本学職員および学生の心身の健康保持・増進を図るため、次の業務を行う。

- (1) 定期および臨時の健康診断に関する実施計画の企画立案および実施
- (2) 健康診断の事後措置等健康管理に必要な指導
- (3) 健康相談および精神衛生に関する助言
- (4) 学内の環境衛生および伝染病予防についての指導助言
- (5) その他健康管理について必要な指導助言

(職員)

第3条 センターに次の職員を置く。

- (1) 所長（教授もしくは准教授）

- (2) カウンセラー
- (3) その他必要な職員
(運営委員会)

第4条 センター業務の円滑な運営を図るため、センターにセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

（運営委員の構成）

第5条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 所長
 - (2) 学生部長
 - (3) 外国語学部教員 1名
 - (4) 経済学部教員 1名
 - (5) 不動産学部教員 1名
 - (6) ホスピタリティ・ツーリズム学部教員 1名
 - (7) 保健医療学部教員 1名
 - (8) カウンセラー 1名
 - (9) 総務部長
 - (10) 浦安キャンパス学務部長
 - (11) 総務部浦安キャンパス庶務課長
 - (12) 浦安キャンパス学務部学生支援課長
- 2 前項第3号から第8号までの委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前項の委員に欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。
- 4 第1項各号の委員は、学長が委嘱する。

（運営委員会委員長）

第6条 運営委員会の委員長は、所長をもってあてる。

- 2 運営委員会委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長から指名された委員がその職務を代行する。

（事務）

第7条 センター業務および運営委員会の事務は、浦安キャンパス学務部学生支援課が処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成10年11月17日から施行する。
- 2 この規程施行後、はじめて第5条第1項第3号から第6号までの委員となった者の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成12年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年4月1日付で第5条第6号により選任された者の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2019年4月1日から施行する。
- 2 2019年4月1日付で第5条第7号により選任された者の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、2020年3月31日までとする。

附 則（2020年3月17日一部改正）

この規程は、2020年4月1日から施行する。

明海大学 MEIKAI CLUB 会則 (学内用)

(総則)

第1条 この会則は、明海大学（以下「本学」という。）浦安キャンパス体育施設管理運営規程第2条及び第7条第3項に基づき、本学所定の施設を学生、教職員（嘱託職員、兼任教育職員及びパートタイマーを含む。以下同じ。）及び地域社会における「豊かなコミュニティ」の場として運営するため、「MEIKAI CLUB」（以下「本クラブ」という。）を組織し、その使用等について定めることを目的とする。

（会員の種類及び資格等）

第2条 本クラブを使用する者を、会員（以下「会員」という。）という。会員の種類及び資格等は、次のとおりとし、これらに該当しない場合は、原則として、本クラブを使用することができない。また、使用許可されている者が、次の各号に該当しなくなった場合は、その資格を一時停止または、喪失することとする。

1 学生会員

本学に在籍中の学生（別科生を含む。）で、次の各号のいずれにも該当し、本クラブが入会を許可した者（以下「学生会員」という。）。

- ① 学則に違反する事実のない者。
- ② 本学が行う健康診断を受診し、医師から運動を禁止されていない者。
- ③ 本会則に違反する事実のない者。

2 教職員会員等

(1) 本学に在職中の教職員で、次の各号のいずれにも該当し、本クラブが入会を許可した者（以下「教職員会員」という。）。

- ① 就業規則に違反する事実のない者。
- ② 本学が行う健康診断を受診し、医師から運動を禁止されていない者。
- ③ 本会則に違反する事実のない者。

(2) 教職員会員の16才以上の一親等以内の同居の親族で、次の各号のいずれにも該当し、本クラブが入会を許可した者（以下「教職員家族会員」という。）。

- ① 医師から運動を禁止されていない者。
- ② 本会則に違反する事実のない者。
- ③ 本クラブ会員としてふさわしい者。

(3) 教職員会員が会員資格を一時停止または、喪失した場合、その効果は、教職員家族会員にも及ぶものとする。

3 賛助会員等

(1) 本クラブの趣旨に賛同する一般市民等（以下「賛助会員」という。）で主たる会員（以下「賛助主会員」という。）及びその配偶者（以下「賛助配偶者会員」という。）並びにその一親等以内の同居の親族（以下「賛助家族会員」という。）で、次に各号のいずれにも該当し、本クラブが許可した者。ただし、賛助家族会員は2名までとする。

- ① 18才以上で、医師から運動を禁止されていない者。ただし、賛助配偶者会員、賛助家族会員に限り16才以上とする。
- ② 本会則に違反する事実のない者。
- ③ 本クラブ会員としてふさわしい者。

(2) 賛助会員等の会員資格期間は、次のとおりとする。

- ① 賛助主会員の資格期間は、申込日から2年を経過した日の属する月末までとする。

- ② 賛助配偶者会員及び賛助家族会員は、賛助主会員の資格有効期限と同じとする。
- ③ 賛助会員等より、退会の申し出がなく、本クラブの継続資格審査で承認された場合は、更に2年間延長される。また、施設使用は、新たに健康状態申告書の提出をもとめ、本クラブが健康上、支障のないと認められた者のみ可能となる。以後も同様とする。
- (3) 賛助会員は、本会則第3条に定める施設維持費を、毎月本クラブに納入しなければならない。また、賛助会員は、賛助配偶者会員及び賛助家族会員の施設維持費も負担することとする。
- (4) 賛助会員が会員資格を一時停止、喪失または退会した場合、その効果は、賛助配偶者会員及び賛助家族会員にも及ぶものとする。

(施設維持費)

第3条 (省略)

(使用許可)

第4条 学生会員及び教職員会員等の本クラブの使用は、所定の使用申込書を浦安キャンパスオープンカレッジ担当に提出し、大学の許可を得なければならない。

2 賛助会員等は、所定の入会申込書等を浦安キャンパスオープンカレッジ担当へ提出し、大学の許可を得るとともに、第3条で定める施設維持費を2か月分前納しなければならない。

(会員証)

第5条 学生会員及び教職員会員の会員証は、それぞれ学生証、身分証明書と兼用することとする。

2 教職員家族会員、賛助会員等には、本クラブの会員証を発行することとする。

3 会員でない者への会員証の貸与及び、会員でない者の会員証の使用を一切禁止する。

4 本クラブの会員証を紛失又は汚損したときは、速やかに本クラブにその旨を届け、会員証を再発行しなければならない。尚、会員証の再発行手数料は、500円を徴収する。

5 会員資格を喪失した場合は、本クラブの会員証は返還しなければならない。

(退会)

第6条 (省略)

(施設の使用)

第7条 会員は第8条に定める施設使用料等を支払い、本クラブの施設を使用することができる。

2 会員は本クラブの施設を使用する場合は、その会員証を係員に提示しなければならない。

3 会員は第9条に定める使用時間内に、本会則に従い、施設を使用することができる。

4 原則として、オーディオスタジオ、カルチャールーム、マルチスタジオ、テニスコートの使用は、予約制とし、必要に応じて、別に定める施設使用料を徴収する。

5 ダイビングプールの使用は、オープンカレッジ及びその関連の諸活動における使用に限る。使用等に関し必要な事項は、別に定める。

(施設使用料等)

第8条 本クラブの施設使用料等は、1回あたり次のとおりとする。

	施設使用料
	入館料
学生会員	100円
教職員会員	100円
教職員家族会員	400円
賛助主会員	施設維持費に含む。
賛助配偶者会員	
賛助家族会員	

2 施設使用料等は、その都度現金で徴収する。

3 第1項の規定によるもののほか、使用期間等に応じた施設使用料等を定めることができる。

(使用時間)

第9条 本クラブの使用時間は、次のとおりとする。

	チェックイン	施設使用時間	チェックアウト
火～金曜	10:00～21:15	10:00～21:45	22:00
土曜	10:00～21:00	10:00～21:15	21:30
日・祝日	10:00～18:15	10:00～18:45	19:00

(ビジターの使用)

第10条 会員が同伴する場合に限り、会員以外の者(以下「ビジター」という。)に施設を使用させることができる。

2 ビジターは、会員1名につき1回3名までとする。

3 ビジター1名につき、施設使用料3,000円とし、会員の負担とする。

4 ビジターの本クラブの施設使用については、本会則を適用する。

5 ビジターの本クラブ内における行為、本クラブに対する支払い及び会則の遵守義務等、一切について同伴メンバーは連帯責任を負わなければならない。

(休館日)

第11条 毎週月曜日を休館日とする。ただし、月曜日が祝日の場合は開館し、翌日を休館日とする。

2 施設の点検・補修及び改造等、本クラブの管理・運営上やむを得ない場合は、臨時休館日を設けることがある。

3 夏季・冬季休館日については、別途掲示をする。

(施設の使用制限)

第12条 大学は次の場合、施設の全部又は一部を使用制限することができる。

- (1) 正課体育授業中の場合。
- (2) 本学主催の諸行事中の場合。
- (3) 本学オープンカレッジ主催のプログラム開講中の場合。
- (4) 各施設の収容定員を超過する場合。
- (5) 施設の改造・修理・点検に際してやむを得ない場合。
- (6) 管理運営上必要があると認められた場合。

(遵守事項)

第13条 会員は、本クラブの使用に際しては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 時間、目的及び許可者等の使用条件を遵守すること。
- (2) 施設を使用するに当たって、備付けの設備備品類以外に使用しようとするものがあるときには、許可を得ること。
- (3) 使用者の故意又は過失により、施設内の設備等を破損滅失し、紛失し、又は汚損したときは、ただちに大学に届けるとともにその指示に従うこと。

- (4) 秩序維持に反する行為及び危険な行為をしないこと。
- (5) 使用許可された者が、他の者に転貸しないこと。
- (6) 各施設に適した運動着、運動靴等を着用すること。
- (7) 施設内では、係員の指示に従うこと。
- (8) 所定の場所以外での飲食を行わないこと。

(事故責任)

第14条 会員は自己の責任と危険負担において、本クラブの施設を使用しなければならない。

2 本クラブは会員等の本クラブの施設使用の際に生じた盗難・傷害等の人的・物的事故については、一切責任を負わないこととする。ただし、本クラブに重大なる過失があった場合にはこの限りでない。

(会員の損害賠償責任)

第15条 会員は本クラブ諸施設を使用中に、自己の責に帰すべき事由により、本学又は第三者に損害を与えた場合は速やかにその賠償の責を任ずるものとする。

(変更事項)

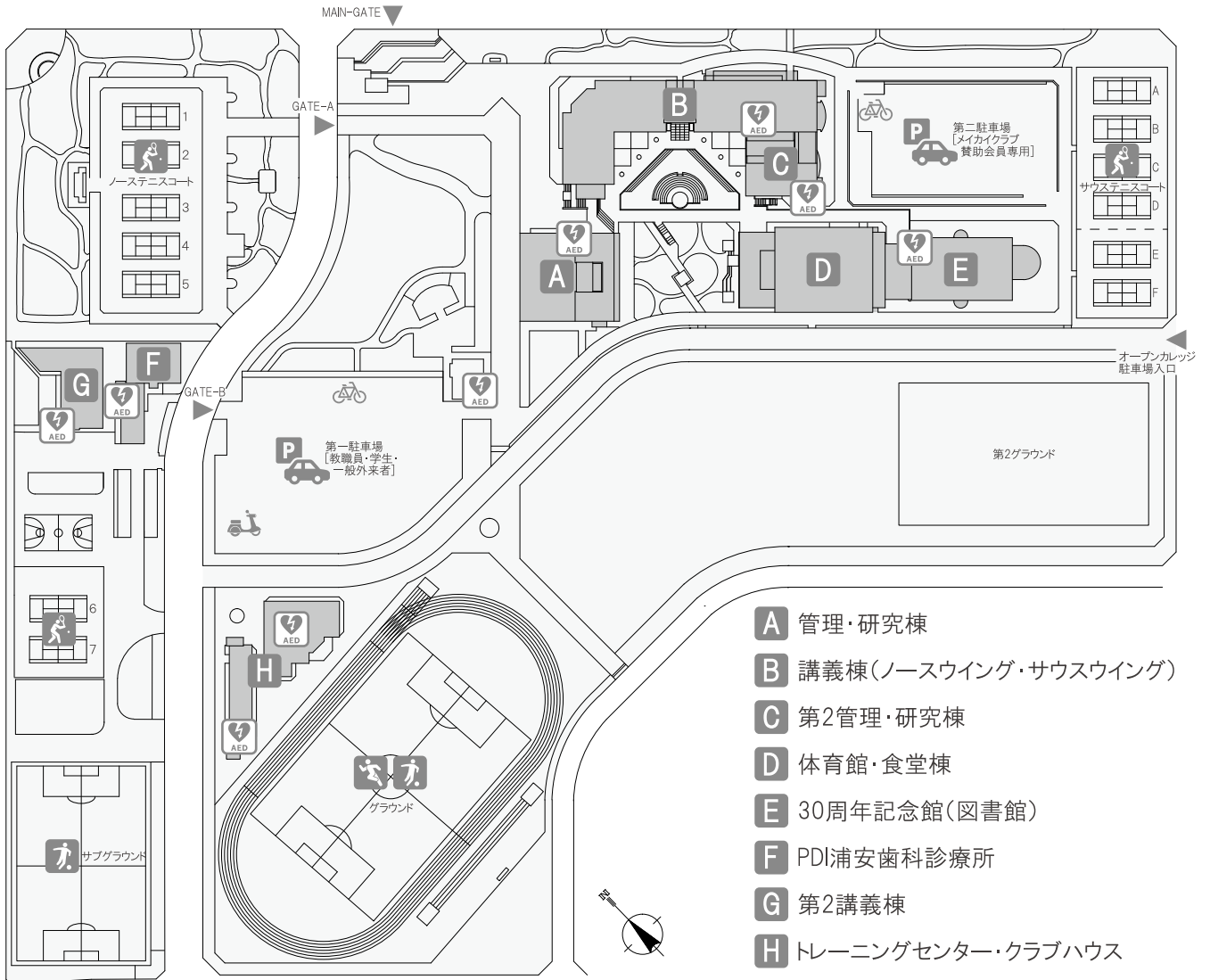
第16条 会員は住所又は連絡先等、入会申込記載事項に変更があった場合は、速やかに届け出なければならない。

(改正)

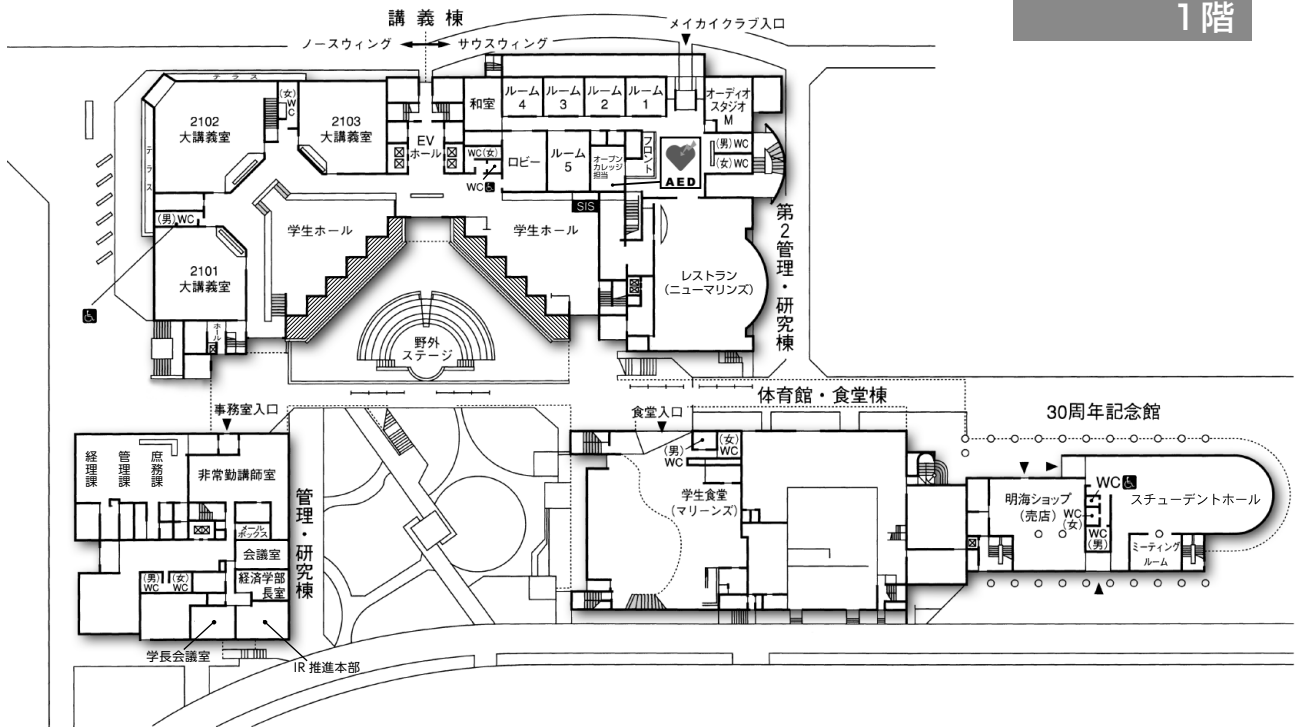
第17条 この会則の改正は、理事会が学長の意見を聴き決定する。

(注) この会則は、本学の定める「MEIKAI CLUB 会則」原文に基づき編集、作成されたものです。

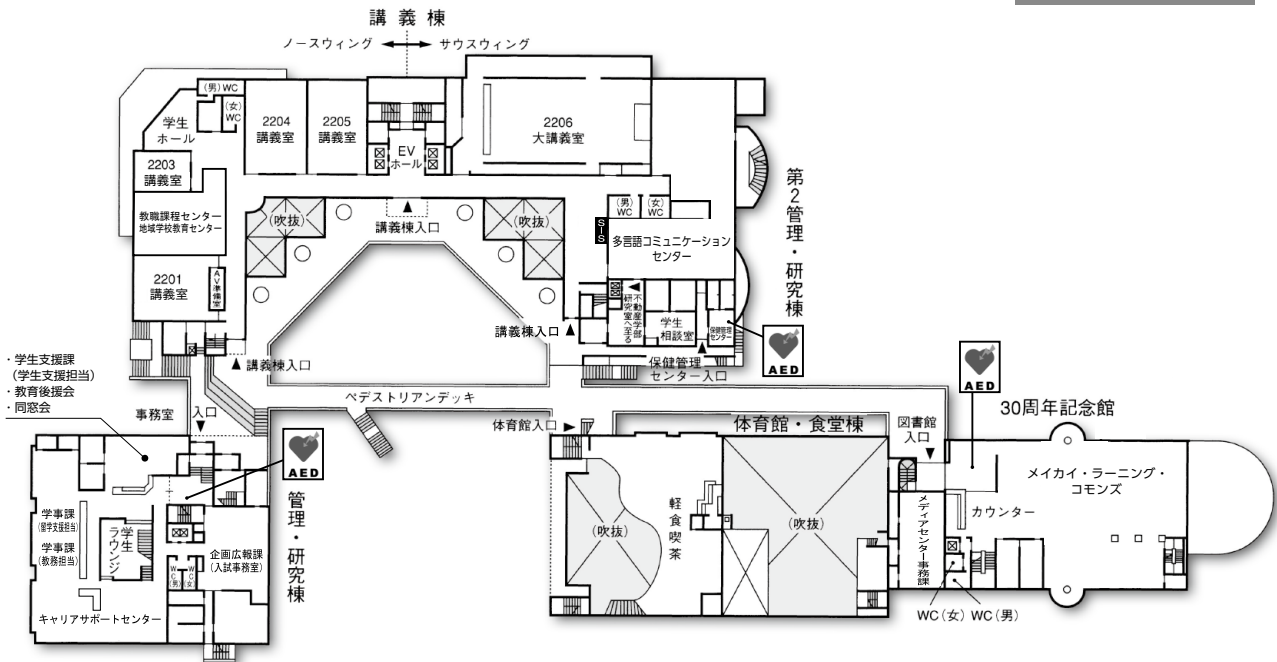
学内諸施設配置図 (平面図)

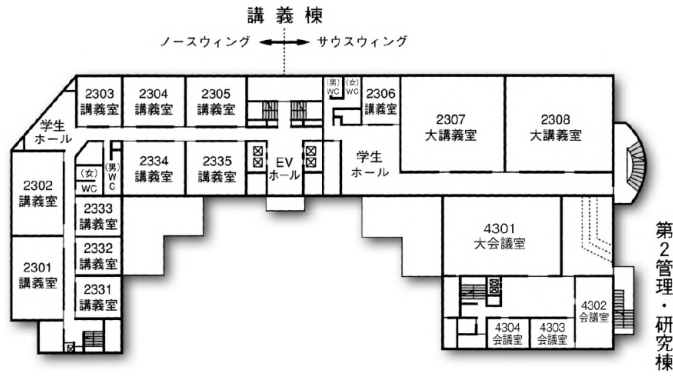


1階

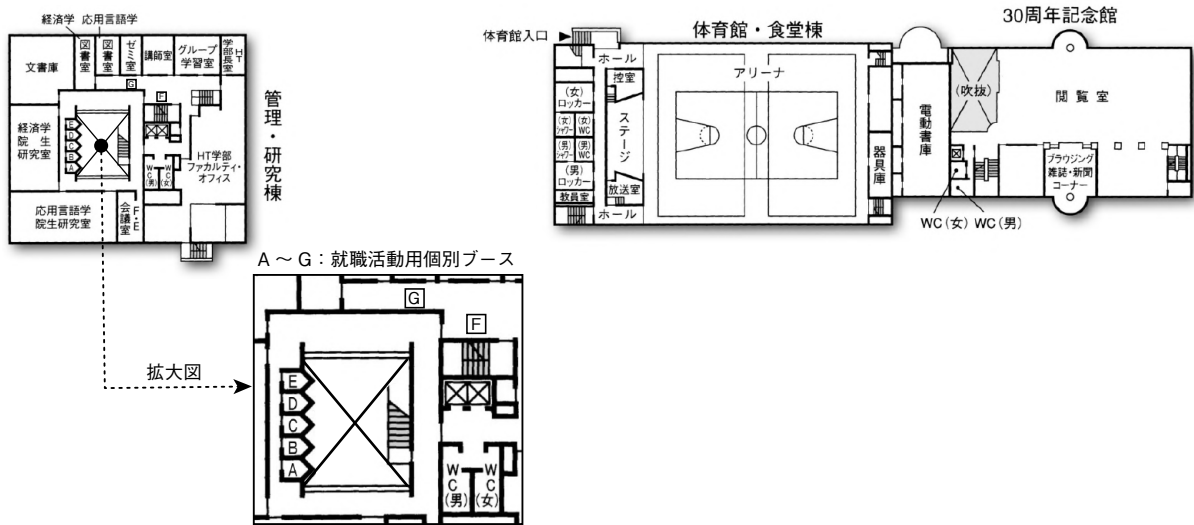


2階

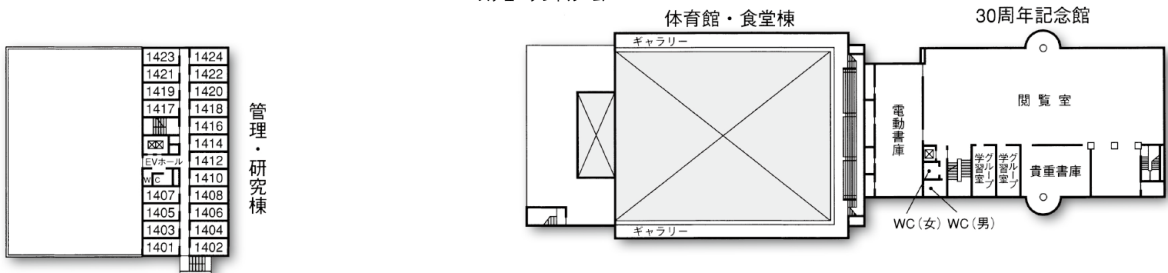
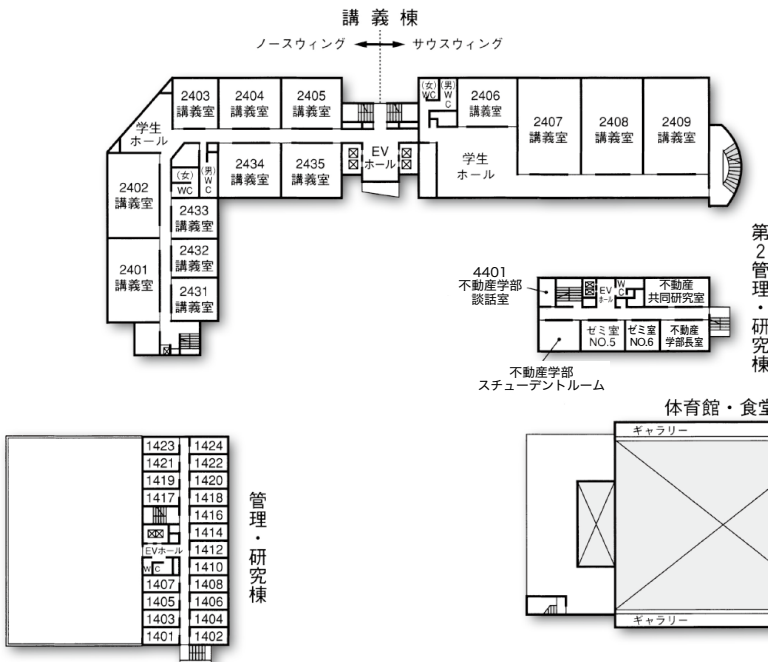




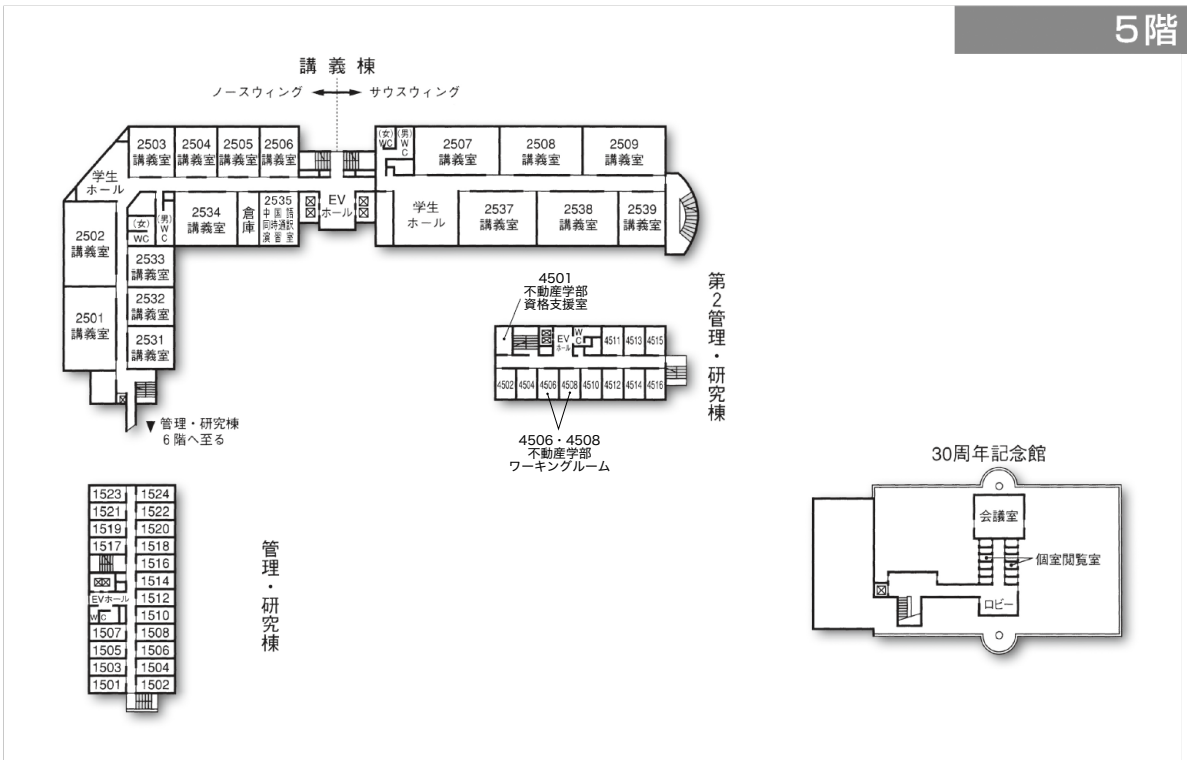
3階



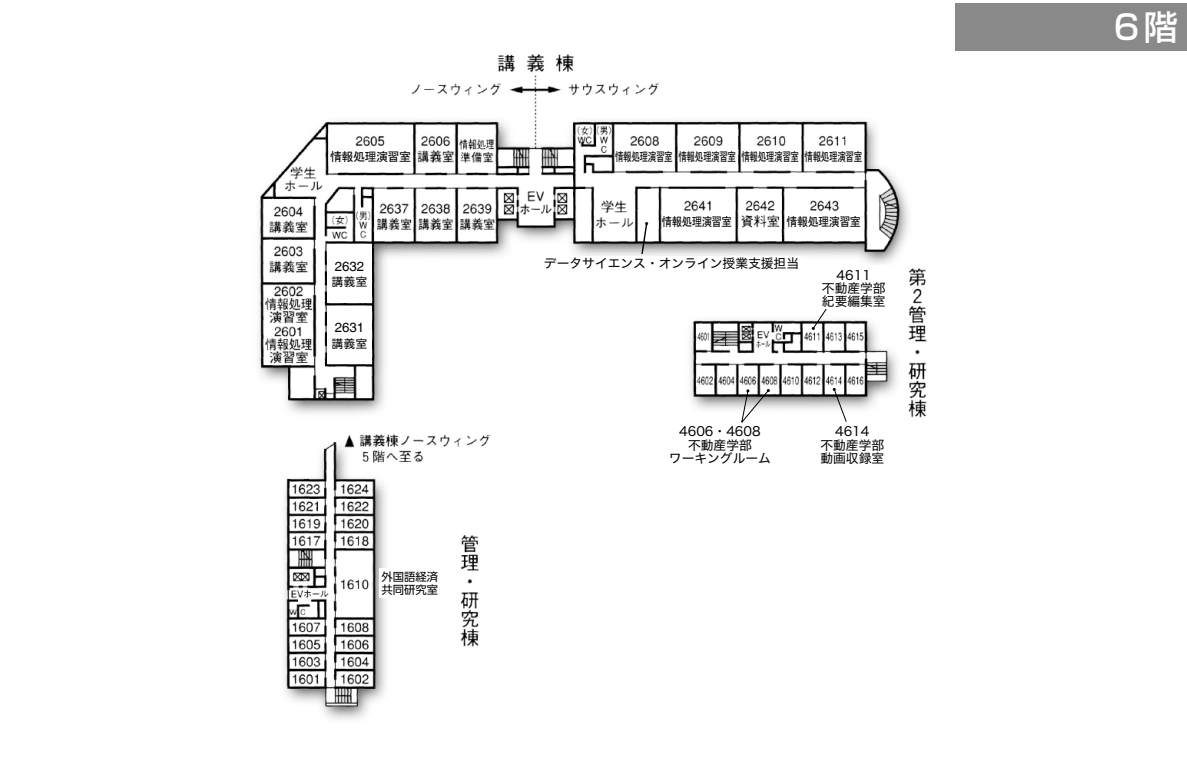
4階



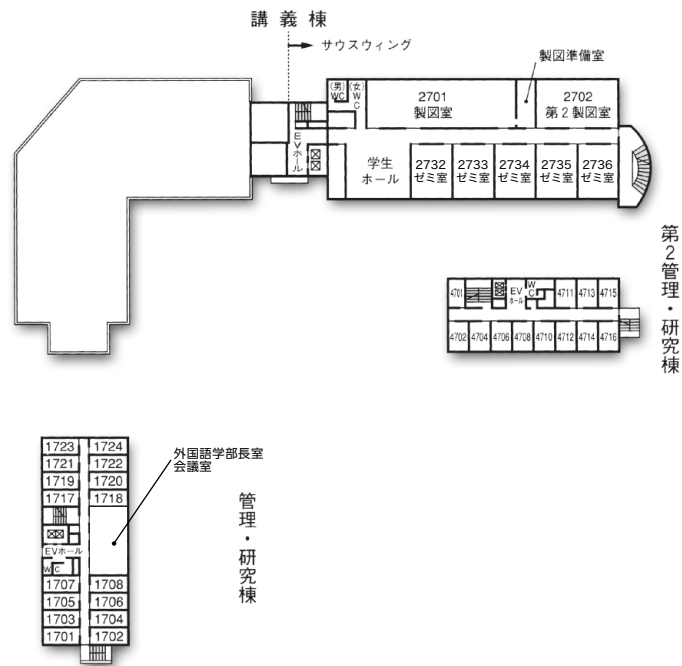
5階



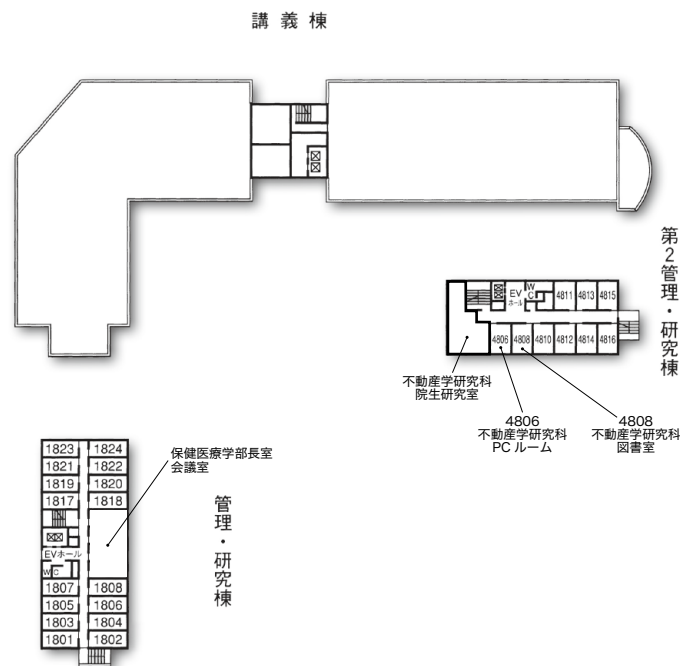
6階



7階

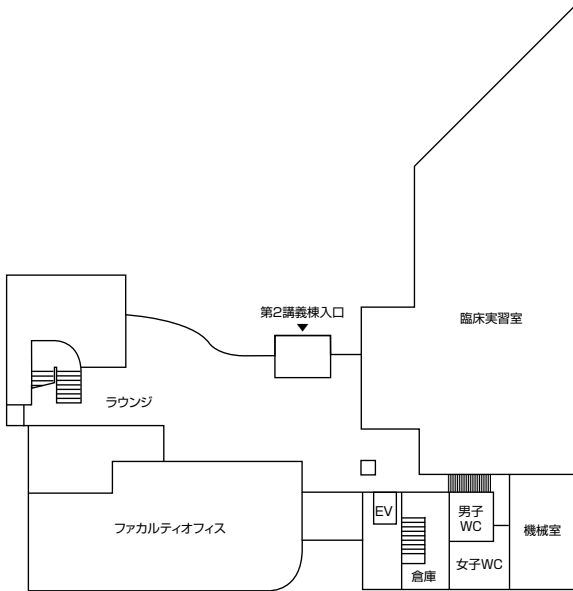


8階

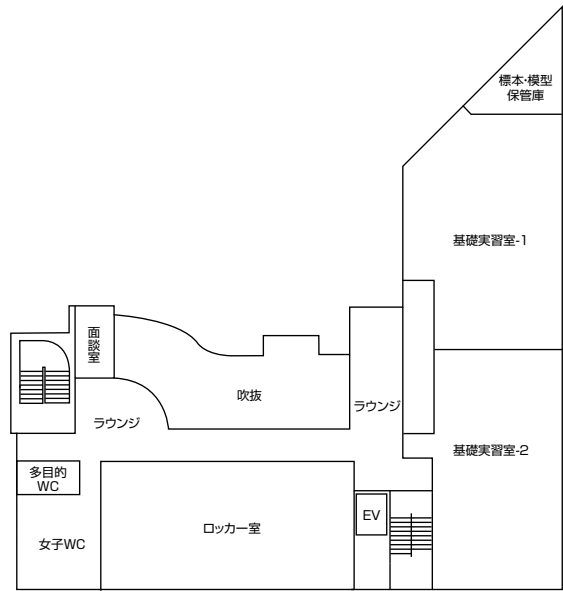


第2講義棟

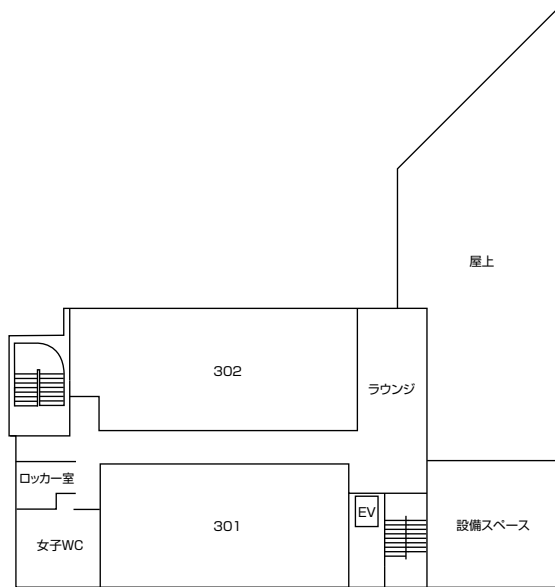
1階



2階

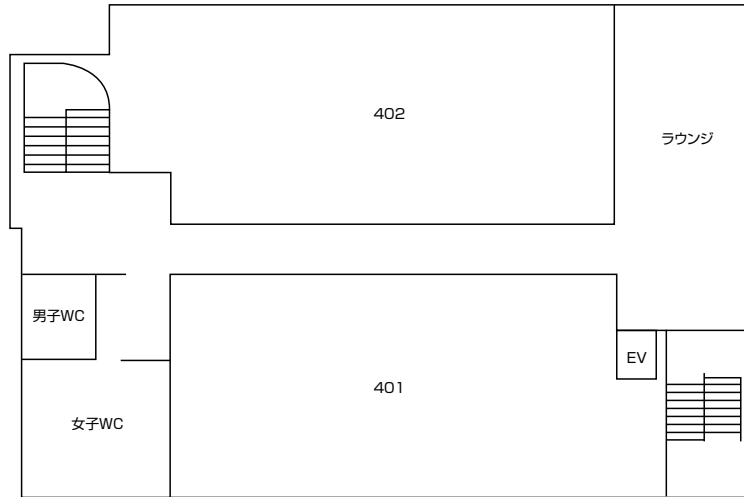


3階

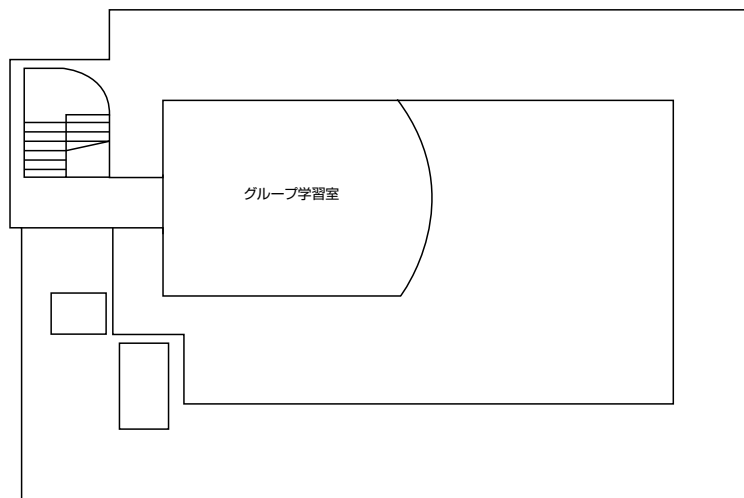


第2講義棟

4階



5階



明海大学における学生等個人情報の取り扱いについて

明海大学

本学は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、学生等の個人情報の適正な取り扱いに努め、安全管理のために必要な措置を講じています。

学生（過去に在籍した者を含む）及び保証人（ご父母等）の個人情報は、以下のとおり、本学の教育活動及び学生生活支援等に必要業務を行うために利用し、利用目的を変更した場合には、本取り扱いを改訂し、公表するものとします。

I 個人情報の利用目的

1. 在学生

修学関係
修学指導、履修登録、教職等諸資格課程登録（申請業務含む）、授業・試験運営、臨床実習、研究活動支援、成績処理、進級・卒業（修了・満期退学）判定、学位記授与、単位互換協定による国内留学、海外協定校への海外研修・留学、TA / RA の登録、共用試験受験手続、歯科医師国家試験受験手続、歯科医師臨床研修手続、宮田研究奨励金申請手続
学籍関係
休学・復学・退学手続、転学部・転学科手続、再入学手続、除籍手続
学生生活
学生生活全般に関わる指導、国際交流活動、学生証発行、奨学生選考・奨学金交付・償還（申請手続含む）、定期健康診断、日常的な健康相談・カウンセリング、課外活動支援、学友会・学生会活動支援、保険加入・請求手続、ボランティア活動手続
キャリア支援関係
就職支援、キャリア（進路）形成支援、求職登録、就職斡旋、インターンシップ手続、就職支援講座手続、進路調査
施設利用
図書館・コンピュータ室・視聴覚施設・教室・大学院研究室・体育施設・駐車場・オープンカレッジ・厚生施設の利用
その他
各種連絡・通知、諸証明書発行、用具・備品等の貸与、学則による処分、大学広報活動、書類・刊行物・物品等の発送業務、その他諸通知等に関する業務

2. 保証人等

学生の修学指導等に必要連絡、学生納付金納入手続、各種送付物（学内報等広報誌・学業成績通知書・大学行事案内等）の発送、教育後援会運営・管理

3. 卒業（修了）生等

卒業（修了）・成績・在籍等の証明に関する業務、在学生就職支援、卒業生相互の親睦、進路調査、就職支援、大学広報活動、各種送付物（学内報等広報誌・大学案内・大学行事案内等）の発送

4. 共同利用について

本学では、上記の利用目的のために各部署で個々に業務上取得・作成した学生及び保証人等の個人情報を部署間で共有します。

II 第三者提供について

1. 在学生の保証人（保護者等）への学業成績表等の通知について

本学では、在学生の学修及び学生生活に関して、身元保証人（保護者等）と連携した指導及び支援することが大変重要であると考えており、身元保証人に対して、必要に応じて学修状況の報告を行っています。

本学は、これらの取組及び連絡等が教育上必要不可欠であり、また、身元保証人に対して、学修状況を報告する責務があると考えています。

利用目的	在学生の学修状況の報告のため
個人データの項目	①授業出席状況、②履修登録状況、③学生時間割、④成績表
提供手段及び方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本学 Web ポータルシステム[*]により、保証人が Web 上で閲覧及び確認できるよう提供 ・本学浦安キャンパス教育後援会が主催する地区教育懇談会に出席した身元保証人（保護者等）へ書面での配付 ・上記①のみ、学修状況報告のため、保証人へ年 2 回書面にて送付 <small>※ 大学から提供される学生の成績、時間割及び出欠席状況が確認できるシステム</small>
提供先	在学生の身元保証人（保護者等）
学修の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・Web ポータルシステムを通じて、保証人が授業出席状況等をこまめに確認することにより、欠席傾向にあった学生を直接指導した結果、出欠席状況が改善された。 ・地区教育懇談会にて、面談教員から保証人に対し学生の個人データを参照しながら詳細な説明を行った結果、保証人と学生が、共通の認識で今後の学修目標を再確認し、単位の修得状況が芳しくない学生については、学修及び学生生活状況が改善された。

2. 明海大学浦安キャンパス同窓会・歯学部同窓会への情報提供について

本学では、学部卒業生の個人情報を、以下のとおり大学の同窓会組織である明海大学浦安キャンパス同窓会・歯学部同窓会へ提供しています。

なお、各同窓会は、本学と同様の水準で個人情報保護に必要な安全管理措置を講じています。

利用目的：会報、行事等案内の送付等卒業生の親睦や互助に資するため

提供する情報：氏名、卒期、学部学科、住所、電話番号、勤務先

III 個人情報の開示、訂正、削除等

学生（代理人等を含む。）から個人情報の開示、訂正、削除等について申し出があった場合は、合理的な範囲で速やかに対応します。

また、個人情報の利用もしくは提供の拒否について申し出があった場合は、社会通念や慣行に照らし、妥当な範囲でこれに対応します。

※学生の個人情報の取り扱いに関する問い合わせは、各取扱担当事務局まで本人（代理人等を含む。）が申し出てください。

明海大学における障害のある学生の支援に関する基本方針

2020年11月11日 学長裁定

1 目的

この基本方針は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第8条第1項の趣旨を鑑み、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即し、明海大学（以下「本学」という。）において、障害のある学生を対象にした障害を理由とする差別の解消を推進しその修学を支援することを目的とし、これに必要な事項を次のとおり定める。

2 基本姿勢

本学は、建学の精神である「社会性・創造性・合理性を身につけ、広く国際未来社会で活躍し得る有為な人材の育成」を目指すと共に、人類共存の理念に基づき広く社会の発展に貢献することを目的としている。

この目的・使命に基づき、本学は、「障害者の権利に関する条約（国連）」「障害者基本法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」にのっとり、本学に在籍するすべての学生が、障害の有無によって分け隔てられることなく等しい条件のもとで学生生活（授業、課外活動、学校行事等）を送り、教育・研究に参加し、高い教養及び専門的知識を培えるよう、全ての教職員がその機会の確保に努める。

3 定義

この基本方針において、次に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

(1) 障害のある学生

障害者基本法第2条第1号に規定する障害者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とあり、本学はこれに準拠する。

なお、学生の範囲は、この定義の趣旨を鑑み、本学の学部、大学院、別科に在籍し、本学におけるすべての教育、研究活動及びこれに関連する活動に参加する学生（専攻生、研究生、科目等履修生及び特別聴講学生を含む。）とする。

(2) 社会的障壁

障害者基本法第2条第2号に規定する社会的障壁とは、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」とあり、本学はこれに準拠する。

4 合理的配慮の提供

(1) 本学は、障害のある学生から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある学生の権利利益を侵害することとならないよう、当該学生の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を提供する。

(2) 本学は、障害のある学生からの支援要請・要望に対する具体的な支援内容を、関係学部・学科、研究科及び関係部署と本人（必要に応じて保護者等を含む。）の双方による相互理解を通じて、十分な合意形成と共通理解を図った上で決定する。ただし、成績評価について、教育目標や公平性を損なうような評価基準や合格基準の変更は行わない。

(3) 本学は、学生本人や支援者から意思の表明ができない場合においても、当該学生が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、教職員から適切な機会を通じて、適切と思われる配慮を提案するための建設的対話を働きかけるなど自主的な取組に努める。

(4) 本学は、障害のある学生個々の状況に応じた適切な合理的配慮の基礎として、学内の環境整備（バリアフリー化など施設・設備の促進、人的支援体制、情報アクセシビリティの向上等）に努める。

(5) 本学は、提供する合理的配慮について、障害のある学生が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、障害の状態等の変化など個々の障害の状況に配慮し、適宜、見直しを行うことに努める。

5 支援体制

本学では、障害のある学生一人一人の支援を、関係学部・学科、関係部署が緊密に連携、協力して行う。その相談窓口を次のとおり指定し、合理的配慮に関する相談に的確に応じられるよう努める。

(1) 入学志願者の相談窓口

歯学部・歯学研究科：歯学部事務部学事課

浦安キャンパス：浦安キャンパス学務部企画広報課

(2) 在学生の相談窓口

歯学部・歯学研究科：歯学部事務部学事課

浦安キャンパス：浦安キャンパス学務部学生支援課

6 情報公開

本学は、障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対して、支援の基本方針や支援内容・体制等の情報を、ホームページ等を通じて積極的に公開する。

7 研修・啓発

本学は、学生及び教職員に対し、障害を理由とする差別の解消についての理解の促進を目的として、必要な研修・啓発を行う。

附 則（2020年11月11日制定）

この基本方針は、2020年11月11日から施行する。

浦安キャンパス電話番号一覧

学事課（教務担当）〈学部〉	047-350-4993
学事課（教務担当）〈大学院〉	047-355-6928
学事課（留学支援担当）	047-355-5197
学事課（教員代表）	047-355-5120
学生支援課（学生支援担当）	047-350-4994
キャリアサポートセンター	047-355-5118
教育後援会・同窓会担当	047-355-5112
保健管理センター	047-355-5128
浦安キャンパス学友会	047-350-4999
学友会学園祭実行委員会	047-355-5127
企画広報課	047-355-1101
企画広報課（入試事務室）	047-355-5116
庶務課	047-350-4990
経理課	047-350-4991
管理課	047-350-4992
メディアセンター事務課	047-350-4997
データサイエンス・オンライン授業支援担当	047-355-5163
オープンカレッジ担当	047-355-5115
明海ショップ（売店）	047-355-7983
学生食堂マリーンズ	047-381-7569
レストランニューマリーンズ	047-381-0909
PDI 浦安歯科診療所	047-381-5555

（注意）大学は、プライバシー保護のため、学生・教職員の住所・電話番号等の問い合わせには応じていません。また、電話による休講、講義室の変更（教室変更）、講義室・体育施設の貸与についての問い合わせにも応じていません。

CAMPUS GUIDE 2024

発行日 2024年4月1日
 発行所 明海大学
 編集 明海大学浦安キャンパス学務部
 学生支援課（学生支援担当）
 〒279-8550 千葉県浦安市明海1丁目
 TEL 047-350-4994
 印刷 株式会社 ワーナー

**CAMPUS
GUIDE
2024
MEIKAI UNIVERSITY**